結章――保護主義と体制変容

VII VI V IV III II

政治的解の帰結(以上本号)

OECD鉄鋼委員会トリガー価格制度

――アメリカの鉄鋼保護貿易主義― 保護貿易の政治学 (Ⅱ)

序章

鉄鋼産業と国際貿易

輸入規制第二波前史

夏冥テァン・ 『見な手』は鉄鋼業界と保護主義の論理

連邦議会――政治化の舞台東京ラウンドと行政府(以上前号)

野

林

健

137

対応を求める舞台となった。

# V 連邦議会――政治化の舞台

鉄鋼ロビーによって誘導され、 鉄鋼問題 は七七年秋にピー クをむかえるが、 地元選挙区での失業問題に触発された議員が、 その政治的構図はまず 《連邦議会対行政府》として描 カー ター政権に対し、 すみやかな政策 かれる。 議会は、

わった。 そこでは、 連邦議会が、カーター政権に政治的決断を迫ることによって、 議員は立法機能をになう者というよりは、 行政府に圧力をかけるプレッシャー・グループとしてたちま 個別産業たる、 また、 地域問 題としての

力をかわしたかにみえた。だが、まさにそのときに、鉄鋼問題は急を要する国内問題として浮上した。 二〇日、第二回は九月二九、三〇日)。アメリカ政府は、 「鉄鋼」が、いよいよナショナルな争点として国内政治過程に登場する。(1) 方、この時期、国際レベルではOECD鉄鋼特別部会が発足し、多国間協議が始まっていた OECDの場を設定することによって、国内鉄鋼業界 第一 回会合は七月 の圧

わせ、 多角的調整という時間の 般大衆の耳目を惹き付けたが、 か かる問題解決法よりも、 それらは「一般世論、 大量のレイオフ、 行政府を教育する」という業界戦略にとって、 工場閉鎖といった動きの方がマ スコミをにぎ

工場閉鎖といったイヴェント 本章ではまず七七年危機の背景を考える。 が、 どのようにキャピトル・ そしてそのあと、 ヒル 業界の反輸入キャンペー =連邦議会に入力されていったかをさぐる。 ・ンの 実態、 さらにはレイオフ、

からざる国内政治イヴェント

であった。

## 輸入の増大と企業収益の悪化

て総量で一六万トン、

率にしてマイナス二%と若干落ち込み、

このため総輸入量に占める日本の比

一率も、

過去最高

業界の反輸 入キ t ンペーンを加速させた背後には、 鋼 (材輸入の増大と企業収益の悪化 があった。 業界は この 両 者

輸入の増大→失業の発生という因果関係に設定し、 さて七六年の鋼材輸入量 である。 ほぼ前 П これは の F. ーク六九~七一年の水準に復帰したが、 対前年度比一八・ (スチー ル・ミル・プロダクツ・ベース) 九%増である。 キャンペ 一方、 輸入も 鋼材見掛消費量一億一〇八万ト 1 ン 内需に見合って増加、 効果の増幅を狙 は 一、四二八万ネット・ っ たの 見掛消費に占める割 で ある。 ンは ۲ 対前年度比一三% ン (以下 合は لح 前

略

より○・六%増の一四・一%と、

若干上昇した。

比でECをうわまわったのは六九年、 前年度比三二・ 九八万トン)、 相手国別にみると、 構成比においても五五・九%と、 七%減の三一九万トンに急減、 日本からの輸入量が史上最高を記録したことがまず目をひく。 七〇年、 前年の七五年に続き、 構成比でも二二・三%と史上最低を記録した。ちなみに、 初めて五○%の大台を突破した。これに対しEC諸国からの 四回目である。 対前年度比で三六 · 六%増 日 本 輸 が 構 七 は 成

四 増 1を記録してい %から一七・八%に増加し、 問 題 る。 の七七年である。 鋼材見掛消費量は対前年比七・三%増の一億八四五万トン、 七一年の一七・九%につぐ史上第二番目の記録となった。 まず輸入総量でみると史上最高の一、九三一万ト 見掛消費に占める輸入量は前 ン を記録、 対前年比 三二: 二% 年 ல்

相手国別にみると、 四%増である。 また総輸入量に占める構成比も三五 なによりも目をひくのは、 EC諸国の輸出攻勢である。 四 %となり、 前年よりも一三・一 対米輸出総量六八三万ト % の 増加となった。 ン は 対 前 年比 ス チ

八ド 1 であっ プ たのに対 ダ クツ į ١ 日本の単 ン当たり平均単価をみても、 -価は対前年比一二・八%増の三一二ドルであった。 EC諸国 の ァ ノメリ カ むけ鋼材は対前年比 日本の対 米輪 八 出は前年と 比 五.

ぎに企業収益についてである。 た前年の五五・九%から四○・五%へと減少した。 だが、 時すでに遅く、 この抑制はなんら効果を持たなかった。

半ばに一層加速された。 遅れに労働コストや公害規制コストの上昇が加わり六〇年代に悪化し始めたが、これに石油危機が加わり、 ,うまでもなく企業収益の悪化は大きな圧力として経営者に作用する。アメリカ鉄鋼業の収益は合理化、(3) たとえば売上高税引後利益率は七四年の六・五%から四・七% (七五年)、 三・七%(七六 近代化 七〇年代

そして問題の七七年には○・一%にまで落ちこんでいる。金額でいえば七四年の税引後利益が二四億八、○○

○万ドルであったのに対し、七七年はわずか二、二○○万ドルにすぎない。 ○○○万ドルにまで落ち込んでいる。税引後利益率でいえば六・七%(七四、七五年)から四・七% ルであったのが、七五年には五億六、○○○万ドル、七六年には四億一、○○○万ドル、そして七七年には一億四、 この間の推移をアメリカ最大の製鉄会社USスチールの場合でみると、七四年の税引後利益は六億三、〇〇〇万ド (七六年)、そ

して一・四%(七七年)への減少である。 さらに留意すべきは、 アメリカの製鉄会社の多くは経営の多角化に熱心な点である。 さきのUSスチー ル の場合、

総売上の約六七%を占める一方で、

製鉄部門は四、

五〇〇万ドルの赤字

を出している。 七七年度の製鉄部門の売上高七七億ドルは、 にゆずるとして、七七年上半期は対前年同期比五三%の大幅減少である。 収益に関するデータをみておこう。 大手一四社の七七年上半期と前年同期の比較である。 番減少率 が大きかったのは 七七年九月 詳しくは

年上半期一七億ドルの利益から一転して五八億ドルの赤字に転落している。 K 工場閉鎖をおこなうヤング スタウン・ ショ ١ アンド・ チュ Ī ブ社の親会社ライクス • J 1 ボ レ 1

シ

ンで、

カイザー

ライクス

マクロース

サイクロプス

	(77 年上半期)	(76年上半期)	(減少率)
US	チドル	チドル	%
	103,700	217,300	52
インランド	52,365	59,221	12
クレイン	48,160	30,480	(+58)
アームコ	36,168	64,937	44
コルト	30,406	36,473	17
ナショナル	30,055	41,220	27
リパブリック	16,029	37,499	57
アレゲニー・ラドラム	10,889	2,261	(+309)
ペスレヘム	9,600	82,800	88
インターレイク	9.402	18 237	48

7,149

5,343

2,453

-58.150

表 6 大手14社の収益状況と減少率 (77年上半期対前年同期)

注) Pittsburgh Steel と J&L は除く。 出所) Journal of Commerce, Aug. 25. 1977.

層

を

か

けることに

こなる。

制 利 12 で 融 あ の 支援を求める ことである。 緩 っ が 和であ 留 て「反輸入」 第二に 意すべ b 問題 きは、 投資 業界が解決すべ 輸 ぼ が 入問題はい に 業界 対 丰 する減 第 ャ ンペ に の ホ い設備に わば四 き根 免税制 ļ ン ネ ン 近代化 本問 の は 番 度 すべてで 目であった。 題と考え、 ジ 第 の ン た ボ 一に公害 め は ル の 操 な 低 政 か

幅 ひゝ にすぎない。 六年より七七年の方が利益をうわまわ たということは、 七六億ド な業績 時 ハチー 以上みたように、 拍 で ぎに大きな減少率を示してい から一・七セ USスチール(五二%)と続く。 車 あった。 不振はあ ル (八八%減) , の 一 七七年上半 方で、 七七年の上半期が **つきらか** ントに減少したことを意味してい **Ի**\* 七七年は業界にとってきわめて厳 で、 利益 ル であり、 期 の販売に占める利益 カイ が五三%減の三億ド の 売 上が ザー 終 反輸入キャ る わる時点ですでに 対 • の 前 っ ス は 年比 ているの チ 四 べ Ì 社 ンペ ス 七%増 が ル の = レ ル (六七 うち ì で は二 ^ ン 九 あ の 厶 セ 社

21,594

7,269

4,052

17,270

67

26

39

あげさせるためには、 はその 四 番 百 の 問 題 失業問題とからませた反輸入キャ が なぜ キ Ť ンペ 1 ン の前 面 に持ち出 ンペ レン されたの が、 B かというと、 っ とも政治的効果があると業界が判断 さきの三要求について政府

らにほかならない。 六、○○○人の職を奪うことに等しい」とアピールするとき、 ル化して、地域問題をナショナルな争点に連動させようとした。 の輪を広げる一方で、 業界はすでにセクター 連邦議会議員にもロビー活動を強化していった。 別交渉を政治的 人質に鉄鋼多国間協議を政府に求めてきたが、 鉄鋼地域を選挙区とする議員もまた、 USWAと連合しつつ、 USWAが、「一〇〇万トンの輸 いよいよ、 地域住民にまでキ 失業問題をシ 業界・労組連 鋼 ンボ 材 は

材輸入量で二三〇万トン増、 うとの説明に、 に参加、 ままでになく業界に対する世論の同情を得やすくした点である。 第二は、七七年は、 政治化を促進した要因として、 支援の道を選ぶことになる。 説得力を与えたことである。 一九三〇年代以来最悪のリセ 前年比でいえば一八・九%増であったことから、 さらに三つの点を指摘することができる。 ッ シ 3 ンの 時であ 5 工場閉鎖や 第一 鋼材輸入はさらに一層増加するであろ は、 前年の七六年は前 レ 1 オフというイヴェ 年 にくらべ ン ŀ は 鋼

方が 業発生は失業の削減という政策目標になじまない。 ていたことに関連する。 は る カゝ 七七年一月に発足したカーター政権がインフレなき持続的成長とともに、 に視覚的であり、 業界の求める輸入規制はインフレ抑制とは相反するオプショ また心情的にア ۲° ì ル するものであった。失業こそ現実政治にお しかしインフレと失業とでは、 社会的インパ 失業の ンである。 削減を政 **ኒ** ን クト てもっとも と同時に、 iz 公治課題 お 利用 て後 大型 E かゝ の 価 かゝ 値 失 げ

0

ある圧力源であり、

丰

+

ン

ぺ

1

ン

のシ

ン

ボ

ماد

であった。

ゥ

ス

ŀ

副社

行動

をとってい

る。

それはもはや自由貿易や公正貿易とは無縁のも

のであ

る

イ ンタビ

\_

の

約

カ

鋼 月

前に

ゎ

か

るように、

的 価 ダンピング仮説を肉付けしてカー 輸入が失業を引きおこすとい ター う単純な論理に、 政権を最終ターゲットにしたキャンペ 『国際鉄鋼貿易の経済学』 Ī (七七年五 ンが展開されてゆくのである。 月発表) の う略奪

## 反輸入キャンペーンの展開

会社首脳がAISIと提携して外国 つぎに具体的 なキャ ンペー ン活動 メート に目をむけよう。 カ 1 特に日本による不公正な競争からの救済を求め、 ジ ャ 1 ナ رار オ ブ = 7 ī ス 紙 は七月二十 日 一般世 の 紙 論 面 お ょ Œ 鉄 議 鋼

ている。 売価格以下でアメリ 国 会からの支持を強化するための全国行脚を開始した」と報じている。 企業が輸出補助 |内鉄鋼業で輸入の被害を受けていない会社は一社もないが、 .紙とのインタビ 米国での競争を不公正なものにしているのが問題なのである。 だがアメリカ鉄鋼業と労働者を犠牲にして、 金 税還付、 ٦. カで売っていることはあきらかである。 1 のなかでべ カル テ スレヘム・ ル の形成、 スチ 信用供与等の割当てなどで自国政府の í 外国のメー ル副社長フレデリッ われ 単純に輸出自体が悪いというつもりはない。 ゎ カーは自社の操業率を維持し失業を抑えるとい れ はフェ 外国メー 2 ァ カ ゥ 1 な競争にもとづく自由貿易を信奉 ļ 工 ス 特別な支援を受けてお トはつぎのように語 わけても日本が自国市場での てい 対 米輪 そ 販 띮

В あ š |米財界人会 れてい 外国は彼等の市場にわれわれを決して参入させようとはしないのだ。 ると述べる一方で、 議 が おこなわれたが、 アメ ij 日本側代表の岩佐凱実氏は極東アジア地区の市場には日 カ業界の輸入規制要求は保護主義であると批判してい る。 本、 韓国、 この発言か

長が日本についてつぎのようなコメントを加えていることも興味深

岩佐発言の真意、

あるい

は

ことに加えて、

リカ業界内に日本

真偽はここでは問題ではない。このようなとりあげ方なり解釈が重要である。 示しているが、 したこと、その反面、 発言には、 その背景には日本の対米輸出量が七五年には総輸入量の四八・六%、 ECは三四・三%から二二・三%へ減少した事実がある。 あきらかに日本が大きく影をおとしていた。 日 1本が 「スケープゴ こ の さらに七六年には五六%に "日本の数字" | | |-にされたことを端 自体が めだった 急増

当時の日米間の貿易収支が日本の大幅出超にあり、これに発した一般的な反日感情が存在したこと、

・のデータの方が入手・分析しやすく、与し易しとの考えがあったこと、

日米業界間の結びつき

は 光吹間 『ほど強くなかったことも指摘されよう。 キャンペー ンは鉄鋼業従業員とその家族、 地域住民、 新聞雑誌への広告、 記者会見などを通じ、 幅広く展開

されてゆくが、以下、

いくつかの

例をみよう。

イムズ(九月十四日)に出した広告をみよう。ちなみに、同社は七七年上半期の収益が対前 年比八三%減、 まずベスレヘム・スチール社がニューズ・ウィーク (七月十八日号)、 フォ ì ・チュ ン (八月号)、 \_ \_\_ 1 ì ま た 第 タ

てい の多くはダンピングされている。 ・四半期では 広告のタイト つぎのように述べている。 それは しかし実際はそうではない。大部分の外国メーカーは fair fight.) もはや自由貿易ではないし、 ルは「ベスレヘム・スチールはフェアーな闘いをこそ求めている」(Bethlehem Steel is looking 一九三三年の創設以来初めて赤字をだした会社である。 である。 もしわれわれは同じルールでリングにあがっているなら相手を打ち負かすことができ 広告文は日欧とアメリカ鉄鋼メーカーとのあいだの競争をボクシングの つまり自国市場での販売価格よりも低くアメリカで売られ、 フェアーなことでもない。 自国政府によっ またさらに、 て保有あるい アメリカに輸入されている鋼材 総生産コストを割 は助成を受け保護され 試 合に って

15

記者会見も各地で精力的におこなわれた。

その

なかにはAISIとUSWAとの共同記者会見もあっ

た。

ō

例

販売されている。 いうまでもなくダンピングは不法行為であるが、 それを証明することは難し

易についての 争なのだ。 のである。 維持し、 カ 市場で売られるようにすること、 は外国 雇用を確保するためである。そのことが、多くのアメリカ人鉄鋼労働者の失業や就業時間 したがってわれわれが政府に求めるものは、 我が社もアメリカ鉄鋼業界も決して保護主義者ではない。望むところは、 政府間協議を推進すること、 I カ 1 がなぜこのような行動にでるかというと、 あふれんばかりの輸入鋼材に対して一時的な救済策を講ずること、 の三点である。 輸入鋼材が少なくとも生産の総費用をカバーした価格でア 自国の市場が低迷している時、 フェアーで平等な条件下での競 なおも生産を高水準に の 短縮をもたらす 国際鉄鋼貿

という小見出しに、 この広告のいわんとするところは、 みることができる。 タイト ルとともに "Free Trade, Yes. But fair!" "Washington must

争に抗議してカーター大統領あてに葉書を出すことが求められていた。また地元のプレス・ 口 (イリノイ州) 1 つぎはコミュニティ・レベルの例である。 1 スチール社長とUSWA第三四地区委員長連名のキャンペーン広告がだされた。 乜 ント・ の従業員とその家族は、同社とUSWA連名の手紙を受けとった。そこには、 ル 1 ス地区を担当するようAISIに割り当てを受けていたのである。(9) 七月中旬、 ナショ ナル ・スチー ル傘下のグラニ ナシ Ħ ット ナ レ 外国からの不公正 = ル ነ ኑ\* シ • ・ティ ス -紙には チ ì ル社 ス チー はデト ル 競 社

が七月一 П 1 日 クブライドの記者会見である。(10) ۳ ッ ッパー グでおこなわれたジ 듸 1 ン ズ・エンド・ラフリン社社長のトマス・グラハムとUSW A委員長

そ 内容には特に目新しいものはないが、 7 クブライド委員長が世論と政策担当者を 「教育するため」 の業界キ

る。

たベスレヘム・スチール社のラカワナ工場(ニューヨーク州)の減産措置や、 て、一○○万トンの鋼材輸入はアメリカ人の六、○○○人分の職を外国に輸出していることに等しいこと、 ンペーンに労働組合も参加しているのだと明言したことは指摘しておこう。マクブライド委員長はその理由づけとし フェニックス・スチール社のフェ 最近、 =

クスピル工場(ペンシルバニア州)の閉鎖などすでに二、〇〇〇人以上がレイオフされていることを特に強調してい

ろ、 閉鎖については業界、 て それが政治的アピールを持つには、 うまでもなく、 労組の 敵" は経営陣から外国メーカー・外国政府に置換されたのである。 雇用問題は賃金とならんで労組の最重要関心である。 労組間に厳しい対立がおきるのがむしろ自然である。しかし "反輸入" というシンボルによっ ひとまず業界・労組連合が成立したのである。 労使の対決が前面に出てはならなか したがって経営者側が下すレイオ った。 実際、レイオフにしろ工場閉鎖にし 国外に諸悪の根源を求める フやエ ″反輸

キャンペ

ーンによって**、** 

れ、連邦政府による調整援助を受けていた。(ユ) によれば、 しか Ę 八月始めまでに四二、〇〇〇名の鉄鋼労働者が、輸入増加に起因する失職もしくはその恐れありと認定 七月 から八月にかけ、 輸入増→失業の増大、 というセオリーを強化するようなできごとが続いた。 U S

たジョ また八月中旬には、ベスレヘム・スチール社がラカワナ工場の生産規模を四八〇万トンから二八〇万トンへと約四 トであった。この二つの措置によりベスレヘム社の年間生産能力は一〇%減となり、また九万人のうち七、三 ンズタウン工場 一一、五○○名の従業員のうち三、五○○名減らすと発表した。これは八月始めに水害の被害を受け (ペンシルバニア州) が生産規模を一八○万トンから一二○万トンに削減することに続くイ

ン

日

本鉄鋼輸出組合による反論書はAISI白書の対日批判、

つまり日本は政府の援助のもとに、

独

特

の

金融

制

度に

○○名が職を離れることになった。

連合の姿をみることができる。(2) 理解を示し、政府が輸入対策を早急に講じなければ工場閉鎖は今後もおきるだろうと述べた。 USW委員長は、 鉄鋼価格への介入、 スレヘム 社のフォイ会長は、 労働組合としては非能率な工場まで稼動させよというつもりはないと、 労務費等の上昇、 ラカワナ工場に対する措置をもたらした要因として「輸入鋼材の影響、 増加の一途をたどる環境規制等の政府規制」をあげている。 間接的ながら経営 ここにもまた業界労組 またマ 政府 クブラ サイドに による イイド

政府 地 域を選挙基盤とする、 への教育効果」は、 このようなキャ 必ずしも十分ではなかった。 あるいは労組を支持母体とする特定の連邦議会議員であった。 ンペーンの成功度はどの程度であったの 効果があっ たのはレイオフなどが実際に発生した地域と、 か。 結論からいうと、 彼等が目指した 般世 その 論と

### 三 キャンペーンの初期効果

メリ との論調の方が強かったことである。 ے ル の点でまず指摘されるのは、 ij ン チ社 . の 日米比較 ヘレポ ートであった。 生 産 その発端は七七年五月に発表されたAISI白書に対する日本側 = スト の日米比較論がこの時 以期にあ 9 般的には、 日本 っ 方 が 効率 の 反論書と、 的 であ

ばコ 助けら ス ŀ れて巨額の投資をおこない、 割れ 価格の輸出で維持してきた、 その結果、 という批判に真っ 高い操業率を維持する必要が生じ、それを輸出により、 向から反論したものである。 それもしばし

両者の対立は日米業界間のものであるが、他方、

メリ

ル

リン

チ

・ レ

ポ |

١

は同社副社長チャ

1

ル

ズ・ブラッド

. フ

ると結論

づけ

たので

で あ(4) る。

から出 に よっ れた点で、 て同年六月に ァ ノメリ ,カ側マ 発表された、 スコミの注目を増大させた。 い わば第三者による分析 である。 しか もそれが ハウォ 1 ル 街 最大手の証

途に 日 北米間 ŀ H ぁ 米 の 小の生 の る 結 論 生産費ギャ 一産コスト、 ということである。 は 日本の鉄鋼 労働 プはせばまっ メリ コス カー <u>۱</u> 石 油 たが、 原料コ 危機の は アメリカの い 際 ス ۲, の石 まや一 油 メ エ ĺ ネ 九七二年時点での 価 格 ル カ ギ Ì の 値 i よりもはるかに効率的であり、 上りと、 = スト、 二回にわたるド 日本のコ テ クノロ スト ジ ì 優位約三〇%に再びもどりつつあ ルの切り下げによって、 しか ٠ ルなどを比較 も対米優位は拡 した同 一時 大の ポ

ブ 五 Ø Ø ì ようとしたが、この論争は日本側の記者会見を含めて、アメリカン・ がの、 気配が また、 1 ス Ħ 紙、 キ七%の値上げを九月四日付ですることを発表、 ンタビ 本 街と日 値上げ発表はただちに ·側反論書 かみら = 鉄鋼価 六月には薄板類、 本、 れ 1 1 格 は な を含めて、 3 アメリカ業界の輸入批判に挑戦」と題し、(15) かったことも指摘されてよかろう。 の値上げをめぐる業界と政府の対立がこの時期に発生したが、 ì 輸出価格に関連してこの 2 タイムズ紙、 厚板、 日本の主張に好意的な記事を掲載している カ 1 棒鋼七%の値上げをおこなっていたが、 9 ì ワシントン・ 政 権 からの批判を受けた。 メリ ル ポスト紙などに報道された。 ŋ その他の 鉄鋼業界はすでに七七年三月、 ン ・チ・ メリル・リンチ・レ レ メ ポ 大統領経済諮問委員会のチ 1 カ Ī メタル・マ ーもほぼこれに (他紙は日米論 を引用し、 USスチー ì ポート 特にニュ 行政府の態度には業界に対する宥 ケッ 日本の 追 |争の事実関係を中心に報道)。 ルは七月二一日、 ブ 卜紙、 執筆者の また、これによってアメリ 随する動きをみせたのである。 IJ = 1 キ ス ャ ∄ ジ 四 ト優位を強 Ì 1 ャ ブ ル ク 1 八%、 ラッド ズ ナ タイムズは ル シ 大型形鋼六%、 鋼管類 ・フォ り オブ・コ 象づけ ነ ዞ ツ委員 ーウ غ 和

今回

「のこの値上げはインフレ抑制というわれわれの努力に逆行するものであり、

カ

記事はさらに、

本年度上半期の鋼材輸入量は対前年比二六%増の八〇〇万トンに達したが、この分では本年度の国

ると論じている。

に、 販売価格はフレート、 構造や政府の政策が鉄鋼業に及ぼしている影響などを調査し、それを九月末までに完成するよう指示した。(ちなみ മ 鉄 カ 十月七日に提出された報告書は、 が鍋メー 1 タリ カ 大統領自身もこの値上げに批判的であった。 1 は外国との競争力を弱め、 関税を考慮しても米国のものよりも五%安値で売ることができる。他方、 日 本の生産コストはアメリカより一五%~二〇%低いこと、 アメリカ人の職の確保を一層困難にするであろうと強く批判した。(2) 大統領は、 賃金物価安定委員会に対し、 欧州製はアメリ 国内鉄鋼業の 日本製鋼材の平均 コ 'n スト

ቷ

りも高くなるなどと指摘している。) (ヨ) カ いう点である。 。 の さらに指摘すべきことは、この時期、 メート カ ì は近代化に失敗、 たとえば八月三日付のウォー 日本に遅れをとる」と題するデービット・イグナチアス記者のレポ(タ) 一般的な世論が決して業界・労組の言い分を無条件で支持してい ル・ストリート・ ジ ャ ーナル紙は第一面に「老朽化した設備 ートを掲載してい な ァ っ 、メリ たと

る。

ども紹介しつつ、 助 高炉はアメリ 記事 協定を結んだその相手日本鋼管は、すでに同じような高炉を一三基所有、 建設であるに加えて、建設に際しては「宿敵」であるはずの日本から技術導入をしなければならなかった。 ものであると紹介している。 ずは冒 頭で、 カ鉄鋼業の「競争力ジレンマ」の一例を示すものであると指摘する。 最近の業界キャンペーンには、 七九年に完成予定のインランド・スチール社 イグナチアス記者は、 日本の鉄鋼業がおそらく世界でもっとも効率的であることを無視 USスチール社が大型反ダンピング訴訟を準備中であることな (業界第六位) しかも一番古いものでも一九六二年 のインディアナ・ハ 同社の大型高炉は第二次大戦後初 し バ ì 工場の 技術援 建設 新設

フ

アであるし、

の

内消費成長分の 自分の経験の はとんどは輸入に喰われてしまうだろうとの業界筋の声を紹介、 な かでいまほど市場が競争的なことはなかったが、 これは輸入がもたらしたものだというバイヤ それと対比させる形で、 筋

多くは五〇年代、 ばしば用いる『アンフェア』という言葉を意識してか、「消費者と環境を犠牲にして鉄鋼業界を救済することはア 保護することは鉄鋼価格の引き上げを招き、 日 付)。 に対する輸入割り当ての実施と環境保護基準の緩和 発言でしめくくっている。 記事の一 社説は、 カ月ほどあと、 7 六○年代における誤った経営上の決定に起因する。 また長い目でみて、業界の競争力を高めるとも思えない」とも論じている。 メリカの鉄鋼業が多くの 「鉄鋼に試練の時」という社説がニュー 困難に直面しているのは事実であると述べる一方で、 インフレを加速させるであろう。 ――には反対すると明確に述べる。米国企業の 非効率なアメリカ企業を効率的 3 ーク・タイムズに掲載されて そして社説は、 業界が 業界の 対 な日 か い る<sup>20</sup> か 日欧批判にし 主 える問 本 企業 (九月五 へから 題 の 日

注文が多かった。 H つことは当然として、 係にある地 本、 とより 欧州 以上 域 0) 一の二 カ 1 1 一紙で世 カ の ビッグ・ビジネス、 ル 批判以外にもアメリ ぺ 論全体を代表させることはできない。 ì パーとて、 寡占産業の代表格である鉄鋼業には すべてが業界支持ではなか カ側経営者、 賃上げ等の労使慣行、 しか った点である。 し留意すべきは、 かゝ アメ なりさめた目を持 ij 地 この時 カ政 域の雇用 府 期 の 問 無策ぶりへ 題に強 鉄鋼業と密接な関 0 てい い たといえる。 関 の批判や 心を持

業界が反輸入キャ たとえば + ン グ ンペ ス ヘタウ 1 ンに注ぐ資金は設備投資に振りむける方がはるかに有意義であると辛辣な批判をする新聞も Z べ スレ ^ 4 シ 力 ゴ の 各 П 1 カ ル ペ 1 パ 1 などにそのことがうか が ええる。 な かゝ には、

過

去三〇年

連

地域でも業界・

労組の主張が無条件で支持されていたのではないことがわかる。

行部数約四○万を持つプレ 1 カ ル 紙の一例としてオハイオ州クリーヴランドのプレ スティ 1 ジ の あるロ 1 カ ル紙であり、 クリー イン ヴランドは自動車、 ディー ラー 紙にふれておきたい。 鉄鋼、 J\* ム等の 同 産業を

紙

は

発

心とした一大工業地帯である。

あっ(21 た。

業界が前回と同じように値上げするのならこれらの措置は撤回されるべきである」と発言している。(※) に警戒を発するようなシステムが必要だろうし、 と思うと業界は鋼材価格を一六%も値上げしてしまった。 ズ下院歳入委員会委員長とともに日本と話し合いをし、鉄鋼の対米自主規制をアレンジした。 主党、第二二区選出)とのインタビューを紹介している。 八月一六日の社説は、 まず日米業界の主張を紹介したあと、 場合によっては関税引き上げという手段もないわけではない。 今回の問題については、 ヴァニック議員はそこで、「私はかつてウィ 地元選出の有力下院議員チャ 過度な輸入圧力を監視し、 ı だがそれが実現したか ル ズ ヴ ルバ ァ = 1 ッ ク だが、 にやめ ₹ (民

をさせられるべきではない。具体的な対応策を決めるのは容易なことではないが、それは保護主義よりも自由貿易に 度の犠牲をこうむることもやむをえないだろう。 |いものでなければならない。| | (23) 社説は最後につぎのように述べて終っている。「アメリカの基幹産業の存立のためには一般のアメリカ人 しかし不効率な産業を維持するために、消費者がやたらに高 が あ い買物 る程

催する下院歳入委員会貿易小委員会の委員長でもある。 が 精力的にロビーイングをした対象の一人でもあった。 ク議員は一九五四年に初当選以来の有力議員である。 更に、 鉄鋼業州オハイオの古参議員でもあることから、 これらの要素を重ね合わせると、 またこのあと詳述するように、 鉄鋼問題公聴会を主 この時期、 鉄鋼関

表 7 州別粗鋼生産

(4 N. T.)

	1977年	1975年	1973年
	25,737 (20.5) <sup>%</sup>	%	%
ペンシルヴァニア	25,737 (20.5)	25,761 (22.1)	33,925 (22.5)
インディアナ	21,472 (17.1)	19,807 (17.0)	23,622 (15.7)
オハイオ	21,466 (17.1)	19,620 (16.8)	26,510 (17.6)
イリノイ	10,872 ( 8.7)	9,552 ( 8.2)	13,428 ( 8.9)
ミシガン	10,051 ( 8.0)	9,093 (7.8)	10,945 ( 7.3)
ニューヨーク	3,958 ( 3.2)	3,401 ( 2.9)	6,401 ( 4.2)
カルフォルニア	3,224 ( 2.6)	3,351 ( 2.9)	4,479 ( 3.0)
ケンタッキー	2,289 ( 1.8)	2,081 ( 1.8)	2,688 ( 1.8)
その他	26,264 (21.0)	23,976 (20.5)	28,801 (19.0)
(合計)	125,333	116,642	150,799

AISI, Annual Statistical Report, 1977, p. 55 より作製

また、 選 二%を占めている。 域 = ス の イ州の九%、 全体の二〇%、 をみておこう。 ~~ の政治家達である。 i タ ジ チ れ 以下、これらをみてゆくが、 四 地 -1 域リ ゥ ブをとっ た鉄鋼都市連合 ダ の 1 地 ようななかで業界・労組の立場に与したのは鉄鋼業関連 の重要な産業であっ 3 ン I ・であ 大点の 域の 市 i ì ム 長ジ ズ ダ ク、 ミシ )拡大· たのはペンシルヴァニア州アルゲニ ーによる組織化の代表例は、 経済的、 り連邦議員であった。 インディアナ州とオハイオ州 詳しくは表りにゆずるとして、 フ ゥ ャ ガ レ ± ッ アティとトマス・フォ ン ス (Steel Communities 州の八%と続く。 社会的基盤が鉄鋼産業に大きく依存している地 地域リー ۲ たり、 ヴ ン ァ タ その背景説明として州別 1 ーらである。 ダーと鉄鋼関連議 鉄鋼労組が支持母体の議員であ ジニア、インディアナ、 より正確に言えば、 以上五州で全米生産量の (4) Coalition) である。 九月八日ワシント ス タ が 彼らはペンシ ペンシ Ţ 七%、 I 郡 オ ル ハ  $\exists$ ミッ 鉄鋼業 1 そしてイリ ヴ の 鉄鋼 イリノイ、 ァ オ ル 州 シ = ヴァニア、 シ で結成 ァ 生 が 地 ヤ イ 約七

産

州

が 量

ン ナ = シ

1

域

の

地

元

旧

l式設備 にエ

の工場の再建合理化におくとともに、

以下の二点を連邦政府に働きかけることを明らかに

してい

る。

()現在

一場を再建したい鉄鋼会社に対し、

ン

71

の設立、

臼大統領は鉄鋼自主規制について多国間交渉の場で努力すること。(8)

₹ ガ ン諸州 の鉄鋼関連自治体に組織の設立を呼びかけた。

式 た。その起源はヤングスタウンのあるマホニング・バレーの鉄鋼業を救済するために設立された地域開発協会(WR つまり、 れら自治体は全国生産量の六○%を占めていたが、 地域の重要産業に対する連邦政府の援助を引き出すために地方自治体がその仲立ちをする方式から生れ そのアイディ アはヤ ングスタウンがすでにおこなってきた方

決議を採択している。 |||公害規制などの企業活動規制の緩和、 九月八日、「全米市長会議」 のワシントン事務所に集まった二〇余の市、 三鉄鋼価格の見直し、 四政府補助や税制上の優遇措置、 郡の代表者は、 ()輸入に対する救済措 などを政府に求める

EDA) であった。

い る<sup>25</sup> 化 止であるが、 ワ されても地 この決議内容をみると、 ント Ü٦ て十月始め、 リヴァ ンでの結成会議には、 ンは、 長期的には日本やECの鉄鋼業のように効率的で競争力のある産業の再建に力を貸すことだとも述べて 域経済には大きな打撃である。 同連合実行委員長に就任したフレアティ 地方自治体と企業の利害が常に一致すると仮定するのは間違いだ、 この USWAは招かれていたが、 連合は企業サイドに立っているかのようである。 また、 連合の短期目標は企業の財務破綻、 業界関係者はいなかっ (アレゲニー郡 コミッショ しかし必ずしもそうでは た。 工場別 ナー) 同連合の臨時委員長ウィ レイオフは企業論理から正 は 鎖 当 操業短縮 굽 の最 なか 大月 などの っ 標 た。 防 を 当 7

商業銀行からの融資を補助したり直接融資する連邦べ 1 ス の *"*ス チ 1 ル 153

14

行政府にも つぎに連邦議員である。 域連合が 理 解されたことは、 一強力な圧力団体として行政府にインパクトを与えたとはいえない。 鉄鋼ロビーの議会工作の成果は九月下旬にひとつの節目をむかえた。 間違いない。 だが、 シンボ 九月二〇日、 ルとしての意 下院貿

は上院に誕生する 易小委員会で鉄鋼公聴会が開催される。さらに二日後にはスチ 1 ル • コ ï カ ス (鉄鋼議員連盟) が下院に、二八日に

予されなければ再開はおぼつかず、また現在の従業員一一、四○○名を七、 を強力に支持する立場をとったのみならず、 名はベスレヘ 増幅させる役割を積極的に果たす。 社は、 グ ì その典型 シ ィ 政権に を地盤としていた。 うまでもなく、 ワ グの結果であった。 Ź 同工場が水害から立ち直るためには、 カー 申し出た。 <u>ہ</u> 七月二〇日に水害のため一時操業停止されたジョーンズタウン工場の例である。 はこの時期、 スチール社のフォイ会長が このような結果は一朝一夕に生まれたのではない。 この申し出を支援したのがシュ また 実際、 7 鉄鋼のバイアメリカン・プログラムに熱心な人物であったし、 ì 鉄鋼業界あるいは労組を意識せざるを得ない立場の議員は、 サ んはジョ Ì 今回の操業停止原因は水害よりも輸入急増にあると記者団に語って ホワイトハウスの ンズ すべての環境保全投資(九、 タウンを地盤とする第一二選挙区選出の下院議員であっ ワイカー、 シュナイダーズ補佐官にさきの申し出をする際、 ハインツの両上院議員、 それは鉄鋼諸州の議員に対 五○○名にカットせざるをえないとカー 五〇〇万ドルと試算された)を二年間 7 ハ ーサ下院議員であ インツは鉄都ピッ 反輸入キ べ スレ する精・ た。 ンペ 力的 ム ス 1 な それ ツバ た27 チ ン を ٤,

Ŧ

特に

ツ議員が日本によるダンピングとカー

ター

政

権の

無策ぶりを強く批判したことが目をひく。 ンを増幅させたひとりである。(28)

か

れは一九六八年以来

ジ

フ・

ゲイドス下院議員(民主党)も反輸入キャンペー

から

持つ貿易政策上の意味、

d発展途上国、

コメコン諸国が生産、

輸出、

消費主体として有する将来的

ぺ ン シ ル . ヴ - ァニア州の第二〇選挙区から当選しているが、 この 地区はUSW Aの政治勢力が支配的なところであり、

彼自身USWAを支持母体としていた。

に同席していることに象徴されている。 イドスの 役割は、 たとえばさきにとりあげたピッ かれは、 鉄鋼貿易へのアメリカ政府の介入を強く求めるとともに、 ッバ 1 グでの A I S I U S W Aの共同記者会見 (七月 鉄鋼労働

旦

#### Ŧī 鉄鋼問題公聴会の開

者が連邦政府からうける調整援助の認定や、

公害規制の緩和についても熱心であった。

による公聴会である。

議会を舞台とした政治化 のド ・ラマ は 九月二〇日に、 大きな見せ場を迎える。 下院歲入委員会貿易小委員会

開催を正式に発表、 (-)開催にさきだち、 政府の対応、 鉄鋼生産の景気循環的性格と鉄鋼貿易の流れに関わる諸問題 (b)鉄鋼貿易収支がアメリカの貿易収支全体に及ぼす影響、 行政府、 ヴ アニッ 業界、 ク委員長は八月二五日、 労働界、学界などから証言者を招き、 「世界の鉄鋼貿易 (a)世界的なリ 以下のテーマを取り上げる旨明らかにした。 現状と構造的諸問題」 (6)米国および世界の鉄鋼需給の将来傾向 セッショ ンに対する外国 に関する公聴会の

(<del>二</del>) 当割や 争力について、心価格決定方式の比較、 国際鉄鋼貿易の競争条件 各国の税制 など)、 (d)各国の雇用慣行が価格競争力に及ぼす影響 (a) 生産、 生産能力水準、 ©価格競争力を規定する制度的要因 労務費等についてアメリカおよび外国メー (資本調達や投資に対する政府 カ 1 が 有 ける

(三) 鉄鋼貿易に対する政府の行動 (a) 反ダンピング法、 相殺関税等の不公正貿易に対するアメリカの法的 枠組

ゎ

14

有効性、 e)鉄鋼貿易に関する国際組織の活動状況と長期的な問題解決策としての国際協定の見通し、 (b)輸入救済、 セーフガードの有効性、 ©二国間関係の現状、 (d)ECのシモネ、 ダビニョ (f)七四年通 ン ・ プラ 、ンの意 商法

一〇四条に定められた鉄鋼セクター別交渉の現状

二五日の正式発表のステートメントには、 このように、 公聴会はきわめて盛り沢山の問題を取り上げようとしていた。 口頭による発言は招かれた証人に限るが、 しかし開催は一 証言を記録に残したいと思うも 日限りであった。 八月

のは文書を提出すべき旨、記されている。

揚を陳述するところにある。 二に業界、 いくつかの理由があった。 公聴会の主役はなんといっても行政府であった。 以上の但し書きが示すように、公聴会の意義は、まずなによりも、 労組はもとより鉄鋼関連議員の望むところは行政府の政策決断であったが、それにもかかわらず行政府 ひとつは、業界、 鉄鋼公聴会もむろん例外ではなかった。 労組の主張は、 なかでもストラウスSTR代表の発言が注目されたが、 キャンペーンをとおしてすでに明らかであったこと、第 主要な利害関係者が一同に会し、 それぞれの立 そ れには

プロ 態度がいまだ不鮮明であったこと、である。 ス トラウス代表が対日カラーテレビ問題でとったようなOMA方式には消極的であること、 チ一般に否定的なことは知られていた。(ボ) しかし鉄鋼問題がいよいよ国内重要争点として浮上してきたこの また、 行政府 が 数量ア 時期

トとした人物のひとりであるが、 もうひとり主役がいるとすればヴァニック委員長である。 行政府に対しどのような注文をつけるのか、 その人物が、 他の鉄鋼関連議員と同 大いに注目された。 すでに述べたように、 一歩調をとり、 か 業界・労組寄りの立場をとるの れは鉄鋼 п ピ 1 が 重 葽 ヘター

なお従来の態度を続けるか否かが、

注目された。

に

具体的

な提案をするまでに至っていないことをストラウスが認めた点である。

この時点でなお、

行政府は具体的

またか れは、 公聴会の直前に日本を訪問し、 日本側関係者と会談していた。(32) ヴァニ ック委員長みずからの日 本につ

ての最新情報

が、

重要でないはずがなかった。

状態であった。 公聴会は午前 以下、二人の主役、 九時半から夕方五時まで、 ストラウス代表とヴァニック委員長を中心にみてゆこう。 四五分の昼休みをはさんで続けられたが、 会場は約百名の出席者で

ヴァニック委員長は対米輸出国のなかに自主規制なり〇 MAについて交渉する用意がある国 Ê 本

貿易面における過度の価格競争という構造的問題をかかえているとの現状認識を、 まず明らかに

ことをあきらかにする。

一方、

ストラウス代表はといえば、

世界鉄鋼業は現在、

世界的な需要の後退、

過剰生産能力、

がる

あ

また現在の輸入問題は業界の 業界をうながしていること、 うが、このことが非効率的な鉄鋼業をかかえる国に問題をおこすこと、 ŀ 数量制限的なアプロ ラウスは続けて、 そして、 目下のところ、 日本は国内需要を大幅にうわまわる生産能力を持ち、 ーチは問題の解決策ではないこと、 かかえる問題のひとつにすぎないにもかかわらず、 また東京ラウンドやOECDの場で多角的調整の努力をおこなうつもりであると述べた。 アメリカ政府はこれらの問題に対処すべき具体的な解決策を持つに至ってい 政府としては既存の通商法の枠内での救済を求めるよう また欧州などでは政府の介入が大きいことを 今後とも輸出の重要性は高まるであろ 業界はそのことを充分認識していな な

・ラウ 、ス証 言の なかでもっとも注目されたのは、 数量的解決法を強く否定した点である。 またヴァニッ

ように思われるとも発言してい

る。

としてい 自分自身の日本訪問知見によれば、 る か んは きりしない 点だと指摘したのに対 日本側がもっとも困惑しているのはアメリ Ļ 確 かに行政府内には明確な方針がなく、 カ政府がどのような対策をとろう またしたがって日

ク委員長

問題

の中心であるから」

と答えた。

訴

įΞ

踏み切ったのである。

応策

の内容なりタイム・

テー

ブ

ルを持ってい

な

かったのである。

務省の 7 ワイ ル ク発言で注目され 補佐官に対し、 たことのひとつは、 なぜ政府は 3 ì ㅁ ッ パ 最近の鉄 にもっ と目をむけないの 5 鋼論議 がが 日 本に偏りすぎているというコ かと質したのに対し、 ワイル X ント は で 日 あ 本 商 が

すでに、 と批判したのであるが、 ァニッ 鉄鋼問題は日米政府間 ク 、は価格と生産コ 行政府側のこのような認識はいうまでもなく業界戦略の所産であっ ストとのあいだに大きな開 の 争点になっていた。 この日、 きの あるョ USスチ ì n ì ッ パ ル は にもっと目をむけなけれ 日本の大手六社に対してダンピ た。 実際、 ばフェ 7 の ン Ì グ 時 で 提 期 は

方式、 済全体の拡大を図り、 対策費等の高騰により、 CEA) 行政府側証 の三つが原因である。 委員であった。 人の な かでアメリカ鉄鋼業についてもっとも明確な発言をしたのは かつ、 七二年以来二倍になったこと、 かれは業界のかかえる問題は現在のリセッ 業界自身がその労務政策、 したがって解決策は人為的な輸入制限にあるのではなく、 需要後退期に値上げするという市場環境を無視 価格政策を見直すことである、 ショ ン、 . 1 鉄鋼の生産コストが ノト ١, 税制 と述べ ハ ゥ 面の優遇 ス大統領経済 た : 労務、 指置によっ した価格 **「諮問** 料、 委員 公害 て経 決定 W 会 A

委員長の代理として発言したのはシーハンUSWA法務部長である。 労組の発言である。 AISIを代表して証言したのは ヴェ ij テ 1 7 1 ム コ ス チ 1 ル 会長、 U S

した。 の協議や国際的 両者の主張 注目するとすれば、 15 な は ŧ 特に目新しい = タリ 業界が、 ン が制 \$ のは 度を目指すが、 政府、 なか 議会、 っ た 短期的 両者は、 メ ì カ į な対応としては ともに、 労組代表、 長期的 学者からなる緊急作業グル な解決策としては 時的な輸入制限を実施すべきであると主張 M TN あ 1 る プを組織し、 いっ は 0 Ĕ D 救 で

むしろ重要なことは、

公聴会の前後におきたイヴェ

ントを含めて、

より広い政治的文脈でとらえる視点であ

実

٤ 済策を早 ・急に作る必要を訴えたこと、 明年一月に、 その間の政府の措置をレビュー するための公聴会開催 を 求めたこ

に立っており、 対 労組 日欧関係については、 がフラン また今回 スの提唱する「組織化された自由貿易」の考えを支持すると述べた点であろうか の問題解決にも積極的対応を示しているのに対し、 ECに対する批判的発言の方が多かったことが指摘される。 EC鉄鋼業の政府補助は不法ではな 日本の鉄鋼業が 技術 的

15

優位

カゝ

との指摘が出され

の プ じなければ議会がその手で保護主義的手段に訴えるであろうとの しにもかかわらず、 ような法的手段は従来の経緯からして効果的とは思えない、 公聴会での発言をすべて取り上げる必要はない。 7 ㅁ 1 ズ などの法的手段がとれるはずだと論じた点である。 ストラウスはじめ政府側証人は、 公聴会の政治的メッセ 極端な規制措置をとるまえに業界は反ダン とした点である。 そして第三は、 ″庄力″ である。 ージの第一は、 業界と、業界側に与する議員は、 第二は、 もし政府 そのような議会からの ピ が早 ン 急に ゃ 対 ス 策 ケ な講 そ 脋

### 六 政治化の多元的チャネル

だが、 月二〇日の鉄鋼公聴会は、 政治化が議会という単一の 争点が チ ヤネル ナショナルなレベルに拡大される舞台が連邦議会であることを象徴していた。 だけで進行したのではない。

輸入キャンペ これらイヴェ ì ン は、 ントの多くは、 複数のイヴェ 政治化促進の ント が 複合作用した結果であっ ために設定されたものであった。 た。 これらの イヴェ 七七年の夏から秋にかけて高まる反 ント を検討することによって

七七年秋の政治的位相が浮き彫りにされるはずである。

表 8 連邦議会に提出さそた鉄鋼輸入制限法案

提 出 日	法案番号	提出議員	法 案 の 内 容
1977年			
9月9日	H. R. 9022	マイヤーズ議員(共和党・ペ ンシルバニア)	1974 年通商法第 203 条(H) 4 項を改正し、大統領は議会の 承認なくしては輸入救済の縮小または終了措置をとれないよ うにする。
9月 9日	H. R. 9026	パーキンス議員(民主党・ケ ンタッキー)	1978年の鉄鋼製品の輸入量は米国鉄鋼業と労働者の経済的 安定が保証される水準を限度とする。
9月16日	H. R. 9162	コフリン議員(共和党・ペン シルバニア)	1978年1月より輸入鋼材の年間数量割当を実施する。 スチール・ミル・プロダクツ 12,012,539 NT その他鉄鋼製品 625,826 NT
9月21日	H. R. 9243	バーキンス議員(前掲) およびブキャナン議員(共和 党・アラバマ)	輸入数量規制実施
9月23日	H. R. 9273	ゲイドス議員(民主党・ペン シルバニア)	同上
10月 4日	H. R. 9427	ベンジャミン議員(民主党・ インディアナ)他 24 議員	1933 年バイアメリカン法の一部改正 ①米国製品との価格差 15~50% の外国製品を輸入。 ②連邦政府が 50% 以上出資する公共建物は米国製品を使用 する。
10月 4日	H. R. 9425	ベンズャミン議員(前掲) 他 24 議員	暫定関税引き上げ
10月 4日	H. R. 9426	ベンジャミン議員(前掲)他	同 上
10月 4日	H. R. 9428	ベンジャミン議員(前掲)	バイ・アメリカン法の一部を改正する。

は

同

州内のベスレヘム・ による行政府首脳

スチール社ラカワナ工場の大量レイオフ(三、五〇〇人)に触発されて、

簡

のアプロ

ーチも活発であった。

= 2 1 ∄ 1

ク州選出のジ

۲ ۲ ッ ッ モ

イニ

カ ハ ï ン

ター 両 (表8を参照)。

5. は上院を示す。	:一部訂正加笻 (注) H. R. は下院, S. は上院を示す。	鉄鋼年鑑,昭和53年版(310-11頁)を一部訂正加岱	和53年	鉄鋼年鑑, 昭
輸入鋼材に関する報告義務制の設定	カーニー議員(前掲)	H. R. 10216	H	12月6日
H. R. 9427 と同内容	ボウ議員(民主党・インディ アナ)他7議員	2318	ò	11月15日
	Caucus			
当額の全額を供託させる。	シルバニア)はじめ Steel			
反ダンピング弦手続を改正し, 仮決定以後推定ダンピング相	ハインツ議員(共和党・ペン	2317	s	11月15日
げない。	14)			
ガット交渉が締結するまでは米国の輸入鋼材の関税を引き下	カーニー議員(民主党・オハ	H. R. 10039	I	11月 4日
H. R. 9834 と同内容	ディンゲィ議員 (前掲)	H. R. 9935	Н	11月 3日
H. R. 9243 と内内容	ゲイドス議員 (前掲)	H. R. 9894	Ħ	11月2日
	(凡主党・ミシガン)			
鉄鋼総輸入量を米国の総消費量の11.1% に規制する。	ディンゲル議員フォード議員	H. R. 9834		10月31日

É

置の縮少または終了措置がとれないとする法案がマイヤーズ下院議員(共和党、 それぞれ 党、ペンシルヴァニア州一三区)によって提出された。 って提出された。また鋼材輸入量を七五年の輸入量に基準化する七七年鉄鋼輸入平衡法案がっ(3) 挙区でのレイオフ、 九 月 にはいると、 五件提出されている(35) 鉄鋼州選出議員による鉄鋼輸入規制法案の議会提出がはじまる。彼らは夏休みの期間に、 工場閉鎖を目撃し、 ワシントンにもどったのである。 九月末日までにこの種の法案が五件、 大統領は議会の承認なくしては輸入救済措 ペンシルヴァニア州第二五区)によ また十月、 フリン下院議員(共和 十一月にも 地元選

上院議員

こなわれた。

また、

挙区内にあるアラン・ に対し法的救済措置とセクター別多国間交渉の早期開始をSTRに指示するよう要請した書簡を送っている(九月 六日)。また、 さきの輸入平衡法案提出者のコフリン議員は、 ウッド・スチール社の倒産によって失職した鉄鋼労働者に対し、 同法案の提出をまえに労働省に書簡を送り、 すみやかに調整援助を認める 分 の 選

よう要請している。 ル工場の大部分を閉鎖、 た。 工揚閉鎖というドラマも用意された。 プ 社の工場閉鎖、 同工場のあるオハイオ州北東部のマホニング・ヴァレーには多くの レイオフである。 五、○○○人をレイオフするというニュースは鉄鋼公聴会のその朝、 業界第十位の同社が過去三〇ヵ月の業績不振のためヤング 鉄鋼公聴会前 日 この一九 日に発表されたヤングスタウン・ 製鉄工場があるが、 この発表は電撃的 新聞 シ ス 1 のニ タウン ŀ 工. ンド スを飾 キ

化した工場を閉鎖する格好の口実をみつけたという面が濃厚である。従業員はもとより、(3) 輸入鋼材が流入し、 入鋼材に責任をなすりつけることは、 社の親会社であるライクス・コー 米国メーカーが苦しめられているかを明らかにしている」と説明してはいるが、 コミュニティに大きな影響を与えた典型例でもある。(3) ポ レーショ 企業への非難を和らげる格好の手段であった。 ンの リーダー会長は、「この事実は米国市場にいかに多くの安価 地域社会への説明として、 実際には、 な

連の さんだ数日間におきた一連のイヴェ 才 さらにその三日後、 動きは政 オフを、 分府に 同じくUSスチー 対する示威行動では アー ム **⊐** ル 社 ス ハチー がヤ ないの ントは、 ングスタウンに近い二工場で七〇〇名のレイオフを発表した。 ル 社が かと記者団に問われたマーシャル労働長官は、 政治的アピールを考慮して期日が設定されたと考えられる。これら一 オハイ オ州 内のミドルタウン、 大統領は公聴会翌日に上院議員グループと会談した際 <u>-</u> ì マ イアミ両工場で計六○○名の 「検討すべき点だ」と、 鉄鋼公聴会を

間

接的

ながらそれを認める発言をしている。

実際、

カ

1

ター

۲

交渉の端緒でもあるべきである。

なお、

消費者の利益を守るために、

国内業界が極端な値上げをした場合に

ヴ

7

, ニ ッ

ク書

簡

はまず、

現行の特殊鋼規制の継続を強く求める。

つづいて、

7

メリ

カ鉄鋼業が国

内市場での競

からはジェ 公聴会にさきだち、 連の鉄鋼問題の動きを憂慮しており、 イ ク 、ス・ インランド・ その 日 この朝、 スチー 業界と鉄鋼地域選出下院議員との ル 社会長が、 近日中に業界、 下院議員側はこのあとの公聴会でも発言する 労組関係の代表者と会合を持ちたいと表明してい 朝食会が開かれたことも指摘しておこう。 カ 1 = Ī などが 業界

出

案が業界サイドで作製され、 規制関連の法案を早急に準備することを議員に約束した」と記者団に語っているが、 に持ち、 な法的対応を議会に求めているか具体的に示さなかった点である。 この朝食会で特筆すべきことは、 また二日後に結成される下院 それを鉄鋼関連議員が提出するというメカニズムを端的に示している。(4) 下院議員達はなんらかの法的対応が必要と考えてはいたものの、 スチー ル • コ 1 カ スの委員長に就任する)は、 カーニー議員 (かれはヤ 「この会合におい カーニー発言は、 ングスタウンを選挙区 業界は ・て業 連の規制 界 どの は 輸 よう 法

こに この ヴ は 書 ァニッ 簡 の 般の鉄鋼州議員の発言や提案とは違った重みがあるはずであった。 意義は、 ク委員長のカーター大統領宛書簡 まずなによりも、 公聴会を踏まえたうえでの貿易小委員会委員長の書簡、ということである。 (九月三○日付) も注目に値しよう。 鉄鋼公聴会の一〇日後に出 され そ

低収益、 (-)以下の項目からなる「鉄鋼産業プロ 分して割り当てる。 輸入規制 連邦政 について 府規制支出の高騰、 これについて関係諸国と交渉に入る必要が 輸入総量を国 雇用 グ 維 四内見掛 持 . ラム」を提唱 の 面 け消費の一八%に規制 で苦境にあり、 す(43) 連邦政府による施策 あるが、 Ĺ それ このような措置 を欧州、 が強く望まれていることを指 H 本、 は国 その 際的 な鉄 他 の 鋼 国 łΞ フ

示すること。

四)

設備の近代化について――企業の設備投資を促進するため、

公害規制の緩和に加えて税制優遇措置を導入する

は ·ベナルティとして、二年間に限り輸入を一○%~一五%拡大する方式を提案したい。

応を早めること。また関係官庁に対し、外国政府による補助問題を調査し、必要に応じて相殺関税を課すよう指 不公正競争について――アメリカ政府が不公正な価格慣行を許さないことを示すためにダンピング提訴への対

(三) 公害規制について――各種規制を緩和し、また必要に応じて実施期限の延期などを検討すること。

(五) こと。 は規模の利益を確保する必要も見逃せない。そこで、生産ラインをメーカーが共有するといった協同行為を認め 独禁法について― 政府は国内企業間に競争が欠如していることを問題にしてきたが、外国と競争するために

調したかったのは、 ヴァニック書簡が輸入問題に限らず、 業界が積極的な設備投資のできる環境整備の必要性であった。 設備の近代化等々幅広く論じていることは重要である。 ヴァニックが一番強

る方向で考えるべきである。

具体的な数量は関係国政府の交渉にゆだねるべきだと思う」と答えている。また、日本の対米輸出は何トンなら妥当 かとの問いに、「それは日本の政策当局とストラウス米通商交渉特別代表が話し合うべきことだ。私は交渉の当事者 力であった。輸入割り当て提案について質問されたヴァニックは、「この割合はあくまで一案として示したもので、 米政府が積極的に行動するよう要請する立場にあるだけだ」とも語っている。(キン ヴァニックが意図したのは、具体的な政策提言というよりも、行政府に対する上品な、しかし強力な圧

では

ない。

とまれ、

ヴァ

= ッ

クの鉄鋼問題に対する立揚は、つぎのような発言に象徴されていよう。「私は、

世界貿易が政治

あ

っ

B

とも当日はメッ

ツェ

ン

ボ

Ì 4

7

、ズレ

ズク両議員が天然ガ

ス価格統制撤廃法案のフィ

タ ス

1 タ

(議事

一院の

コ 1 っ

カ

スは

九月二八日に発足した。

結成会議に出席したのは

九名の

上院議員と三〇余名

ر ص ル

議 バ ス 員

は 的 言してきた はや 脅威によっ 保護主義の動きはますます強くなる。」 むを得 が、 ない て破滅の道をたどるのを防ごうとしているだけだ。 明日には私の意見が無視されるか 措置だ。 きょう (十月六日) もスチー ġ 知 れ な iv • い。 コ ス Ī チ 街中に火事が広がるのを防ぐため、 カ 1 スの会合で、 ル Image: section of the content of the con 1 カ ススの 極端な保護主義は好ましくない 結成は序の口で、 ほうって る家屋を壊す , と 発 お

#### スチール \_ | | -カスの

鉄鋼 府 な集団であった。 の 措置として達成してきたものはスチー 州 論をさきに述べ 、議員を動員するという業界戦略は、 結成 れば、 一年後、 議会内に生れたス AISI会長ル بار • = Ţ チ カスによる集団組織化によって一層強化されたのである。 コ | 1 Ì ス・ ル カ スによって発揮された圧力の直接的帰結である」と語ってい(4) フォイ = ì カスこそ行政府に (ベスレヘム・ スチー 対するプレ ル社会長) ッシャー は、「われわ としてもっ れ が 行 強 る。 政 力

六区、 余名の Ì カ 下 -院スチ ス副委員長のジョン・ブキャナン (アラバマ州第六区、共和党)、 ル ンジャミン 共和党)、 ズ メンバー、二人の常勤スタッ カー Ī سار = おなじくガン・マッケイ(ユタ州第一区、 1 (インディアナ州第一区、民主党)  $\exists$ ·議員 1 カスは九月二二日に正式発足した。 (オハ イオ州第一九選挙区、 フと予算をもつグループに成長する。(4) などである。 民主党) 当日出席した下院議員は七〇名、 民主党)、 が就任した。 下院コー = 常任委員ラルフ・ 1 カスの この カ ス は ほ 乜 クレ か積極的 年後には三五州にまたがる一七 タリ レ ギュラ コ Ī な活動をおこなうの および会計主任 ì カ (オハイ スの委員長に オ 州 の 7 は は ダ チ

フ

ı

カスの特徴は、

まずなによりも、

議会の規則や手続き、

所属政党に拘束されないインフォー

7

ルな性格と、

特

定の争点に利害関心を共有する点にある。

妨害戦術) は委員長に就任したランドルフ(ウェストヴァージニア州、 を本会議でとっていたために、 民主党)、グレン(オハイオ州、 民主党)、 メッ

出席議員総数が一九名にとどまったと思われる。

上院コーカ

ス

の

中 ッ

心

Ţ ム 同、 民主党)、ハインツ (ペンシルヴァニア州、 共和党)などである。(\*)

制 った。 限問題にとどまらず税制、 (Irish) など、 九月二七日付下院コーカス委員長の大統領宛書簡には「第一回会合の目的は輸入鋼材に関する行政府の政 カスには農村問題 多くのものがあるが、 (Rural)、黒人議員 (Congressional Black)、ブルーカラー 環境問題、 企業援助など多岐にわたるが、 スチール・コーカスは最も活発なもののひとつに発展する。 結成時においては輸入問題が最優先課題であ (Blue Coller)' その活動 アイ ル ラ な輸入 策対 ン

応を論ずることであった」と記されている。(タク) る<sub>50</sub> 九月末に下院コーカスはつぎのような二つの決議を採択し、大統領・ 行政府にその望むところを伝えてい

に必要であり、 0 ECD 一鉄鋼特別部会のアメリカ代表団は、 また、この問題について十月中旬までにワシント 部会参加国に対し、 世界の鉄鋼問題については多角的 ンで開催される会合に参加するよう提唱するこ な対応 が早急

ع

を抑 大統 .制させるための国際的努力に直ちにとりかかること 領 は 通商交渉に当たる通商特別 代表に指 示して、 九七四年通商法一〇七条の下にアメリ カ の鉄鋼輸出

工

T N に

おけるセクター

0

法案などを鉄鋼関連議員に提出させ、圧力の強化を図った。

また上院 ] | カ スはつぎのような決議をしている。(タロ)

上院は、 アメリ 輸入品による不公正な、 よび一九 熱心か カの鉄鋼産業に悪影響を及ぼしているダンピング、 つ 七四年通商法への支持を再確認し、 橨 極的に執行させるよう要請する または補助を受けた競争を制限する現行の法律、 大統領に対して、 貿易上の差別等の不公正な競争を防ぐための現行 政府機関、 特に財務省と通商特 特に一九二一年ダンピ 莂 ング防

パ あるが、 ワー では、 にさせた契機とはなにか。 それを提供したのが七四年通商法であり、 不公正な輸入が国内メーカー、 政治的シンボルを政治過程のなかで実体化させるには「取り引き材料」 労働者に困難を強いているという被害者の論理 MTNであった。 を 政治過程 程のなか が不可欠で で実際の

界は、 のいうセクター 実際、 行政府は非関税障壁 スチー もし自分達の要求が満たされないなら鉄鋼関連議員を動員して国内実施法を阻止するぞと政府を脅したの 業界は ル M コーカスの出現は、 別交渉を要求する法案、 TN関連の法案提出を画策することによって、 (NTB)の国際合意に関する国内実施法案を議会で成立させなければならなかった。 行政府にとって、 MTNの目的に逆行する関税引き上げやバイ・アメリ 無視しえないものとして映ったことはいうまでもない。 MTNが政治的 人質である点を衝く。 カン法の強化を求 七 四 年 鉄鋼業 通 商法 であ

立 ジ 合 意 が生れるまで、 厶 ズ・ カ Ī <u>ن</u> ا 鉄鋼関税の引き下げ交渉を禁止するという内容であっ が提出したものにみることができる。 これは鉄鋼の市場攪乱に対する国際的 た(十一月四日提出、 下院スチー 法案番号 乜 1 フ ガ 1 ۲ R の 設 1

別交渉と関税引き下げ問題をからめた法案の典型例は、

ル

コ

1

カ

ス

委員長の

また、下院コーカスの有力メンバーのひとりであるベンジャミン議員は、

一九三三年バイ・

7

メ

ij

カ

産品を使用させる) 法 (米国製品との価格差一五~五○%の外国製品を輸入、連邦政府が五○%以上出資する公共建築に や関税引き上げ法案などにイニシャチブを発揮した。

力」を高めることを目指すものであったが、この法案はハインツ議員も認めるごとく、 (十一月十五日、 上院ではハインツ議員のイニシャチブのもと、 S2317)。これは反ダンピング法の適用を強化することによって、 コーカスメンバー二〇名によって通商手続き改革法案が 現行 一九三三年バイ・ の法 的 枠 組 アメ み 提出され りカ 抑 止 た

国際、 法案と同じく、 法の修正を求める法案と「一対のような性格」を持っていた。 (3) だが立法化の可能性はなくとも、そこには確かに政治的圧力というメッセ |鋼関連法案は九月から十一月にかけて十数本提出された(表8を再度参照のこと)。 国内両次元の成功に深くコミットしている行政府であったことはいうまでもない。 委員会で審議されることすらなかった。いわば、提出すること自体に意義があったにすぎなかった。

能の実質面においてではなく、

行政府に具体的な政策対応を迫る圧力団体としてコミットしたことをも示していた。

ージがあった。

その受け手が、

M

T Nの

またそれは、

議会が立法機

しかしこれらは他

の

多くの

MTNという舞台の袖で始まった鉄鋼業界の輸入制限運動は、

レイオフ、

自由貿易の促進というモチー

フのもと、

脅かすほどに成長していった。 工場閉鎖という目立ったイヴェントによって増幅され、議会圧力の動員によって行政府の筋書き だが、 舞台中央には、行政府を支援する勢力の姿はなきに等しか ったのである。 (MTNの成立) を

1 ろが大きい。 ぼる資料は、 本章の執筆に際しては Japan Steel Information Center (JSIC), Intelligence Report 所収の各種資料にとくに負うとこ Ι M クォリティ・ペーパーはもとより、 デスラー他編『日米経済紛争の解明』一九八二年、第二章 (鉄鋼貿易紛争)、Michael Borrus, "The Politics of ポ 1 の コメントとともに重要な情報源となった。なお、 各地域の新聞、業界紙 (誌)、社内報、AISI発行の資料など数百種にの 以下の論稿からも多くの示唆を得たことを申し添え

には国

- Cope with Protectionism" Ph. D. dissertation, Columbia University, 1979, pp. 265-318 national Competition, 1983, pp. 60-105, Michael W. Hodin, "A National Policy for Organized Free Trade, or, How to of Competitive Erosion in the U. S. Steel Industry" in John Zysman and Laura Tyson eds., American Industry in Inter-
- (2) 七六、七七各年度については以下による。『日本鉄鋼輸出組合月報』七七年六月号、六七―七一頁、同上、七八年五月号、 四三一四七頁
- (3) 収益に関するデータは以下のものを利用した。『貿易摩擦の事例研究』産業研究所、一九八二年五月、一二四―二六頁。 "Steel Industry Ills Worrisome to Many" Journal of Commerce, August 25, 1977
- 4 山田忠義(新日鉄)の発言。「金曜インタビュー」『金属特報』七七年一〇月二八日。
- (5) "Steel Import Problems Plague US Industry" Journal of Commerce, July 21, 1977.
- (6) Kiyoshi Kawahito "Japanese Steel in the American Market: Conflict and Causes" The World Economy, September 1981, p. 233
- (7) 同社はウォール・ストリート・ジャーナル紙にも Is America getting trapped by foreign steel… as we are by foreign oil? と題する広告を出している(七月二五日)。
- 6-9 連邦議員へとキャンペーンを拡大してゆく戦術がよくみてとれる記事である。Beihlehem Review, June 1977 (No. 156), pp. 一八日ボルチモア、同二〇日バファローでの同社主催の反輸入キャンペーンを特集している。メーカーが地域リーダーそして また、同社の社内報は六月号でフォイ会長みずから同様の反輸入キャンペーンを社員にアピールしている。また同誌は五月
- $(\infty)$  "Subsidized Steel Limit Is Sought" Press-Record in JSIC Intelligence Report, No. 600, July 27, 1977
- (Φ) Ibia
- 10 Flow" Plain Dealer (Cleaveland, Ohio), July 2, 1977; "USW, Steel Industry Unite To Push for Import Quotas" Pius-"Steel Firms, USW Ask Import Curbs" Pulsburgh Press, July 2, 1977; "U. S. Policies Blamed For Steel Import

- (11) AISI, Steel Imports News, August 8, 1977
- 12 "Bethlehem Steel To Trim Outlays, Plant's Capacity" Wall Street Journal, August 19, 1977.
- 13 日本鉄鋼輸出組合海外広報委員会「AISI白書に対する反論と日本鉄鋼業の立場」七七年七月。
- אין "Speer Disputes Mcrrill Lynch on Japanese Cost Advantage" American Metal Market, September 7, 1977 nch, Pierce, Fenner and Smith), 1977. 同レポートに対しては米業界から批判が出され、論義がなされたことも指摘してお Charles Bradford, Japanese Steel Industry: A Comparison with its American Counterparts (New York: Merrill Ly-
- (5) "Wall St. and Japanese Challenge U. S. Steel Industry's Claims of Injury From Imports" New York Times, July Blasted" Journal of Commerce, July 19, 1977 19, 1977; "Japanese Challenge AISI's Study....." American Metal Market, July 19, 1977; "Japan Steel Mill Criticism
- (2) "U. S. Steel Hands Carter a Rebuff in Raising Prices "Wall Street Journal, July 22, 1977; "Latest Price Confrontation For Steel and Government" New York Times, July 29, 1977.
- "Carter Tells Wage Council To Study Steel Price Rises" New York Times. August 6, 1977
- 18 Report to the President on Prices and Costs in the U.S. Steel Industry, 1977
- 19 "U. S. Steelmakers Fail To Modernize Quickly, Fall Behind Japanese" Wall Street Journal, August 3, 1977.
- (a) "Tough Times for Steel" New York Times, September 5, 1977.
- 21 "Are U. S. Steel Producers Blaming Wrong Nation?" The Valley Sentinel, Bethlehem, PA., August 17, 1977.
- (2) "Steel Rivalry Keener" Plain Dealer, August 16, 1977
- 23 Ibi
- September 26, 1977, pp. 19-20; "Steel Communities Bid US Act to Save Industry" American Metal Market, September 鉄鋼都市連合については主として以下の文献を利用した。"Steel Cities Plan Help for 'Their' Industry" Industry Week,

- 1977; "A Meeting On US Steel Crisis Set" Journal of Commerce, September 2, 1977;
- (2) Industry Week, op. cit., p. 19
- 26 "Steel Group Airs Main Objectives" Journal of Commerce, October 6.
- "Bethlehcm Steel Weighs Cutting Johnstown Plant" American Metal Market, August 2, 1977
- "Gaydos Asks President to Review EPA Rulings" McKeesport News, Pittsburgh, PA., August 30, 1977. 注 10

の記事をも参照のこと。

- (2) Press Release, Trade PR 27, Subcommittee on Trade, Committee on Ways and Means, House of Representative, August 25, 1977.
- (S) World Steel Trade: Current Trends and Structural Problems, Hearings before the Subcommittee on Trade of the House Ways and Means Committee, 95th Congress, 1st Session (Government Printing Office, 1977).
- (元) "Strauss Defends OMAs Before House Banking Subcommittee (July 20)" Steel Report, No. 77-29, July 29, Trade Solutions" American Metal Market, August 4, 1977. "Administration to Oppose Steel Import Curb Pacts" American Metal Market, July 21, 1977; "Search On for Steel
- (32) ヴァニックは九月十六日、新日鉄社長の斉藤英四郎と会談、その結果、「現段階では、一時的な解決策として(日本側 同意が前提となる」と慎重な姿勢を示した。鉄鋼新聞、九月一九日付。 同日、ヴァニックと会談した天谷直弘通産省基礎産業局長は、日本側の一方的自主規制が可能かどうかはあくまで「米政府の 輸出の)自主規制の方策を取ることが必要である」との点で意見が一致した、と報じられた。読売新聞、九月一七日付。また、
- (3) 公聴会記録(注3)に加えて以下の文献をも利用した。"House Ways and Means Comittee's Trade Subcomittee Holds Steel Day Hearings" JSIC, Intelligence Report, September 22, 1977
- (34) マイヤーズとのインタビュー記事によって法案提出の背景が明らかにされている。"Bill Would Close Gap in Trade Policy Law" Beaver Times, PA., September 17, 1977

- (35)『通商弘報』、九月二一日。提案理由としてコフリンは、「自主協定で公正さ(cquity)を達成できなければ、割り当 てで Buying Most Imports" (ジョン・マーサ下院議員) Valley News Dispatch, September 19, 1977 Steel Policies" [リチャード・シュルツ下院議員] News of Delaware County, September 12, 1977; "Murtha Says U. S. Steel Industry"〔オースチン・マーフィ下院議員〕Observer-Reporter, PA., September 19, 1977; "Schulze Raps Plan For と語っている。なお、この時期の鉄鋼関連議員の活動については以下をも参照のこと。"Murphy Calls On Carter To Save やる。財務省がダンピング調査を終えるまでの間、ただ手をこまねいて米鉄鋼業が足をすくわれるのを待つという法はない」
- (36)『通商弘報』、九月二一日。
- (37) 同右。
- (38) コミュニティへのインパクトを経済・社会的側面のみならず心理的なものをも含めて実証分析した研究として以下のもの それぞれ参照 (pp. 13-32, 182-189)。 各種ローカルな団体の行動様式と、それらがナショナルなレベルとどのように関連していたかについてはアベンディクスBを がある。Terry F. Buss et al., Shudown at Youngslown, 1983. 工場閉鎖の背景や経営者側の行動様式については第一部を、
- 39 『通商弘報』、九月二四日。以下をも参照。"The Hard Lesson Youngstown Taught Lykes" Business Week, October 3, 1977.
- (4) "Armco Steel, Citing Import Inroods, Will Lay Off 600 at 2 Plants in Ohio" New York Times, September 23,
- (4) "Carter Is Worried Over Steel Closings" New York Times, September 22, 1977.
- "Congress Is Puzzled Over Role in Aiding Steel-Imports Curb" New York Times, September 21, 1977
- 43) 書簡の全文は以下に所収。Steel Report, No 77-36, October 5, 1977
- (4) 読売新聞記者とのインタビューでの発言。読売新聞、一〇月九日。
- Industrial Policy for Steel in the United States during a Period of Trade Frictions" OECD, Steel in the 80 s, 1980, 同議員の鉄鋼問題に対する認識については以下をも参照のこと。Charles A. Vanik "The Development of an

pp. 232-244

- 46 スについて詳しい。 "Steel Caucus Provides Way To Bring It All Together" Iron Age, October 23, 1978, Ģ 45. この記事は下院コー カ
- 47 Ibid. 以下をも参照。"Congress Hits Hard On Steel" Washington Post, September 21, 1977
- 48 1978, p. 33. なお、コーカスについては以下をも参照した。Michael Hodin, op. cit., pp. 301-311; "Dilemmas Etched in 上院コーカスについては以下の記事が詳しく述べている。"Steel Concuses in Congress……" Metal Producing, October
- (4) Michael Hodin, op. cit., p. 305.

Steel" Journal of Commerce, September 26, 1977

- (5) Ibid.『日本経済紛争の解明』所収の佐藤=ホディン論文、六五頁。
- (51) Hodin, op. cú., p. 306. 佐藤=ホディン論文、六五頁。もっとも、スチール・コーカスは一○月一三日の「ホ Congressional Steel Caucus, internal papers, "Actions Taken by the Congressional Steel Caucus" 1978 in Borrus, op. 企業への支援。これらの諸要求は、基本的にソロモン・レポート(次章を参照)の勧告と同一線上にあることに留意したい。 た地域への援助、⇔投資を刺激し、キャッシュ・フローを増加させる税制上の措置、⇔近代化を必要とするが資本力の弱 ハウス会議」(次章で論じられる)において、輸入規制のほかにつぎのような政策を大統領に提案している。廿工場閉鎖され ヮ 1
- て米国において効力を発するものとしている。分大統領が当該協定を締結する旨を締結日の少なくとも九〇日前に議会に通告 いて最新の情報を与えなければならないとしている。そして、国際交渉によってまとまった協定は以下の手続きを経てはじめ 大統領が五名の議員を通商協定に関する国際的な会議、交渉等に臨む米国代表団の正式アドバイザーとして信任しなければな し、その後すみやかに官報にも公告すること、□締結後、大統領が協定の写しとともに①国内実施法案、行政措置の案、 らないこと、STR代表はこれらのアドバイザーに対して交渉の進捗状況や、交渉の結果要求される国内法の改正点などにつ

NTBの撒廃、低減等に関する交渉は事前に下院歳入委員会、上院財政委員会と協議する必要があった。

七四年通商法は

(5) Michael Hodin, op. cit., p. 310; "Steel Caucus Provides…" Iron Age, October 23, 1978, pp. 45-47.『通商弘報』 九月一二日。『鉄鋼年鑑』昭和五三年版表15(州議会におけるバイ・アメリカン法)を参照のこと(三一二頁)。 別レベルではせざるを得なかったということであり、これが鉄鋼をめぐる政治過程にも反映されていたということである。 を与えたことも事実である。つまり当時の状況が、マクロな目標を実現(MTNの成功)させるためには、かなりの譲歩を個 "United States Congress and the Tokyo Round. Lessons of a Success Story" The World Economy. June 1980, pp. 53-70. 対勢力に対する行政府の懐柔策とともに東京ラウンドを成功に導いたと分析している。I. M. Destler and Thomas R. Graham たしかにこの指摘はマクロ次元での説明として正しいが、同時に、七四年通商法の諸規定が、鉄鋼業界の政治的要求にはずみ 四一―四二頁をみよ。以下の論稿は、七四年通商法の定めに各種の手続き(procedure)が、ストラウス代表の政治的技量、反 定が米国の利益に資することを説明した文書、および前記①が必要な理由書を議会に提出すること、国内実施法案が成立する こと〔以上は七四年通商法第一編第五章、六章に規定されている〕。日本経済新聞社編『新通商法と国際貿易』一九七五年、

(숙) "Steel Caucuses in Congress..." Metal Producing, October 1978, p. 31

(55) 九月二〇日の公聴会ではカート・オーバンが米国輸入鉄鋼協会(AIIS)を代表して証言しているが(彼は次期会長に 就任予定)、出席者から支持を得たということはなかった。またマスコミをとおしての活動や、議会への働きかけをとおして の積極的な「動員・組織化」もなかった。また鉄鋼流通協会(ASD)の姿勢については JSIC, Intelligence Report,October 1977(九月二九、三〇日、シカゴにおけるASD会議報告を所収)をみよ。

### Ⅵ トリガー価格制度

領に鉄鋼業救済策を勧告した。「鉄鋼業のための包括的プログラム」と題するこの報告書(以下、ソロ(エ) 十二月六日、 - の目玉がトリガー価格制度(TPM)である。これによって、急を告げた鉄鋼問題もひとまず沈静化にむかった ソロモ ン財務次官を長とする鉄鋼問題特別作業グループ(以下、ソロモン委員会)は、 Ŧ カ l ン・レ ター 大統

だ対

応」をなすに至ったのであろうか。

の である。

設定し、これを下回る輸入へのダンピング防止手続きの迅速化を図ることにあるとされた。 Т  $\bar{\mathbf{P}}$ M の 目 的 は、 世界でもっとも効率的な日本の生産コストをダンピ ーング調 査 の 価格基準 (引き金= トリ ガー)

に

う枠内で、 九六八年の輸入規制第一波ではOMAという数量的アプロ 種 の 価 格アプロ 1 チが導入されたのである。 本章では、 ì チが選択されたが、 T P M がい かなる政治的構図のもとで、 今回は反ダンピング手続きとい い かゝ な

る政治的効果を期待されつつ、選択されたかをさぐる。

る。 る関係にあるの なぜ施策の中核に反ダンピング手続きの迅速化が取り上げられたのか。 調査をみずから開始するための根拠を与えるだけが目的であって 治的解としてのTPMには、 つぎのような設問がまずなされよう。 "最低価格" 第 に また、 T P それが、 制度では  $\mathbf{M}$ は 「財務長官に ない」 価格アプロ という点に関 対 1 チとい し反ダン か な

低価格制度を回避する一 しゝ れに大きな変更を強いる保護主義的性格を持っ るが、 つまるところ、 その均衡点とはどのような内容を意味するの T P Mの成功は米国と外国のメー TPMは、反ダンピング法の簡略適用という方法をとることによって、 方で、 定の国 [内価格] カー たことは否定できない。 維持機能を期待されたのである。 がともに満足するような均衡点がみ か。 また、 どれほど安定的であり得るの カ タ だが、 政権は、 いだされるかどうかに Т  $\bar{\mathbf{P}}$ なぜこのような「手の込ん あ Μ からさまな数量規制 が 従 火来の鉄 鋼 貿易 か カゝ æ 0 っ て 最

1

1

### 行 政府の初期対応

た

(MTNについては次章で述べる)。

14

は五 11: 実際、 の構図 年であったが、 章でみたように、 行政府には 行政府に対する議会からの すでに二年半以上経過していた。 「なにもしない」というオプショ 八月から九月にかけて、 *『*圧力』 鉄鋼問題はナショ であっ しかも、 ンの余地はなかった。 た。 この MTNには多くの解決すべき問題が前 あとにくるものは、 ナルな争点に拡大されていった。そして、 議会が大統領に授権したMTN交渉権 行政府 の対応のはずであっ 途に横たわ その 政治 て 限

を通じて今後見い出して行かねばならないであろう。(2) 運用・施行を厳格に行なうことによって対処する。 的である。 つぎのように要約できよう。 九月から十月始めにかけての行政府側の基本姿勢は、 その対策を図るべきである。 (三ただし不公正な貿易競争は放置することはできない。 ()輸入は鉄鋼業の (三)その場合にもあくまで自由貿易の原則をつらぬくべきであって数量規制には消 かかえる問題のひとつにすぎず、 四鉄鋼貿易をめぐる根本的な問題の解決は、 この 時期のカーター大統領、 これに対しては反ダンピング法等の既存の法 総合的な観点から輸入問題を位置づ スト ラウス代表などの発言 多国間での話し合 かゝ 3 の 極

席上、 易 終了までに具体的な対応をしなければ、 用によって「不公正貿易」 月二〇日の鉄鋼公聴会でストラウスが述べたように、行政府にあるのは、 明らかであった。「年末までに明確な対応を」というタイム・ 以上の視点はしかし、 ソロ Ŧ ン財務次官を責任者とする鉄鋼問題特別委員会を発足させ、十一月末までに報告書を提出させることに 力 Ī タ 政権は政策対応への第一 行政府 に対処する、 の 般的姿勢の次元であって具体的な政策対応を含んでいないことに留意した 一月に再開される議会には保護主義的気運が一層高まることは火を見るより という漠然としたコンセンサスだけであった。 歩を踏み出すことになる。 スケジュ 1 九月二九日、 反ダンピング法等の通商関 ル を 行政府は意識せざるを得なかった。 カー だが、 ター 議会のクリ 大統領は記者会見の 連法規の厳格 スマ ス 休会 適 九

 $\exists$ 

1

カ ス に忠実たらんとするカーター政権の立場をみてとれる。 するのは適切ではない、 モン委員会の発足という宥和的姿勢を示す一方で、建て前としての自由貿易の堅持と、 したと述べた。また大統領はこの記者会見において、国内鉄鋼業が直面している問題の責任を海外メー 輸入急増に非難のすべてをむけるつもりはないとも発言している。 インフレ抑制という政治課題 われわれはそこに、 カー にの み帰 ソ

議会等の代表者との会合である。主な出席者はブルメンソー(4) クブライドUSWA委員長、グレン上院議員などであった。 さて一〇月中旬、 事態の展開にかかわる重要な出来事が生まれる。一三日、 ル財務長官、 ストラウス代表、 ホワイトハウスで開 スピアAISI会長、 かれた業界、

した。 れを受理して正式調査を開始するとともに、六カ月という仮決定の期間も法の枠内で短縮し、 1 い 輸入にダンピングがあったことは明らかであるにもかかわらず、これまで反ダンピング法が精力的に実施されたとは いがたい、 ル財務長官はこれに呼応して、USスチールの提訴については現在おこなわれている予備調査を近く切り上げ、こ ーズベルト・ル 自由貿易は公平な貿易でもなければならないから、今後その適用を強化したいと発言した。ブルメンソ ームには四○余名が出席、 四時間にわたり開 かれたが、 大統領自身は最後の四五 決定を急ぐ旨明らかに 一分間 出 席 鉄鋼

代化に対する援助。 (二工場閉 方、圧力をかける側であるが、 のこの提案が輸入規制以外の点にもふれていることに、まず注意したい。これらは、 鎖がおきた地域への援助、 スチール・コーカ ||投資を促進させ、 スはつぎの諸点を含む政策を大統領に勧告している。 キ ・ヤッ シュ・フロー を増加させる税制上の措置、 (一輪入規 四工場

その大枠において、

規制がいまもっとも必要とされる点を強調した。

14 むところでもあっ П モ ン・ ポ Ī ١ の勧告と対応する点が多い。 また、 税制面 での優遇措置や近代化投資への支援は、 業界の強く望

W A 談後の記者会見でおこない、 対しても準備中であると発言している。 つぎに業界である。 はといえば、 法的アプローチの強化に異論はないが、 スピア会長は、 政府の反ダンピング法の厳格適用策を支持すると発言してもいる。 USスチー スピア会長はまた、 ル社が日本に対しておこなったのと同様のダンピング提訴をECに 工場閉鎖やレイオフをこれ以上増やさないために 輸出自主規制やOMAを政府に要求しない旨の発言を会 クブライド บร

救済手続きには効果が期待されないとしてきた。このような態度変更は緊急策として量的規制を主張してきた鉄 当然量的規制を要求すると後日 連議員を驚 ピア会長の反ダンピング法アプローチ支持の発言は、 かせ たが、 議員からの批判に対してスピア会長は、 (十月二○日記者会見)弁明している。(6) それまでの業界の主張とは違っていた。 第一歩が法的アプロー チであ ģ それが不調 業界は現行の法 に終れば 鋼関 的

するのであれば、 りも、 は必ずしも同じではなかったことを示している。 この足並みの乱れは、 年年上昇する生産コストをカバ それに反対する理由などなかった。 業界が行政府への圧力として議員に求めたことと、 ーできる価格の実現であった。 業界にとって、競争力回復のために必要なことは生産量そのも 問題は、 行政府が真剣にコミッ 厳格な法的 業界が政府から引き出そうとしたことと アプロ トするか否かであり、 1 チ が 国 内価格支持を保証 業界が最 のよ

財務次官を長とする鉄鋼特別委員会の設置を発表したが、 時期 行政府の ″真剣な対応″ を示す徴候を業界は感知していた。 財務次官が責任者になったことは、反ダンピング法を所 九月二九日、 カ 1 ター 大統領は ŧ

も危惧する点であった。

のように、

管するのが 財務省であり、 同法の厳格運用を行政府が意図していると推察された。

いう仮決定を下し、関税評価を六カ月間差し止めることを発表した。 売られているとの申し立て) 第二に、二月にギルモア・ に対し、 スチール社がおこなった対日提訴 財務省は十月三日、 「公正価額」を平均三二%下回る価格で販売され (日本からの厚板が西海岸地域でコスト 業界はこの決定が、 反ダンピング法の適用に行

7

政府が前向きであることを示すものと判断した。

ナ ŋ 法 か シ 的 ホ ったが、 このような経過と十三日のホワイトハウス会議での大統領、 アプ = ワイトハウス会議の四日後、ベスレヘム、アームコその他中小メーカー三社は日本とインドの ナル・スチール社はベルギー、フランス、 ン 7 ₽ ひとまずそれを容れて、 Ì チ支持の発言をおこなったのである。 ŀ 補強用に使う線材二次製品PC鋼撚線を反ダンピング法違反として提訴した。 ダンピング提訴戦術をとることにしたのである。 イタリー、 業界はカー オランダ、 財務長官の姿勢を重ね合わせたうえで、 ター政権の 西独からの冷延薄板と亜鉛鉄板お "熱意』を百パー セ ント さらにそ メー 信じたわけではな スピ カ よび英国か を相手と ア会長は

### ダンピング判定基準としての「コスト割 ħ 輸出

3

あ

冷延薄板について提訴に踏み切った

(一連の提訴の概要については表りを参照)。

とは、 財務 七四年通 省は |商法で一部改正された一九二一年反ダンピング法であるが、以下はその調査手続きの概要である。| 提訴が行なわれてから三〇日以内に予備調査を行なって正式調査を実施 するかどうか を決定

反ダンピングを中心にした法的対応が大きな争点として浮上しはじめた。ここでいう反ダンピング法

財務省はその後六カ月、場合によっては九カ月以内に調査を行ってダンピングの有無、

すなわち「公正価

額 辺

表 9 法的提訴の動き (1977年)

提 訴 日	提 訴 者	対 象 国	提訴内容	根 拠 法
1月19日	公正貿易労使協議会	日本	日本鉄鋼業は政府統制	関税法 332 条
	(LMC: 西岸平電炉		のもとで西岸市場の支	
	メーカー約40社と		配を意図している。	
	USW)			
2月 1日	財務省	日本	ステンレス溶接鋼管	アンチダピン
	V4 64 E			ング法
2月28日	オレゴンスチール	日本	厚板	"
	(ギルモアスチール			
	の一部門)			
9月9日	ジョージタウンスチ	フランス	低炭素線材	"
	ール		1-04/11/14	
9月20日	US スチール	日本	形鋼,厚板,熱延薄板,	"
			冷延薄板,溶接鋼管	
0日27日	ブロデリックバスコ	韓国	ワイヤーロープ	"
))] <i>L</i> / L	ムアンドワイヤーロ	<del>***</del>		
	<b>ープ</b>			
10 Fl 17 Fl	ベスレヘムスチール,	日本 インド	PC 鋼鉄線	<i>u</i>
ם זו מיטו	アームコスチールな	HAP TET	- SAMMAN	
	と計5社			
10 E 20 E	と同った ナショナルスチール	ペルギー イタ	冷矿薄板 西铅铁板	"
10 月 20 日	ノンョノルスゲール	リア、フランス、	THYSIATING TENHANTING	
		ッフ,ファンへ, オランダ,西独,		
		オランダ, 四級,		

(五)

K

認定を下す。

1 2 ,ロスチール,

11 月

21 H

12

Ш

Ś ш

V など計8社

ームコスチール

英国

ベスフヘムスチーラ

カナダ

英国

鬥

**熟延棒鋼**,

炭雞,

本鉄鋼輸出組合資料,『経済摩擦の事例研究』1982年, 136—37頁, 鉄鋼年鑑, 53年版, 308-9 頁より作製

下」(Less Than Fair Value) であるか否かを仮決定する。 れる。そして関税評価差止め以降の通関については特別ダンピング税を支払うための保証金として義務づけられ クロの仮決定が下された場合は関税評価が差止

めら

財務省はその後三ヵ月以内に聴聞会を開催してダンピング有無の最終決定を下す。そしてクロの場合は同時に

(≡)

ているボンドを積み立てなければならない。

(四) T C ITCはダンピングによる国内産業への被害の有無について調査を直ちに開始し、 (国際貿易委員会)に通達する。

聴聞会を開催、

三ヵ月以内

れる。 被害ありとのITCの認定が下されれば、 財務省はダンピング裁定を行い、 特別ダンピング税の賦課が実施

うまでもなく、ダンピング提訴で一 番重要なポイントはダンピングの判定基準である。 すでにふれたギ ル Ŧ

ナショナル・スチール各社による提訴は輸出国の国内価格と比較しての「安売り」ではな

スチール、USスチール、

7

ともできるとしているが、

国内価格が生産コストを下回る場合などの規定はない。

第一

七

四年

通商法によって組み込まれたこのダンピング判定基準は、

「輸出価格が国内価格または

第三国

せ

け

「生産原価 重要な問題点を含んでいる。(9) 割 れ の輸出価格であるとの申 し立てによる。 だが、 この生産原価 (Cost of Production) ということ

輸出価格を明らかに下回る」というダンピングの国際通念には慣じまない。 認定の基準は第一に国内価格、 そしてなん

場合は、 らか G Ā 事情でそれ 原 T が が産国に 一九六七年に採択した国際反ダンピング・ おける生 が不可能な場合は第三国むけの輸出価格を使用できるとしている。 一産原価に合理的な額の管理 費、 コードによれば、 販売費ならびにその他の費用、 そして、これらが使用できない 利潤を加えた額を用いるこ

財務省は外国 スに関して、 Þ とは原価公開の思想につながる。 value)を独自に算出してダンピングの判定基準に採用するという点である。 原価 第二は、企業に生産原価に関する資料の提出を求め、 公開は自由企業体制の理念に反するとして強く反対している。 デー メート タ提出にからむ日米対立が七七年夏に発生していた。(2) カ 1 にその提出を求めるわけであり、 実際、 コストの秘密は、企業競争の核心であり、 外交問題を招くことも十分あり得た。実際、 これに応じない場合には しかしコスト割れの申し立てが だが、 財 日本のみならずアメリカ コ 務 ストの提示を企業に求 省 が 構 成 価 額 ギ おこなわれると (constructive ル Ŧ ァ ・ の産業界 め るこ

利潤 = は か 他 しつぎのような批判がありえる。 (原材料、 の産業に比較して低いのが通例である。 労賃、 生産費) の一〇%以上、 すなわち、 利潤は直接コ たとえばアメリカの大手八社の平均売り上げ高純利益率は 鉄鋼業は量産産業であることから、 ストと一 般経費の合計額の八%以上とされる。 どの国でも製品 単位あ たりの 一年が

第三は、

財務省がおこなう構成価額の算定方式が実態とかけ離れている点である。

規定によれば、

般経費は

直

接

の提訴に踏み切る時、

≕ 利益率さえ八%を下回ってい 四% 七三年が 四四 七%、 . る。 七四年が六・ 六%、 七五年が四・ 九%である。 例外的な好況を業界が享受した七四 年

事実、 さきに挙げたアメリカのそれより一般的に低いことから、 準を用いる場合でも に問題提起をおこなっている によって通常得られ かも、 ギ ル Ŧ GATTの反ダンピング 7 ヶ ì る利潤を越えないものとする」とされている。 「利潤としての付加額は、 ス に対する財務省の仮決定 (十月二五日)。 コ ードによれば、 原則として原産国の国内市場において同一の部類に属する産品 (十月三日)を契機に、 国内価格または第三国むけ輸出価格によらない第三の 日本の実情にはそぐわないとの批判が日本側から出される。 さらに、 日本政府はGATTの 対日関係でいうならば、 反ダンピ 日 本 ング委員会 の 利 判 の 率 販売 定基

# ニ ダンピング提訴ラッシュと行政府

に述べた.「生産 行政府の奨励 が、 調査中であった。 提訴ラ = シ ス ト割れ」 間接的ではあるが――にうながされて反ダンピング提訴ラッ の 単一の業界から短期間にこれほど提訴がおこなわれたことはかつてなかった。 (ユ) なかで、 にもとづくものであった。 行政府は早くも大きな壁につきあたる。 ソロ モ ン・ レ ポー ナショ ト発表の時点で、 ナ シュが始まったが、その多くはさき ル ス チ ĺ 九件が財務省に持ち込 ル などが Ë C × 1 カ

関税を考慮しても米国ミルより五%安値で売ることができるが、 比 ○月七日、 て生産コ スト 大統領に提出された賃金物価安定委員会 が 一五~二〇%少なく、 欧州ミルは米国並みであること、 (COWPS) 欧州の場合は米国ミルよりも高くなると指摘してい 鉄鋼レ ポー 日本の鋼材平均販売価 ŀ は、 日 本の製鋼 格は ₹ は アメ ij カ

厳格な反ダンピング法の適用は外交的リスクが大きいことに気づかされた。(ほ)

か

: なりあ

かた。

日本の技術や設備の質を過少評価し、

前年度の歩留りを七五・五%と見積ったのはその

一例である

百 日

本鉄鋼連盟の調査によれば八七・六%)。

た3

る これ 0 はEC鉄鋼業であった。 が ポ 意味するところはあきらかであっ ŀ は 外国鉄鋼業についての知識が浅いスタッフが短期間に作製したわりにはよくできていたが、 ECの対米輸出は大幅に減少し、 た。 もし 「コスト割れ」 事事上、 基準 禁輸措置にも等しいことが判っ が 厳格に適用されれば、 その影響を一番受け 誤 ŋ

りとの決定がでれば、 た。 ても避けたかった。 つ農業問題について、 とまれ、 だが、 同 行政府にとって看過しえなかったのは、 レ ポ 1 ١ ECから譲歩を引き出すことを難しくする。 ECの対米輸出は事実上ストップしてしまう。このような事態は、 は 日米間のコストギャップを過少評価した結果、 対日ではなく対欧関係であった。 農業問題でECから報復されることは、 間接的ながらダンピング もし、 アメリカが重大な関心を持 EC鋼材にダンピングあ の存在を指 なんとし 摘し て

るであろう。 のように政治的 ECに対するこのような外交的配慮に加えて、 のような通商次元に加えて、 すでにこの時期、 !組織化の進んだ基幹産業が対米輸出の機会を失えば、 EC鉄鋼業は大幅な過剰生産能力をかかえ、 この時期、 ュ 1 ダンピング提訴ラッシュは行政府にもうひとつ別の問題を気づ 口 コ ₹ 2 = ズムが勢いを得ていたことも無視できな EC諸国の政治に不安定要素を加えることに 「明白な危機」 に陥 パっていた。 (15) か た 鉄 鋼 か 業

シ 財務省の問 が 続けばとても対応しきれるものではなか 題処理 完まの限界である。 ダンピング問題を扱う部局のスタッフはせいぜい一〇名程度であ 0 た。 もしそのような事態が起きれば、 業界の批判に油を注ぐこ 提訴

とに

になる。

結 رار

局、 1

大統領は、

プにさせるかの選択を迫られた。

底許される情況ではなかった。このような政治的環境のなかで、 このようにして、妙案と思えた反ダンピング法の厳格適用も、 ホワイトハウスでの会議が象徴するように、 大統領自身、 すでに大きくコミットしており、 ソ 現実的な解ではないことがわかってきた。 p モン委員会は十一月末までに即効性を備えた対 なにもしないでは だが、

到 ප්

### ソロモン委員会の設置

四

応策を提出するよう、

大統領から指示されたのである。

べての行政府のアクションに責任を負う組織であった。(エン) Review Group) と閣僚レベルの貿易政策委員会 したものであった。同委員会とその上部二機関、 の支持を鉄鋼業界からとりつけることであり、 のことである。 .政府内に鉄鋼問題協議のためのグループが発足したのは七六年一月、 S T R 財務省、 商務省、 国務省の実務者レベルによるこのアドホックな集まりの目的は、 貿易政策スタッフ委員会(Trade Policy Staff Committee)から派生 (Trade Policy Committee) は、 つまり準閣僚レベルの貿易政策レヴュー・グループ (Trade Policy つまり、 七四年通商法から導き出されるす 今回の鉄鋼危機の 一年半以 M T N 上まえ

国務省次官補の 同じ活動範囲ではすまされなくなった。 鉄鋼グループの中心は、 ラウィ ij ・アム・バラクラフであった。しかし鉄鋼問題が国内政治化の様相を呈し始めると、(エヒ) M TN関連の問題を取り扱うということからSTR代表補のリチャード カーター大統領は、 国内対策をこのグループに検討させるか、それとも別 ハイ これまでと ムリッ クと の

自分の強い決意を印象づけるためにも、 後者の道を選んだ。 これがソロ Ŧ ン委員会である。 九月

る<sub>19</sub>

った。

14

二九日の記者会見で大統領はつぎのように述べている。 STR代表、 (この新しい シュ 鉄鋼グルー ル ッ大統領経済諮問委員会委員長、 - プは) 鉄鋼問題に精通してい 、るソ 7 1 \_ シ ャ ŧ ル ン 労働長官、 財務次官に率いられて クレ プス商務長官と協議に入ってい

次官を中心に運営される。 は は たすこともあり得た。 \$ 対日 っ と も**、** I欧通 一商関係 ح れ は表面的 があり、 まして、 では、 なものであった。 また M かれはカー なぜソロモ TNが陰に陽にかかわってもいた。 ソロ ター ンが選ばれたのであろうか。 ŧ 政権内の実力者であり、 ン委員会は、 イムリックSTR代表補の協力を得て、 この意味でストラウス代表が積極的 大統領から個人的信頼を得ていた人物であ 国内政治化されたとはいえ、 問題 あ な役目を ソ 核 ¤ 心 Ŧ 部 ン

財務長官はダンピングが最終判断されたことを官報に公告し、 財務省が反ダンピング法を所管する行政官庁であった点が指摘される。 = に 正 |価額未満で輸入されたか否かを調査、 この問題を考えるには組織とパーソナリティの次元を重ね合わせることが必要である。(3) ン あった。 セ ン サス 行政府内に、 があっ た以上、 不公正貿易への対応には反ダンピング手続きを中心とした法的アプロ 財務省が第一の部局と考えられたのは当然であった。 判定する立場にあった。 関税局を通じて反ダンピング税を査定、 またITCが国内産業被害に肯定的判断を下すと、 さきに述べたように、 まず前者についていえば、 ì 財務省は当該商 チが適当との基本的 徴集する立場 品が公

明るい人物として、 補として深くコミッ つぎにパ ı ソ ナリ 行政府の内外で高い評価を受けていた。 トした人物であった。 ティの次元である。 まず、 また、 ソ 鉄鋼問題に詳しいことに加えて、 Æ ン 自身、 九六八年の 日欧による対米自主規制 国際貿易の経済的、 の 政 とき国 治的

務次官

面に

お

5

カュ れは

ス

۲

ラ

ゥ

ス

ø

得策であ

っ た

(三)

カゝ

輸入問題に

対

する明確

なっ

3

ッ

ŀ

X

ン

١

が

ない場合、

他の政策勧告の

如何を問わず業界、

۲ ラウス 代 、表が財務長官のブ ル メ ン ソ ī ル と不仲であっ たことも指摘され た。 る。 ス ŀ ラ ŕ ス は 自 分 が S

 $\mathbf{R}$ 

代表

治的 玉 ځ 指 間 協議 て 1名されることに反対したブ に複雑にみえる鉄鋼まで手を伸ばす積極的な理由はなか ŀ きてお ラウ の 推進といっ スはまた、 9 STR自 鉄 たことでは対応できるとは思えなかっ い 鋼問 身、 題 O ぁ ルメン 前 ECDでの場を設定することでこれに対応してきた。 に ソ 日 1 本との N と積極的に協力する気などなかっ カ グラー テ レ F, た。 っ た。 O M 即効性のある国 鉄鋼業界はMTNを A交渉に深く |内的 \_ ₹ 対 ッ 応には環境問題 ŀ しかし七 「政治的 し ていたが、 七年秋 人質」 そ にする戦 の 蕳 税制、 れ 題 より

は

多

術 Ó

を

政

労働

員長と協議をおこない、 至であった。 が 実際、 への援助なども必要なはずであっ 責任者としてまとめた鉄鋼救済策が業界や議会の支持を得られ ス ŀ ・ラウ M TNと当 スはこの時期、 굽 翌年一月十五日までの具体的交渉スケジュ の 鉄鋼救済策とをひとまず切り離すことが、 M たが、 TNの問題で手一杯であっ それらはSTRの守備範 た。 七月 囲で な ī い ル 場合、 S T R を関係各国に提案していた。 は 日, なかった。 その にとっても、 スト 影響は ・ラウ 、スは М ス  $\mathbf{T}$ トラウス個 N E C の まで及ぶことは必 仮に、 ジ z. 人にとっ ン ス キ ۲ ン ラ ス 委

ゥ

政策決定の識閾は、 (-)さてソロ 髙揚しつつある保護主義的気運に対処するためには大胆な内容でなければならない。 Æ ン委員会はわずか つぎのように要約できよう。 数週間 のうちに一 連 !の鉄鋼政策を大統領に勧告 するが、 その際 )政策

の

ラ

×

1

9

п

刺激することにある。 入問題のみならず、 幅広い領域をカバ した施策でなければならない。 議会を納得

1

そ

の

眼

目は

近代化促進

の

ための

z

**(**₹i)

(大)

14

(四) 輸入対策として数量規制そのものは考慮しない。 米国市場での「健全な競争」をゆがめるようなコミット ×

せられないだろう。この意味では輸入対策がもっとも重要といえる。

は論外である。「不公正な競争」を防止するという大義名分とロジックが不可欠である。

不公正な競争を排除するために、行政府は反ダンピング法の利用を業界にすすめてきた経緯がある。

|競争力からいっても一定の譲歩を求めざるをえない。しかし極端な差別はさけなければならない。

な適用は、とりわけECからの輸入を事実上禁止することになりかねず、無理である。

値上げのフリーハンドを与えるようなものであってはならない。

輸入対策は業界の収益改善をもたらすものでなければならない。

しかしインフレ抑制という観点からも、

一方、

日本に対しては、そ

しかし厳格

(t) 「不公正な競争」の排除と国内価格支持の両機能を、 反ダンピング法 の枠内で解決しうる方法は

鉄鋼業界に永続的な支援を約束するような政策であってはならない。 あくまでもアドホックな政府介入というこ

(A)

とを明確にアピールする必要がある。

# 五 ソロモン・レポート、TPMの概要

さて、ソロモン・レポートの概要は以下のとおりである。

### F

必要性、 |鉄鋼業は競争上の地位の低下、 多額の公害対策の支出を必要とするなど、 輸入品 の進出、 深刻な問題に直面している。 収益の大幅低下に加えて競争力維持のための近代化投資の

## 第一章 政府の対策が必要な理由

米国内最大産業の一つであり、基幹産業である鉄鋼業の生産力が大幅に低下することは米国経済の将来を危く 雇用削減と工場閉鎖の影響を受けた地域社会に壊滅的な打撃を与え、 さらに前例のない数多くの反ダンピン

# (第二章 アメリカ政府の目標) グ提訴が国際貿易関係を脅かしている。

政府は、 鉄鋼業救済のための政策と産業問題に於ける政府関与の限界を明らかにするため、 下記の目標を設定

- 鉄鋼業の効率を促し、公正な競争が行えるように援助すること。
- **(=)** 鉄鋼業及び労働者双方にとって市場情勢に適応するための負担を軽減することに対し援助すること。

税金・投資・財政上の適切な援助を通じ工場設備の近代化に対し効果的な刺激を与えること。

(三)

四)

米国市場に於ける健全な競争を阻害しない方法で輸入品による不公正な競争からの救済を促進する。

これらの鉄鋼業のための包括的な政策決定に際し、 政府は①鉄鋼業界の決定に直接関与することを避ける、 (2) イ

ンフレを刺激するような対策をとることを避ける。

以上の諸目的を達成するためには鉄鋼業界、労働者、 政府の一致協力した努力が必要である。

# 第三章 鉄鋼業のための政策プログラム)

(→) 不公正貿易慣行からの救済──TPMの導入

鉄鋼業のために勧告する政策は、以下の五つのカテゴリーに分類できよう。

発局による中小メーカーむけ産業融資保証の拡大 近代化、 投資の促進 総合減税法案、 新設備に対する償却期間の短縮 (一八年→一五年)、 商務省経 済

開

(結論)

する。

### (三) 環境政策基準・手続きの合理化、 弾力的

四) [運用

(五) その 失業対 他 研究開発に対する連邦政府資金の投入、鉄鋼業に関する輸送体系の能率改善 の 策 般的措置 地 域 社会対策 共同事業・合併に対する司法省の反トラスト法適用の意向 -調整援 助 の

から なる三者委員会の設立を勧告する。

鉄鋼業の問題と改善策を継続して協力的に検討することを保証するための機構として産業、

の決定方法と運用方法 以上が ソロ æ 1の概要はつぎのとおりである。 <sup>(2)</sup> ポ i ١ の 概要であるが、 つぎにTPMに焦点をあわせよう。 TPMの中心をなすト IJ ガ 価

### $\hat{\mathbf{A}}$ トリガー価格の決定方法)

びに一 省に各社合計し、平均化した形で提出することに同意した 計する。 原材料費および資本費の資料よりなる。 び合金鋼材 般管理 ガ こうした証拠は、 の単位当たり生産 価格は、 「費および資本費を含むものとする。 財務省が下記のラインで決定する。 日本の炭素鋼大手メー コスト を 入手可能な最善の証拠に基づいてそのときどきの価格と為替 算出される「生産コスト」は従来の労務費、 カー 回国際的に認められた鋼材 が定期的に作成する財務諸表、 (们もっとも効率的な輸出国 = ス ŀ 資料の ほ カュ の分類に 日 本の (現在は日本) 従って品種 原材料および直接経費なら 鋼材生産に使 日本の大手メー の わ グ の炭素鋼 ル れ カ た労務費 1 ì プ が ١ を設 財務 お で 推 ţ

る。 け

||四半期ごとの調整の際に、

各鋼材のト

ij

ガ

1

価格をその鋼材の総生産

7

ストの上下五%以内に設定する。

ij

ガ

価

格

の

調

整

が

行

ゎ

、生産コ

スト構成項目および通貨価値の変動を反映するように四半期ごとにト

•

\_ ス

۲

の引き下げ

労働、

政府の各代

をメー

カ

ì

に迅速に通

知

ij

ガ

ì

大幅に除去する結果となるはずである。

一方で、

これは国内鉄鋼メー

カ

1 が

新たなアンチ・

ダンピング提

本 輸入数量規制が実施されているので本制度の対象外とするが、 ガ このため、 からの Ì 価格は輸入品の原産 米国 ダクツ」と従来から定義されているものに限り、 時 [内主要輸入地 的 かも知れ 地 域へ ない生産コスト構成項目の急激な変動によってトリガー しっ かんを問わず、 の輸送費と、 品種ごとの保険料が生産コスト すべての輸入鋼材について同一とし、 この制 合金鋼には適用する。 に加算される)。 CIF価格ベースとする 価格は影響されない。 (ト)通常米国で「スチー ()ステン ス (4) 鋼 日 ij は

### $\hat{\mathbf{B}}$ TPMの運用

3

ル

・プロ

度の対象とする。

きでは、 で比較され、 び主要なエ 聴会が開催される。 あらば数週間以内に正式のダンピ て新たに、 (イ)税関が本制度を運用するため特別作業班を設置する。 一三ヵ月余の期間を要したが、 「鉄鋼特別税関インボイス」を提出することを義務づける。 キストラを記入する欄が設けられる。 トリガー価格を下回っていれば、 このインボイスには鋼材の表示、当該輸入鋼材の取引価格の算定に用いられた基礎価格 ング調 この制度により六○日ないし九○日以内に短縮できることになる。 査が開始される。 その情報は直ちに財務省に送られ、更に調査が行われる。 (可前記インボイスに記載された総価格とト (/)従来のダンピング調査 (四輪入業者に対して、すべての輸入鋼材の輸入に際) このため施行規則案が近く公表さ (複雑なケー ij ガ スを除き) 1 価格 にが輸 必要と 手続 入港 お t 公

述べている。 では、 このような仕組みのTP 価 格 制 度 は 鉄鋼業界が、  $\bar{\mathbf{M}}$ に、 現在、 行政府はどのような効果を期待したのであろうか。 輸 入鋼材の 「公正価額」 以下 で ō 販売でこうむ レ っ ポ て 1 いっ 1 ると主 は つぎのように |張する被

価差止め措置は従来どおり「仮決定」の段階で行われる。

行為の迅速な調

査が行なえるようになっ

ている。

14

訴 制 ۲ 度はすべての利害関係者に対し価格の IJ をする必要をなくし、 ガ Ī 価格制 度の運用 現在調査中の提訴案件の迅速な撤回を促進するはずである。 にさくため、 同 動きについて常時、 )時に数多くの本格的 そのときどきの情報を提供することによって、 ダンピ ング調査を進めるのは難かしくなろう。 財務省は省内の人手をこの この 違反

地 なところ国内鉄鋼 z ŀ れる。 回 1) 復 ガ の幅 ì 業界は国内市場の失地回 価 格制 はせばまることになる。 度実施により、 メー カ , , の 価格動向 米国 |復が 米国 業界が不公正な価格の輸入によって受けてい ì かなりできるはずである。 かんにかかっている。 メ 1 カ 1 にとって予想したように出荷 国内メー しかし、 カー どの程度輸入水準が低下するか、 が が増加すれば、 大幅に値上げすればするだけ、 る問題を急速に改善すると予想 その結果、 鉄鋼業 Œ. 失 確

科せられるが、 上げをすればするほど、 「不公正な安売り」 行政府は、 ۲ 国内メー ij ガ の 1 価 防 カ ŀ 格はもっとも効率的な海外メー 止を目指している。 ーを輸入鋼材との競争から無条件に保護することを意図しては IJ ガ 1 価 格 との 差 が もし海外メー 広がり、 輸入鋼材の方が カー カ . の 1がトリ 価格から算出されるため、 優位になるであろう。 ガ -価格を下回って販売すれ V 国 な 内 い。 メ ì T P ばべ カ 1 Μ が ナルティが は 大幅な値 あくまで

くどい

が

その意味するところは以下のようなものである。

右

引用文のうち、

第一

パ

ラグ

,ラフの意味は明解で特に付け加えることはない。

TPMによって企業の収益改善が期待されている。

第二パ

ラグラフは

いささかまわり

しか

界

ゎ

雇

甮

水準が高まり、

稼動率が上昇して、それに伴う生産コストの低下という利益をもたらすことになろう。

大の特徴であり、 従来の各種アプ п 1 チと異なるとされる所以である。 と同

時に、

T P

 $\bar{\mathbf{M}}$ 

がまさに政治的解であることを端的

に示している。

っ

ような仕組みが、

т

P

M

の

最

ソ

п

モ

ン

レ

ポ

ì

١

の

内容は大統領に提出されるまで秘密にされていたわけではない。

標であった。 る あった。また、 ·子を企業収益 D Т ジ Ē ッ M クが が相反する利害の均衡点を追求したその姿はつぎのように描かれよう。 このような構図のなかで一定の均衡機能を期待されたのがTPMという制度であり、 「不公正貿易の防 輸入防圧に一定の譲歩が不可避な情況のなかで、 の 改善 П 国 内価格支持にむかわせる一方で、 뱐 に ほ か なら つなかっ た インフ MTNの成功 、レ抑制 11 市場 11 自由貿易の促進 競争原理の確保 現実の政治情況 も重要な政策目 重要 それを背後で支え が へなマ 政策決定の ク П の 標

目 で 振

### 政治的解としてのTPM

不 的有効性は -満をつのらせ、 Т  $\tilde{\mathbf{P}}$ M の 価格 有効性 0 国際通商、 関 П 数なのである。 政治的均衡機能 外交関係に波及する。 T P は、 M が 実際に設定されるトリ 低いと国 内 メート カ , が し ì の不満が高まる。 価格によって左右される。 逆に、高すぎると海外メ つまり、 Т  $\mathbf{P}$ 1 м カ の 政 1

> が 治

であ その たのは翌年の一月三日である。 Т ものには、 P M の 有効性をみるには、 具体的な価格は設定されてはい また、 少なくとも二つの段階にわけるのが適当であろう。 輸入業者による特別鉄鋼通関申告書の提出義務が発効したのは二月二一日以降 ない からである。 主要輸入鉄鋼製品一 というのは、 七品 盲の べ 1 ソ p ス 価 モ 格 ン が発表さ レ ポ 1 ŀ

の うな支持なり批 動 本章では、 きについ ては、 二段階の前半部、 判 が こののち第個章で取り上げる。 国 の 内外 から出され つまりソロ た かを検討する。 モ ン . レ ポ 1 ŀ 第二段階、 の勧告内容 つまり、 (TPMでい T P えば制度の大枠) Mの価格が実際に設定されての に対してどの

十一月に入るとレ

ポ

ŀ

മ

ってもよいとすることは日本、

あれ 基準 内容に関する報道記事が出始めた。 日本の生産コストに合わせることはECを になろう。 価格! USスチールを含む米国鉄鋼業界は輸入鋼材の八○%~九○%を対象とするダンピング提訴をおこなうこと が 公正 (1)ソロモン 「レファランス・プライス なものでこの案が強力に実施されるならば、これを支持してもよい。 案が満足のゆくものとわかれば、 EC相方をただ乗りさせることになる。 レポート公表にさきだち、 (基準価格)制度」と呼ばれていた―― "ただ乗り" させることになり、 現在の対日ダンピング提訴は不必要となろう。 USスチール 四基準価格は生産コスト、 社のロデリック会長は伝えられる新 公正ではない。 についてつぎのように語 ソロモン案が効果のないもの また基準価格を五%下 運賃に八%の利潤 闫基準価格を ってい 回 度

を加えたものとすべきである。(4) に る ぎのような声明を発表している。 ン グ輸出によるものであり、こうしたダンピングによって輸出するという不公正な取り引き慣行から国内鉄鋼業を守 つぎに労働組合の反応である。 る。 は米国 ソ 政 u 府の責任である。 ン勧告はこの目標達成の必要性を政府が認めたものとして歓迎するが、 USWの目的は、 十二月二日、 アメリカ鉄鋼業が国内市場を失ってきたのは、 USWのマクブライド委員長はソロ ただちに組合員を職場に戻し、 長期にわたり失業から保護すること 生産コストを下回る価格でのダンピ Æ ン勧告に原則的支持を与 この勧告がUSWの目標を達 っ

以上の基本的立場に加えて、 議会に数量規制の立法措置を求めるであろうと述べている。(※) 同声明は、 新制 度が当初の目標を達成できない場合は二国間取り引き協定を要求する

成できるかどうか現時点では断定できない。

肝心の のように、 業界・ 価格が最終決定されていない以上、 労組の姿勢は原則的支持ということであり、 これはいわば当然であった。 用心深く成り行きを見守るということであった。

IJ

ガ

1

上

一げられるはずである。

(四)

米国

記 者デービッド Т  $\bar{\mathbf{p}}$  $\bar{\mathbf{M}}$ に対する批判や疑念も当然起きた。 の疑いがあるとしてつぎのように述べている。(26) ・イグナチアスの批判を挙げておこう。 その代表例としてウ ソ u Ŧ ン案は国際価格協定 オ 1 ル • ストリー ŀ (International Price-Fixing ジ ャ ナ ル 紙 の鉄鋼問 題

- とは、国内メー 買うインセ 基準価格の設定により、 ン ティブがなくなる。 カ 1 によって利益と考えられ 対米輸出業者は大幅なディ こうして輸入が減り、 スカウントができなくなり、 国 内 メート カ 1 へのディス カウント 米国バ ィ へ の ャ 圧 ì 力 は特に輸 が 除 カン 入品 れ るこ
- (三) (<del>=</del>) ۲ 米国鉄鋼業のかかえる輸入問題の根底には「鉄鋼の国際化」 なりか 外国輸入を増やすことで対処できる。 :来年早々値上げを実施しようとした場合、 しかし長い や銅と同じく、 ね ない。 .目でみると、この方法は米国鉄鋼業にとっての 世界経済が不況になれば大幅なディスカウ 結果的にこれは政府に価格決定権を与えることになり、 政府は従来のように抵抗を試みるかわりに基準 「脅威」ともなりか ント がある。 が実施され、 鉄鋼が商品として国際化した結果、 世 ね ない。 界経済が かゝ 価格 りに、 ブ 1 業界の命取りに ム を据え置 化すれば 玉 内 メ ì 価 カ 安 ı
- は 1 カ プレミアム付きの水準にあがることになる。 1 が 対米輸出業者の値下げを不公正な競争とするのは当を得 このように、 価格の上下変動は自由市場の特性であって、 ない。 玉 内
- きのなくなった市場では値上げも今ほど難しくない。 移 行期 |鉄鋼業は激しい国際競争により再編成を余儀なくされており、 の人的 犠牲は厳しいものであるが、 生きのびるのはもっとも効率の高い工場となるはずで、 その結果、 将来の設備近代化と成長を可能にする利潤を 弱い カ 」 が 淘汰されようとしている。 将来だぶ

メト

性は半減するはずであった。

(<u>Fi</u>) 以上、 カト 基準価格決定をあわてておこなわないことが肝要である。 ター政権も鉄鋼業界も、 自由市場への介入は長期的には誰のためにもならないということを念頭に

府との合意が必要とされたわけではない。しかし実際には、 つぎに日本とECの反応についてである。 TPMはアメリカ政府によるユニラテラルなアクションであり、 日欧の 協力, が得られなければ、 その政治的解の有 外国

業界の意志表示であった。 言してもいた。これは、(27) なかったためであり、 訴を予期して、 本の業界は、 日本鉄鋼連盟の稲山会長は、 当初、 したがって日本が一方的な規制に踏み切れば、提訴は取り下げられるだろうと、 財務省がUSスチールの提訴の取り上げを決める前に問題を処理したいという明確な日本側 アメリカ政府は必ず自主規制を認めると予測していた。 USスチール社が提訴に踏み切ったのはアメリカ政府が数量規制アプローチを取ろうとし 日本は七七年度末までに一方的な自主規制をおこなう準備がある旨、 実際、 USスチー ル 社 日本側業界は の大型対 日 明 提

月二〇日)につづき、一〇月三日にはギルモア社の対日ダンピング提訴に対し、平均三二%のダンピ しかしこのような日本側の期待にもかかわらず、 事態は悪化の気配を一層濃くしてゆく。USスチー ングがあっ ・ルの 提訴 允

考えたのである。

の仮決定が下されたのである。

またTPMによって、 出に協力的姿勢をもっていどんだ。 このような情勢のなかでTPMの導入が勧告されたのである。 いつ、どのような理由で提訴されるかわからないという「悪夢」から解放されることを期待し 日本は対日提訴が取り下げられることをTPMに期待したことはいうまでもない。 日本側は、 トリガ 1 価格 の算出に必要 なデー ၈

(マンダイム法律顧問宛書簡)。

ましくないと業界首脳は判断したのである。これは、この時期、 ることによって価格体系を維持することの方が現実的であると考えた。 TPMはECに対して有利であろうことを日本は知っていたが、業界はその不公平さを批判するよりも、 日本の国際競争力が抜群であることからとりえた態 日本がアメリカ市場で ″突出″ することは好 米欧に譲

度であった。

た

たのである。 で一層強化された。 このような抑制的、 ۲ 協調的姿勢は一月に発表されたトリガーの価格そのものが「まず納得できる線」 リガー価格は、 日本の鉄鋼大手各社の主張していた水準にそれほど遠くないレベルに設定され であったこと

避けたかったのである。 間協定による輸入規制を導入した手前、自由貿易の堅持を前面に押し出してTPMを批判できる立場にはなかった。 ECもまた、重要な輸出市場であるアメリカでダンピング問題が泥沼化し、鉄鋼紛争が拡大することはなんとしても を大幅に変えるのではないかと危惧した。しかし、 ECもまた、 反ダンピング手続きに予測性がもたらされることを期待する一方で、TPMが従来の貿易のパ EC自身も七八年一月から「ベーシック・プライス制 度」と二国 ターン

のように、USスチール社は二月二八日に対日ダンピング提訴の撤回を表明、 以上検討したように、 「現時点で財務省がUSスチール社の提訴に関し調査を実施し、かつ決定を下すと同時にTPMを実施すること 財務省の人員と時間的余裕からみて不可能であろう。 TPMは内外の利害主体に一定の満足を供す可能性を秘めていた。 かかる事情を考慮し、対日ダンピング提訴の撤回に同意す 財務省につぎのような書簡を送ってい 実際、 それを証明する

次章のテーマである。

か

その前に、もうひとつの争点、 ごとに改訂される予定のトリガ TPMは鉄鋼危機の解毒剤として作用し始めたのである。しかしそれがどの程度有効であるかは、 つまり業界のセクター別交渉、多国間協定要求についてみなければならない。これ -価格の如何によるはずである。これについては、 第Ⅲ章のところで論ずるとして、

(→) Report to the President: A Comprehensive Program for the Steel Industry, December 6, に関する大統領宛報告書』日本鉄鋼連盟調査部訳(以下、ソロモン・レポートと略称)。 1977. 『米国鉄鋼業救済計

- 2 「米国鉄鋼業のダンビング提訴問題」『鉄鋼需給の動き』一九七七年一○月号、五一頁。
- 3 『通商弘報』、一九七七年一○月三日、同右。
- 4 主として『通商弘報』、一九七七年一〇月一七日、『鉄鋼髵給の動き』前出、 五一一五四頁による。

3 International Competition, 1983, pp. 91-92 Borrus "The Politics of Competitive Erosion in the Steel Industry" John Zysman et al. eds., American Industry in Congressional Steel Caucus, internal papers, "Actions Taken by the Congressional Steel Caucus" 1978

(6)『鉄鋼需給の動き』前出、五四頁

額」、および当該輸入の国内産業への被害を疏明する資料を集める必要があった。現行法によれば、財務省みずからの判断に 増に対して敏速な対策がとられないこと、口特定の鋼材を指定しなければならないために、ある品種についての手続きが始ま あった。また、規則どおりに処理されれば一三ヵ月以内に完了するはずであったが、実際にはそれ以上の時間を要することが よって反ダンピング手続きを始めることも可能であったが、現実には、私人による申し立てを待って開始されることが常態で る。「ソロモン・レポート」八―九頁。実際、国内メーカーは輸出国の国内市場価格、第三国への販売価格あるい は「構成 ると、外国メーカーは当初の調査対象品種以外のものに転換することができ、結局、実効性がうすくなる、といった批判であ ここで反ダンピング法に対する業界の批判、 問題点について要約しておこう。⇔手続き自体があまりに煩雑であり、輸入急 価

四 『半期

に支障をきたすことになる。これら反ダンピング法に関連した議論はさらに以下で詳しく述べられている。 多かった。結局、このような手続きの長期化に伴なう「不安定さ」は外国メーカー、輸出、 - ヵ通商法の展開』一九八二年、二二七―二三三頁。Ⅱ章の注(27)をも再度参照のこと。 輸入業者、 国内消費者の事業計画 高田昇治著 『アメ

- (n) Borrus, op. cit., pp. 92, 96
- (8)『鉄鋼需給の動き』前出、四六頁:
- 9 この時期の日米鉄鋼紛争については以下を参照。 同右、四七―四八頁、による。 I・M・デスラー=佐藤英夫編『日本経済紛争の解明』特に五七―五九

第Ⅳ章の注(30)をも参照のこと。

- 11 Protection: The Case of Steel, Kent State University Steel Seminar, 1978, pp. 100-113 Robert H. Mundheim, "Steel Imports: U. S. Policy Under the Carter Administration" in Free Trade, Fair Trade, and 「ソロモン・レポート」七頁。財務省法律顧問ロバート・マンダイムによる既存の手続きとTPMの比較論をも参照
- 12 Robert W. Crandall, The U. S. Steel Industry in Recurrent Crisis, 1981, pp. 42-43; Borrus, op. cit., ŗ
- (13) COWPS Report, 1977.『鉄鋼需給の動き』前出、四九頁。同レポートに対するアメリカ業界からの批判(スピアAISI 闫レポートは全般的に公平であるが、日本が原料の点でトン当り五ドル有利というのは間違った想定である。 のいうとおり、トン当り四七―七二ドルとすれば、ECも日本も米国市場で米国製品と到底競争できないことは明らかである。 を考えると米国の生産コストはECにくらべ幾分有利、日本にくらべるとわずかに不利といえる。しかし輸入経費がレポート の値上げをしても卸売価格を○・二%引き上げるにすぎないから、正確な結論とはいえない。臼原料が国内で生産されること 会長)があったことも指摘しておこう。以下は批判の要点である。⊖鉄鋼の値上げはインフレを促進するというが、仮に六% 四日本、
- (14) 川人清氏の発言『日本鉄鋼輸出組合月報』一九八一年一一月号、四頁。

はやっていけない。『通商弘報』一九七七年一○月一五日。

イタリアの政府援助が総コストの一%に満たないというが、これは大きな間違いでこれら諸国のメーカーは政府援助なくして

- 15 University, 1979, pp. 353-356. デスラニ佐藤編、前出、七二頁。 "A National Policy for Organized Free Trode, or How to Cope with Protectionism" Ph. D. dissertation, Columbia これら一連の対ECパーセプションについては以下による。Crandall, *op.cit.*, Borrus, *op. cit.*, p. 95, Michael W. Hodin,
- 16 デスラー=佐藤編、前出、七一頁。Hodin, op. cit, pp. 95-96; Mundeim, op. cit., p. 103
- (٢) Hodin, op. cit., p. 323; Stephen D. Cohen, The Mahing of United States International Economic Policy, 1977, pp.
- (18) Hodin, p. 323. ハイムリックは七月に開催されたOECDでの鉄鋼協議(次章で詳述される)のアメリ Steel Trade Solution" American Metal Market, August 4, 1977 いる。この時期のカーター政権の基本的立場についてのハイムソックの発言は以下で知ることができる。"Search On for カ代表を務めて
- 19 New York Times, September 30, 1977. 『通商弘報』 一九七七年一○月三日。
- 20 Hodin, op. cit., pp. 326-327. デスラー=佐藤編、五五―五六、六八―七〇頁。
- (2) 主に以下のものを利用した。「最近の米国における輸入制限動向」日本鉄鋼輸出組合資料、 昭和五二年一二月、九一一五
- 22 主に以下のものを利用した。石崎辰雄「日米鉄鋼問題」『経済と外交』一九七八年三月号、二〇一二一頁。
- (33)「ソロモン・レポート」一一頁。
- (24) 『通商弘報』一一月二五日。

25

同右、一二月七日。

長の発言)。"Quota Could Lead to Cartels" Common Stock Reporter, September 19, 1977 (ミシガン州立大学のウォルタ 野からの構造改善を強調する立場など――から、いわば当然導き出されるものであった。たとえば以下の記事をみよ。"Crisis Deeping in American Steel" New York Times, September 25, 1977〔カーネギーメロン大学のリチャード・サイアート学 『通商弘報』一九七七年一一月二五日。この種の論調はTPM以前から存在した鉄鋼業批判――カルテル批判や 長期的 視

九日。 特殊鋼数量規制措置見直しの調査を開始、九月七日には公聴会を開催している)については以下を参照。『通商弘報』一二月 弘報』、一一月二八日。「最近の米国における鉄鋼輸入制限動向」前出、 ー・アダムズ教援のITCでの発言〕。なおディストリビューター、バ イヤー筋の反応については以下をも参照のこと。『通商 一五―一七頁。ITCの助き(ITCは六月二一日に

して機能したとの説明が、より正確であろう。 特殊鋼見直し問題も行政府側に対する圧力としてインプットされた。それはヴァニック委員長の大統 領書簡(九月 三〇日 の冒頭で「規制の継続」が強く求められていたことに端的に示されている。特殊鋼問題も「行政府への圧力チャネル」と

(27) 日本経済新聞、九月二○日付(九月一九日の記者会見記事)。

投資意欲をかりたてるものではなかったという「教訓」の重みも指摘する必要があろう。自主規制については皿章の注(4) 年)経緯がある。行政府の判断にこの「教訓」があったことはいうまでもないが、それとともに前回の自主規制が鉄鋼業界の を参照のこと。 輸出自主規制アプローチには前回の鉄鋼紛争の折、コンシューマーズ・ユニオンから独禁法違反で提訴 され た へ一九 七二

時期あった。日本経済新聞、昭和五三年一月五日付。 事に掲載されている。もっとも、規格、サイズなどによって加算するエキストラ価格の内容が未発表などの不確定要素もこの ○ドルで、米国内の公示価格より五・七%低いとの理由による。「我々が提出した生産コストを参考にして算出した と思 う」 (阿部新日鉄副社長)、「従来の対米輸出がダンビングでなかったことが証明された」(桑江川崎製鉄副社長)といった反応が記 財務省が発表したトリガー価格をもとに算出すると、東海岸での関税などを加えた加重平均輸入価格は、一トン当り三三

の積算根拠は異なっているので単純な比較はできない点に注意する必要がある。『通商弘報』一九七八年一月六日 なお、USスチールのロデリック会長はトリガーの平均価格は三六○ドルが公平な水準であると述べた経緯もあるが、 両者

29 二月八日(米国の鉄鋼基準指摘価格に対するECの反響)。 たとえば以下をみよ。 『通商弘報』一九七七年一二月七日(米国の鉄鋼価格基準指標価格に対する西欧諸国の反響)、

定要求に直接応える内容は、

Т Р

|Mは支持調達の必要条件ではあっても、十分条件ではなかったのである。

ソロモ

ン勧告には、

業界の多国間協

含まれていなかった。

### 14

## (3)『通商弘報』一九七八年三月四日。

## Ⅵ OECD鉄鋼委員会

てい Т た。 P M M の導入によって行政府への圧力はひとまず沈静にむかった。 TNに対する支持を、 いかに鉄鋼業界、議会から調達するかである。 だが カーター 政権にはもうひとつ課題が残され

に M するイニシ カ スの支持を、 T u Nを実質妥結させるとの合意が生れている。 ŧ ン ル レ 行政府にとって愁眉の急とさせるに十分であった。 ポ オファーを提出している。 ート発表の翌月(七八年一月)、MTNでは日、米、EC、 また四月に開 MTNをめぐるこのような新局面は、 かれた日・米・ECの非公式閣僚レベルの会合で、 それを端的に示すものとして、 北欧諸国が関税、 鉄鋼業界、 非関税、 スチール・コー 農 上院議員二 産 物 七月中 に関

○名連署の、 スチー いうまでもなく、このような状況は行政府に圧力をかける好機となる。 このような関税引き下げ合意が、 れわれが憂慮するのは、 ての議会の同意に悪い影響を及ぼすに違いない。 ル ストラウスSTR代表宛の六月三〇日付書簡がある。グレン、ハインツ、ランドルフ、シュ = 1 カス議員が名を連ねたこの書簡は、 ジュネーブでの交渉で鉄鋼関税を四〇%引き下げる提案がなされたという報告である。 鉄鋼セクター別交渉になんら進捗のないままなされるとしたら、 業界・労組の意を体して単刀直入につぎのように述べている。 ……必要なことは、 鉄鋼輸出諸国に、 鉄鋼貿易をモ M T ワイカー N協定に ター

する協定 (international steel monitoring agreement) の必要性を認識させることである。

単に協議を継続する

る(ž っ た合意ではなく、 国際鉄鋼貿易についての長期的解決の基礎となるような コミット × ン ŀ こそ 肝 要 で

に筆を進める。 問題をなおざりにしてきたわけではない。 要するに、MTNが大詰めにさしかかってきたために、政治の前面にでてきたのである。もちろん行政府とて、この されないということである。 この書 の メッ 也 1 ジ はあきらかである。 もっとも、 このような動きは、 以下、 鉄鋼多国間協定交渉に進展がないならば、 行政府の対応過程とその結果 業界のMTN人質戦略として以前から予想されていた。(3) OECDにおける多国間協議 М TN協定の議会承認 は保障

## OECD鉄鋼特別部会の成立

ATTでのセ

クター別交渉に日欧が強く反対したため、

七六年末からアメリカ政府はGATT以外

の場を求

め

作動、 に による鉄鋼業に関する事実調査が完了し、 おこなうものとされた。 日欧に働きかけを開始した。しかしこの時期はフォードからカーターへの政権移行期と重なっていたため日本、 はこのような政治的空白期に具体的なコミットメントをする意図はなかった。 ゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゙゚゚゚ ō か 事 七七年四月における米・日・欧間の事前折衝を経てひとつの結論に達する。 ~ ~ 務局原案が提出され、 カの強い要請により、 開催日について関係各国が合意したときに開 また、 以下の要件が満たされることを前提に承認された。 討議された。 七七年五月のOECD理事会に、アドホック・グループ---米、 その結果、 Ħ E C 間 同部会はOECD事務局長直属とし、 かれる、 の 事 前 折衝 とされた。 で付託事項 歯車はカー (terms of reference) OECDでの多角的調整である。 すなわち、 ター 鉄鋼特別部会 その召集は事 第一回の会合は事 政権の誕生をまって に合意が成 務局長 設立 E 務局

たと推察され

価格輸出問 メリ カはこの特別部会を、 題など) を討議する場として位置づけ、 鉄鋼業の直面する構造的問題 積極的に関与してゆく。 (過剰設備問題など) および循環的問題 (不況下での低

むい うに てい i 会設置 アメ 対日・EC批判のための理論武装の書という性格を持つ)に目をとおし、その主旨を十分把握してOECDに戻 -る ŋ が、 カ政府の意向をかなり体していたと思われる。 の事務担当にはOECD事務局次長のチャールズ・ウットンが就任したが、 その際、 ドラフト段階での米国鉄鋼協会による 彼は、 『国際鉄鋼貿易の経済学』(これは第Ⅲ章で述べ 部会設置承認直後に情勢把握のためアメリ 彼はアメリカ国務省出 カ 身であ たよ おも

June 1977) を中心に進められた。 初 であった。事実、 の作業として、 さて鉄鋼部会は七七年七月から七八年九月の間に計七回開かれるが、 第一回の会議では事務局が用意した調査報告書 世界鉄鋼業の情勢につき事実調査するマン デー ŀ (The Situation in the Iron and ん権 限 その性格はあくまで暫定的なものとされ、 の委譲) を与えられただけ Steel ற் ス なも 最 の

鉄鋼部会はアドホッ クな協議体ではあっ たが、 それでも事態は進展してゆく。 ひとつは、 情報収集シ ステム の

である。

みやかな発足を重視して、「情報収集制度」(system for gathering information) という呼び名を本会議に提 名前を原案として持ってい に大きなバイアスが 多様な情況認識、 利 あり、 害を持った主体が構成するマ たが、 またタイム・ラグをともないがちである。 ECはその語感が ル 「監視」 チの場では明確な情報が不可欠である。 を連想させるとして強く反対、 アメリカは 「モニタリング・システム」 という 結局アメ しかし実際には各国 IJ カ は 制 度のす 蕳

意された。

以上みたように、

OECDの場では第三回会合が終った時点で、

ひとまず議論の大枠が定まり、

実質的

な協議段階

ること、その結果、 造変化、の三点が次回会合の優先議題とすることが了解され、政策論議への足がかりが生まれ あろう、という認識である。そしてそれを受けて、円国際貿易の発展、 つつあるが、これに鉄鋼業が有している景気循環的性格が加わり、景気後退期における苦況は将来もくり返され 第二は、 先進国鉄鋼業の直面する問題についての共通認識が、 OECD 加盟国の鉄鋼業は深刻な不況に直面しており、 部の国は緊急の対策に迫られていること、また、 ひとまずもたらされた点である 雇用水準や経営状態に大きな問題が生じつつあ ||鋼材の 世界的な能力過剰問題は長期化 価格決定、 三世界鉄鋼業に たのである。 (第二回会合)。 の様相を深め おける構 るで

第三は、以下のような原則がコンセンサスとして生み出されたことである(第三回会合)。 困難をともない、また時には苦しみをともなうが、メンバー国は国際的な枠組みのなかで協調すべきであり、 構造調整、 近代化が長期的に必要であり、これに対して持続的に優先的な注意を払うべきである。

その過程

調 は

の重荷を他国に転嫁することは避けるべきである。

(=) 整合性のあるものでなければならない。 て見い出すことはできない。 かなる応急措置も、 国際貿易の自由かつ公正な流れおよび世界の鉄鋼業を合理化するための長期的必要性. 鉄鋼業の基本問題のい かなる解決も、 量的な規制に依存することによっ ع

はしない。しかし、こうした輸入に対するいかなる措置も、 価格の問題は特に留意されるべきである。需要低迷期には価格が下落し、 ような時、 どの国も自国の生産と雇用に損失を与えてまで不当な低価格による大量の輸入を受け入れること 従来の貿易パターンを考慮したものであるべきであ 赤字販売の傾向が出てくるであろう。

間アレ 数量両

面

・シッ

にはいる準備が整ったかの感があった。 の状況に対し、 あらたな政策対応を迫られていた。 しかし事態はOECDの枠外で急展開をみせる。 その結果がアメリカのトリガ 1価格制 米、ECは切迫する国内 度であり、 E C ベ

ダビニョ TPMについてはすでに前章で述べた。一方、ECは七七年当初より着手した危機対策 ク・プライス制度、二国間協定にほかならない。 ン・プラン)によっても域内需給、 価格が改善されなかった。そのため、 EC業界は輸入鋼材に対する価格 ヘシモ ネ・プ · ラン、 第

になった。また、 域内における最低価格制度や企業別出荷割当ても実施に移された。(8)

ンジメントを決定、七八年一月からベーシック・プライスを下回る輸入に対しては暫定関税が賦課されること

[の規制措置をEC委員会に求めた。EC外相理事会は七七年一二月、ベーシック・プライス制度および二国

このような米、 ECの鉄鋼政策と併行して、 OECDの鉄鋼フレ 1 Д ワークにもうひとつ刺激が入力された。

M

т

# MTNの進展とOECD鉄鋼協議の常設化

(東京ラウンド交渉)の本格化である。

アメリカ政府は、

「ソロモン・レポート」によって、

国内圧力をひとまずかわし、

政治的モラトリアムを手

に

入

れ

たが、 この時期、 ジ ュネー ブでは本格的な東京ラウンド交渉が開始されようとしていた。 (MTNとOECD鉄 鋼 協

議の主要イヴェントについては表10を参照

ウスSTR大使は七月にECのジェンキンス委員長と会談、翌七八年一月十五日頃までに以下の四段階の交渉プ スを完了させるとの了解に達していた。||関税交渉プランについての合意、||リクエストの提出、 これよりさき、 MTNの成功をうたったロンドン・サミット (七七年五月) 合意をフォ H 1 ・アッ 三非関税措置等に プすべく、 ス ١ ラ

### 保護貿易の政治学(Ⅱ)

### 表 10 MTN, OECD 鉄鋼協議主要日誌

- 1973 2.5 ガット理事会(閣僚会議の東京開催を決定)
  - 4.10 米政府、「通商法案」を議会に提出
  - 6.25~26 EC 外相理事会,新国際ラウンドに臨む基本方針を決定
  - 8.31 日本、「新国際ラウンドへの参加について」閣議決定
  - 9.12~14 ガット東京閣僚会議(東京宣言採択,東京ラウンド交渉正式開始, 貿易交渉委員会を設立)
  - 10.24~26 第1回貿易交渉委員会(作業計画,機構問題を討議)
  - 12.11 米下院本会議,通商法案を可決
- 1974 2.7 第2回貿易交渉委員会(準備作業グループを設立)
  - 7.17~18 第3回貿易交渉委員会(今後の作業計画を検討)
  - 12.13 米上院本会議,通商法案を可決
- 1975 1.3 米大統領, 1974年通商法に署名, 同日成立
  - 2.11~13 第4回貿易交渉委員会(関税,非関税措置,セクター,セーフが ード、農業及び熱帯産品について交渉グループを設立)
  - 7.15~16 第5回貿易交渉委員会(交渉の進捗状況をレヴュー)
  - 11.15~17 ランブイエ主要先進国首脳会議(1977 年中に東京 ラウンドを完 了するとの目標を提案)
  - 12. 9~11 第6回貿易交渉委員会(1977年中を交渉終了目標とする提案を 支持)
- 1976 6.27~28 プエルト・リコ主要先進国首脳会議(東京ラウンドの 1977 年終 結を再確認)
  - 11.5 第7回貿易交渉委員会(フレームワーク・グループを設立)
- 1977 5. 4, 11 OECD 理事会 (鉄鋼特別部会の設置を条件付きで承認)
  - 5. 7~ 8 ロンドン主要先進国首脳会議 (交渉の重要な諸分野において 1977 年中に実質的准展を図ることを合意)
  - 7.11 米国のストラウス大使及び EC のジェンキンス委員長は,東京 ラウンドを促進するため 1978 年 1 月 15 日迄の具体的交渉スケジ ュールを提案
  - 7.20 鉄鋼特別部会第1回会合
  - 7.27 農業グループ (交渉日程を決定)
  - 7.28 非関税措置グループ(交渉日程を決定)
  - 9.29~30 鉄鋼特別部会第2回会合
  - 11. 28~29 ガット第 33 回総会(日本,関税のイニシアル・オファーを 明年 1月 15 日迄に提出する旨を演説)
  - 11.30 鉄鋼特別部会第3回会合
- 1978 1.18 日本,関税,非関税措置及び農産物に関するイニシアル・オファーを提出
  - 1.20 EC, 関税, 非関税措置及び農産物に関するイニシアル・オファ

- ーを提出
- 1.23 米国,関税,非関税措置及び農産物に関するイニシアル・オファ ーを提出
  - 非公式閣僚レベル会合開催(ジュネーブ)
- 2.15~16 鉄鋼特別部会第4回会合
- 4. 9~10 非公式閣僚レベル会合開催 (ジュネーブ) (日,米,EC は,7月 中の交渉実質妥結を合意)
- 6.8~9 鉄鋼特別部会第5回会合
- 6.19~20 日・米・EC 閣僚レベル会合開催 (ワシントン)
- 7.3 第8回貿易交渉委員会(交渉の准捗状況をレヴュー)
- 7.10~13 非公式関僚レベル会合を開催(ジュネーブ)
- 7.13 「東京ラウンド交渉の現状に関する数カ国代表団声明」を発表
- 7.16~17 ポン主要先進国首脳会議(細部にわたる交渉を 1978 年 12 月 15 日迄に完了することを合意)
- 7.26~27 鉄鋼特別部会第6回会合
- 9.20~21 " 第7回会合
- 10.26 OECD 理事会決定により鉄鋼委員会設置
- 11.15~17 日・米・EC 関僚レベル会合開催 (ジュネーブ)
- 11.20 鉄鋼委員会第1回会合
- 12.18 東京ラウンドに関する日米共同声明発表(ジュネーブ)(日米間の主要問題について大筋合意)
- 1979 1.4 米政府, 議会に対し東京ラウンド交渉締結の意図を通告
  - 1.30 鉄鋼委員会第2回会合(議長に米 STR ウルフ次席代表を選出)
  - 4. 3 EC 外相理事会 MTN パッケージに原則的承認
  - 4.11~12 第9回貿易交渉委員会(「調書」を署名のため開放することを決 定)
  - 4.12 「調書」の開放(日、米、北欧、スイス、豪州等 12 カ国及び EC が同日中に署名)
  - 4.26~27 鉄鋼委員会第3回会合
  - 6.26 " 第4回会合
  - 7.11 関税プロトコールを署名のため開放
  - 7.26 米国の 1979 年通商協定法成立
  - 10.21 鉄鋼委員会第5回会合(議長に米 STR ホーマッツ次席代表を選出)
  - 11.26~29 第 35 回ガット総会(東京ラウンドの交渉成果を正式に承認)
  - 12.17 東京ラウンドで作成されたコードの署名式

『東京ラウンドの全貌』48-50 頁、OECD 資料より作成

M

TNにおいて主要各国のイニシャ

ル

•

オファ

ì

が出そろい、二国間協議が進行し始めた七八年三月、

関する国際コード案の提出、四オファーの提出、であ

て が強まること、 その背景には、 おり、 ラウス これとのタイミングをうまく調整する必要があったことなどが指摘される。 は また、さし迫まった問題としては、 これ以上東京ラウンドを遅らせることは保護主義の動きを助長させ、 ィ ニシ ャル・ オ ファ 1 提出後の二国間交渉を三ヵ月で終了することを強く希望していたと言わ 翌年にはフランスの大統領選挙とアメリカの中間選挙が予定され 世界貿易を縮少均衡させる危険 れるが、

三日)と続い モ = この米・EC了解を受けて七七年秋以降、 セ Ī を提出したのは日本であり(七八年一月十八日)、北欧諸国 ショ ン方式を採用し**、** 加重平均引き下げ率は四〇%にするという案が生まれてきた。 主要国間で協議がおこなわれ、 (同月十九日)、EC 鉱工業品の関税引き下げについ (同月二〇日)、米 最初にイニ ては (同月二 1 オ

渉が開 交渉には 生や米国の七四年通商法成立の遅れなどの影響を受けつつも、具体的なタイム・スケジュ 夏までに実質完了させることが合意された。 主要国による関税、 始されたわけであるが、 いゝ っ たのである。 非関税措置および農産物についてのイニシャル・オファー 一月および四月の非公式閣僚レベル会合において、 ここに、七三年九月の「東京宣言」 に始まっ により、 米・EC・ た M いよいよ本格的 1 ルのもと、 日間で M Т Nは、 石油 ようやく本格 TNを七八年 な二 危機 国 の発 間 交

うに、 不満に対し、 鉄鋼特別部会を「常設機関」にするというイニシャチブもアメリカ政府によってとられた。 アメ ij より説得な対応をせまられたのである。 カ 政府は、  $_{\mathbf{T}}^{\mathbf{M}}$ N が 関税の引き下げをオファ 1 するのみで自分達の利益にはならないという鉄鋼業界 本章の冒頭で述べ たよ

アメリ

カ

政

府 的 完全な意見の一 は日 成果が期待できないことへの不満があった。 本、 ECに対し常設化の提言をおこなった。 致がないこと、 各国が導入する貿易措置の事前協議、 その背景には、 現行の枠組みには 既存の貿易ルールについての明確化などに 「何をなすべき か

発足した情報収集制度の効果的な運用の方が先決であるとの立場をとった。 (a) 加が問題を複雑化させる点、 この アメリ カ提案に対し、 Ę C 管理貿易を正当化し保護主義を助長させる危険をはらむなどとして疑念を呈し、 日本は、 MTNとの関係のあいまいさ、 他のセクターへの波及、発展途上国 さきに

る必 譲および共通の関心事項たる関連分野の検討をおこなう必要がある。 は短期間に解決されないのみならず、 もたらされた。一国際協力のための、 ス だがこのような意見の相違も、 要がある。 トラウスSTR代表=ダビニ 二鉄鋼問題の検討について、 ョンEC委員会委員=天谷通産省基礎産業局長の三者協議でつぎのような基本線 MTN促進という目的の前では調整可能な範囲にとどめられた。 将来も繰り返えし発生する可能性があり、 より永続的な仕組み (a more permanent structure) 従来より広いマンデートをもつ国際的フレー ||各国の協力お 今回の危機の経験を生かして対処す よび 個 ム 莂 ワー が必要である。 の措置について、 クを設立し、 七八年四月二五 鉄鋼問 政策討 明確 題

また同時に、 あらたな多国 間フレー ムワー ク が 取り扱う問題として、 以下 の点が

挙げられ

た。

な方向づけとコミットメントを打ち出す必要がある。

- (-)鉄鋼需給状況のフォ ㅁ 1 および将来見通
- (=) (三) 鉄鋼問 鉄鋼業 題に関 の雇用、 する共通 利潤、 投資、 の見通しおよび必要な場合にはガイド 生産コスト、 ラ 1

生産性等の変化

の ż

才

u

の 作

成

(四)

G

A Т

T等の国際

ル 1

ル、

ガイドラインに対する整合性を確保する観点からの各国鉄鋼政策の

ヴ

につい |の参 日 210

ての

であっては

ならないと考えていた。

意向

に

原則

的

に同意しつつ、

市場分割に走ったり、

Ý

ッ ۲,

な

セ

ク

タ

1

別

(五) な 鉄鋼 投資 6 拡大を回避 するための ガ イドラ Ź シ の 作 成

以下の二点が特に重要と思われる。

第

しは、

この了解につい

ての

関

係各国

意取りつ

の三者了解については、

け時 らたな常設機関 期 が、 M T Ñ 0 創 O 設がMTN支援を意味していたからである。 |実質妥結のめどとされた七月中旬に設定されたことである。 これ は再三指摘してきたように、 あ

ij カ ルは、

E CDO フ 新設の場をどこにするかという点で日・米・EC間に意見の一致がなかったことである。 ì 厶 ワー クがゆるやかな拘束力しか持たないこと、 発展途上国を参加させる点で問 題 が あることか ァ メ

その態度を保留した。

一方、

日本、

ECはOECDの場を考え、

特別部会の発展的解消が望ましいとした。

あとの第五回特別部会

(七八年六月)

に出され、

日

米、

E C 以

外

の

参加

o

常設機関をめぐる論議は当然その

こまで永続的 玉 シ の意見が求められた。 なものにするかという点ではECが疑問を呈した。また、 各国の反応は、 アメリカを除いて、 OECDとする点で原則的な一 鉄鋼中進国の参加問題とOECD 致があっ たが、 の メンバ それ をど

ップとの兼ね 合いについてどのように対処するかも議論された。

機関 設置の場と構 ì が市場分割 チと重複する危険性などがEC、 の方向に 成員の範囲に加えて、 to かう危険性、 新設機関のコミット カナダ、 鉄鋼貿易の固定化に加担する危険性、 スウェーデン、 貿易の縮少均衡を招来する危険のあるり メントに関して、 スイスなどから出された。 いくつかの問題が浮き彫りに GATTの法的枠組みや 日本もまた、 セ され 7 メ ij た。 カの 别 新 7

集中的 第 におこなわれ 五回 [ 会 合 この約 た。 これは七月中 カ 月後、 ジ ュ ネ 旬をめどに実質合意に達するという了解のもとにおこなわれ ì ・ブに お l٦ て米、 Ε Ç 日 本 カ ナダ等 め 主要国 各僚を含めた たが、 М この Т N

14

でに

「七月中旬了解」をはばむ問題が発生していた。

農産物をめぐる日米、

補助金・

相殺関税をめぐる米・EC、

乜 ì フ ガ ードをめぐる日 · E C 間 の対立である。 事態はこじれ、

結局、「東京ラウンド交渉の現状に関する数カ国代表団声明」を出すにとどまった。(2) またこれに加えて、七月に入るとECが一旦オファー した関税引き下げ案を大幅に撤回したため、

<u>ک</u> فر この声明は「東京ラウンドの包括的パッケージの主要要素に関する了解の枠 組みが得られた」とする点

で積極的な意味を持っているが、本稿のテーマに関連した項目=鉄鋼問題も含まれている点に特に注目したい。

問 |題は「工業品関税」の項目のなかで、 する討議が進められていることに留意する。 代表国は、 OECDの枠組みのなかで、 つぎのように述べられている。 鉄鋼委員会が設立されることとなる鉄鋼に関する多角的決議の準 そのような決議を適当な時期に採択することは、 鉄鋼製品 に関する 備 に関

東京ラウンドにおける交渉を容易にすることとなる。

**I** 意した」と交渉内容に論及しているのと比較すると、 る貿易制限的ないし阻害的効果のできうる限りの軽減または廃止を含め、 「の強い要請によるという事実は、 この文言は、「代表団声明」が取り上げたもうひとつの品目である航空機問題が、 アメリ カが い かに国内向けに その特異さが一層めだつ。 「国際的なフレ 最大限の自由を交渉するとの目 鉄鋼に関する論及が、 ì ムワー 「関税の 2 撤廃 を必要としてい なよび 7 他 メ 的 の ij K たかを つき合 カ 置 代表 によ

謳 1 われる。 アラキーを上昇していったことを示している。 この代表国 このことは、 一声明は その二日後のボ 個別セクターとしての鉄鋼問題が、 · サミッ トで支持され、 もっとも、 それは MTNの完了を同年 MTNを媒介としてサミッ 「副次的問題」としてではあったが 一二月一 ١ 五日とすることが声 • レ ベルにまで争点のハ 明に

如実に示している。

選

設立は九月二〇、二一日の第七回会合でその大枠に合意が生まれ、 つき協議されたが、 さて、ボ ン・サミッ MTN終了が十二月にずれこんだことなどから具体的な結論は生まれなかった。 ト の十日後、 OECDでは第六回の鉄鋼特別部会が開 翌十月二六日の理事会において正式決定されたの かれた。 この場では委員会設立の決議案 鉄鋼委員会の

ことに貢献すると認められる場合、である。 事会に提案できるとされた。すなわち、 ミットメントを負うことが可能であり、かつ負うことに同意すること、非加盟国の参加が委員会の目標を達成する 委員会設立に際し多くの議論をよんだ非 当該国が委員会の作業について妥当な範囲内で委員会参加の加盟国 加盟国問題については、 以下の条件を満たす場合、 委員会は参加 と同 招 請 を 理 の

が 1 政 ワシントンで成立した (七月二六日)。 以上が常設委員会成立までの大筋である。第一 権 ネーブでおこなわれ が 連邦議会に M TN締結の意図を通告する一ヵ月半まえであった。そしてその四 (四月十二日)、さらにその三ヵ月後、 回の鉄鋼委員会は七八年十一月二〇日開催されたが、 MTN合意の国内実施法である「七九年通商協定法」 力 月後、 М T N それ 0) 仮 は カ Ëij 1 が タ

# 三 米日欧間の対立と妥協

東京ラウンド

あった。と同時に、 E C D の場も、 OECDに政治的解を求めたアメリカ政府の選択も、ひとまず功を奏したのである。 Т P M と似て、 国内圧力と国際的要請との あい だの均衡をめざすものであっ た。 政 治 的 均衡 の 意

セーフガード問題を積み残したとはいえ、成立したことは、

自由貿易体制にとって大きな成功で

義とはいかなるものか。 そして、 日欧はどのような立場から、 OECD のフレ 1 4 ワー ク常設化を受諾したの かゝ

らなかったのである。

欧 あっ の強い反対であった。 鉄鋼委員会の意義をみるに際しまず問うべきは、「政治的解」の中味、 たかである。 すでに述べたように、その発端はアメリ アメリカ政府はMTNの国際的、 国内的成立を一定の時間的制約のもとで実現しなければな カ鉄鋼業界のセクター別交渉要求であり、 これに 対する日

ことはGATTと比較するとあきらかとなる。 はOECDがまったく機会主義的、 便宜的選択でしかなかっ たのかというと、 必ずしもそうではなか っ ح の

各国 る。 「公的輸出信用会議」の例にもうかがえるように、OECDの「ガイドライン」は間接的ながら秩序機能を果た しう 先進国のクラブ的性格を持ち、そこでの合意も、 G 日欧がGATT=MFAのようなリジッドな枠組みに強く反対し、他方で大統領の交渉権限が五年をもって失効 「の利害が交渉という形で先鋭化しがちであり、 ATTはOECDよりもはるかにリーガリスティックなフレームワークである。 そこでの討議には長時間を要するはずであった。他方、(4) あくまで紳士協定以上のものでは したがってその枠組 ない。 し か し 「造船 み作 部 o 会」や E りには c D

が予想された。 GATTで活動するスタッ ATT は また、 さらに、 さきの鉄綱特別部会の活動を受け継ぐことは、 この点、 貿易ルール作りと並んで鉄綱協議の核心となるであろう価格や生産水準 OECDの方が幅広い人材、 フの多くは法律の専門家であり、 組織風土の 事務 一個別産業セクターたる鉄綱問題の実質的 ||局整備の面でも有利であり、 両面でセクター別委員会の成立が容易なはずであ の論議になじま まっ たくあらたな場 対処に な 難 実

する以上、

7 メリカ

がOECDでの貿易秩序ガイドライン化を目指すことは合理的ですらあった。

を求めるよりも、 れらの理由とともに、 既存の枠組みを発展させる方が能率的であった。 あるいはそれ以上に重要な点はメンバ 1 ・シッ プの範囲である。 周知のようにGAT Tには

ECD

7

つまり、なぜGATTではなくO

定している点を挙げ、

玉

|内説得に意をそそいだ。

先進工業諸国はもとより多数の発展途上国、 の ようななかで多国間協議をすることはGATTの法的、 中 -進国が加盟している。 交渉的性格とあいまって、 東京ラウンドには九九カ国 いつ結論がでるか予測し難か |が参加 して おり、

そ っ

た。

あった。 しかも委員会設立当時の緊急課題は日米欧間の貿易問題であり、この三本柱のあいだで話しをつけることが先決で わゆるメキシ =, 韓国等の鉄鋼中進国問題は中・長期的な調整課題であっ た

このように考えると、 アメリカ政府の選択は、 その本来の動機が便宜的 ラレ ームワー ク作り自体の成立を急ぐ

限られた与件のもとで一定の成果をあげる可能性

目標の極大化ではなく満足化基準

という――であったにせよ、

からみれば、

政治的合理性を持っていたといえる。

んだ。 ATTの規定に反してはならないこと、 九七八年七月一三日) また鉄鋼委員会設立 かもアメリカ政府は、 アメリ カ政 以府は M 一の際 のなかで鉄綱委員会とMTN=GATTとの関連を述べさせ、国内圧力をかわす戦術をとっ TNの進行状況をにらみつつ、「東京ラウンド交渉の現状に関する数カ国代表団声明」(前述) GATTの枠外ではなく、あくまでもその枠内において対応するという方法を注意深く選 の 「イニシャ セーフガードを含むすべての措置は委員会およびGATTに通報されると規 ル • = ミット メント」 が、 委員会構成国の導入するい かなる貿易措置 รี่ G

TN成立のために、 問題をひとまずGATTの外に置き、 あらためてGATTの大枠= 理念と関連づけることに

ょ って、 しは、 政治的均衡点を見い出そうとしたのである。 イニシャチブに対し、 日欧はどのように対応したのであろう

ようなアメリ

カの

アプ Ē 1 チ が 従来の鉄鋼貿易秩序を縮少均衡させる危険ありとして、 これに強く反対したことはすでに述べた

か。

Μ T N

で

セ

2

が で OECDに対して、 日 欧にとって、 どのような認識を持っていたのだろうか。一言でいうならば、 アメリカ市場はきわめて重要であり、 OECDの場まで拒否できなか それは消極的受諾ということ た

とも 両者のあいだには微妙な違いがあっ た。 ECは、 その豊富な多角外交の経験から、 OECDならば の

事 項や イニシャ = ーミッ ŀ メ ントの内容などからみても、 OECDなら実害はなかろうとみていたのである。

織風土からして自分に不利益な鉄鋼フレームワークなどできないと当初から判断していた。

ECは鉄鋼委員会の付託

組

Ξ ECにすれば、 ズ ムを持っ ていると考えていた。 域内問題は、 官レベ また域外については、 ルではEC委員会、 民レベルでは欧州鉄鋼連盟 二国間交渉で十分対処できると考えていた。 (Eurofer) によって万全 またさらに、 の

では O E C D なか · つ の起源はマー た。 シャ ル プランであり、 それを無視あるいは拒否することは西欧の政治外交風土になじむもの むかうのでは

分割、 ないかという懸念である。 H 本はというと、 というシナリオをもっとも警戒した。 当初ECよりもはるかにナイーブな反応を示した。 欧米鉄鋼業の不振 需給ギ ヤツ プ─→過剰設備 鉄鋼委員会が市場分割の方向に 能力增投資抑制 管理貿易 市場

では の情勢は ない か 日本を「バッド・ボーイ」とするものであったことを考えあわせれば、 と危惧した。 このような懸念はOECDでの多角外交の実態を熟知していれば起りうべくも この種の危惧もそれなりに な か たが

特に民間に強く存在した。業界は自分達のあずかり知らない政府間ベー

スで協議

が進行する

できる。

市場分割

への疑念は、

ると、 日 1本政 新たな貿易制限措置の導入を合理化し、 府 Ŕ 制限的 な鉄鋼貿易 *のが* イド ライン 安易に導入する道を開く危険がある。 が作られることを警戒した。 ガ イドラインといえども、 しかしこのような危惧の一方で、 そ 'n が 定着、 こ の

ように、

ECとは理由 の 7 ラ × IJ 力 政府 ム ヮ の )意向にできるだけ沿うことも必要であった。 ク作りに協力することは、 日本にとってもOECDは許容範囲内であったといえる。 MTNにおける対米コン 当面 の問題として東京ラウンド 乜 ッ シ = ンという意味合いが の 成 あっ 功 が あり、 た。 O ECD

### 四 国際的 認知をめぐる政治

が異なるものの、

といえる。 う権威あるマルチの場で認知させる必要があったのである。 以上みたように、 しかし、 それがすべてではなかったことにも留意したい。 OECDでの多角的調整の成立構図は、基本的にはアメリ 日米欧とも、 カのイニシ 各自の行動なり政策をOECDと ・ヤチ ブと日欧の消極

た。 易実績に大幅な変更をもたらす保護主義的性格を持っていた。 入された時期である。 すでに述べたように、鉄鋼委員会が成立した一九七八年という年は、 ク • プライス制度と価格・数量の二国間アレンジメントは、 これは手続き的には反ダンピング法の簡略適用ということであるが、 また、 GATT規定すれすれの「灰色の領域」を含んでい ECが鉄鋼危機対策の一環として導入したべ アメリカ政府によってトリ 実質的 ガ には従来の対 1 価格 制 度が導 米貿

ある。 内にアピ また権威ある場での国際的認知は米、 ī ル Ļ その推進を容易にするためにも、 ECが対内鉄鋼政策として着手した産業助成あるい 効果が期待された。 て国際的認知を得る必要があ は構造改善措置を国

アメリカとECはそれぞれが導入した規制措置の正当性につい

た

ので

ヿヾ ッド 方 ボ |時の日本は、 ーイ」と非難されていた。事実、一九七六年の日本の鉄鋼輸出は三、六○○万トンと史上最高を記 石油危機後の世界不況のなかでの アグレッ シブな輸出行動 により、 米欧 か 5 秩 序 を み

だ

す

日本に一種の「負い目」を課すものであった。

たが、これは内需不振を輸出でカバーするという性格をあきらかに持っていた。 たのに対し、 ECのそれは二三%減であった。 また日本の輸出総量は前年比二五%増に対し、 日本の対米輸出は前年比三七%増で EC (域外)

着するのはもっとのちのことである。とまれ日本は、世界市場に流通する鋼材約一億トンのうち約三分の一の三、○ ○○万トンを占めていたが、この三、○○○万トンという数字は、欧米鉄鋼業の不振と考え合わせるならば、それ自 六%減であった。 日本の輸出行動は七七年当初より一八〇度転換し抑制されていた。 しかし、 それが国際的認識として定

越同舟と形容するにふさわしい。それは、OECDがハー ていた。三者三様ながら、 るほど、 このように、 本もまた、 日本は米欧に譲りに譲りながら価格体系を維持する行動を余儀なくされたが、それに一定の歯止めをか 日本の存在を国際的に認知させる必要があった。 鉄鋼委員会成立の背景には、米欧日の三本柱がそれぞれ 7 ルチの場で「国際的協調」の意志を示す必要性を十二分に感じていた。 OECDというマルチの場を、 国際的認知のために利用可能と考えたが、 モニゼー ショ ン=全会一致型調整を原則とした枠組みだか 「すねに傷を持つ者」 鉄鋼が政治商品化すればす であっ それはまさに たことが 作用 かける

1 告をもたらした業界・労組・議会の三者連合はTPM以後も継続していたのである。Steel Report, No. 78-31, July 6, この書簡は、 ジェニングス・ランドルフ、 手紙の写しは前出資料に収録されている。 AISIとUSWAが六月二四日に共同で議会宛に出した書簡を契機にうまれたと考えられる。 ジョン・ハインツ、デニス・デコンシーニ、アーネスト・ホリングス、 署名した上院議員二〇名はつぎのとおり。ジョン・スパークマン、バーチ・バ ロイド・ベンストン、 ソ

らこそ可能であった。(15)

№章二節を再度参照のこと。 会)、AISIから商務長官、STRあての文書(ともに七五年三月)で提案されていることを指摘したい。第Ⅲ章二節、第 していることを付け加えておきたい。また、モニタリング機構要求などについては、ヒース・ラリー講演(AISI七六年大 ストロム・サーモンド、ジョン・グレン。なお同書簡は、 ート・グリフィン、ジェシー・ヘルムズ、ジム・サッサー、リチャード・ルー マス・イーグルトン、ウェンデル・アンダーソン、マリオン・アレン、リチャード・シュワイカー、 TPMが業界の苦境に一定の助けになるだろうとして、これを評価 ガー、 オリン・ハッチ、 フロイド・ハスケル、 F, Ì

- 3 ついては前章の冒頭ですでに述べた。なお本章の内容は第17章に続き、鉄鋼保護主義の国際的文脈・展開をテーマとしたもの 前出諸要求のほかに、鉄鋼問題の為のアド・ホックな委員会が七六年一月に誕生したことも指摘しておこう。 同委員会に
- (4) 本章の叙述は、以下の拙稿に若干手を加えて再構成したものである。 理論と実証』七八年八月、二~三節。 立の背景」『一橋論叢』八三年七月号、三~四節。「貿易摩擦と多角的調整 「経済の政治化について―― 鉄鋼の事例」日本国際政治学会編『国際政治の OECD鉄鋼

また、本章は以下の研究会、ヒヤリング、論稿に負うところが大きい。

〔研究会〕 川人清(ミドル・テネシー大学)「鉄鋼貿易をめぐる国際経済摩擦」八二年三月一二日、 盟)「国際鉄鋼貿易体制の変容」八三年三月一八日、鈴木公郎(新日本製鉄、元OECD鉄鋼委員会事務局勤務)「鉄鋼 戸田弘元 百 1本鉄 鋼 産 連

〔ヒヤリング〕 佐野忠克(通産省)、岩佐凱実(富士銀行)、小倉和夫(外務省)

業・貿易と多国間協議」同上。以上は一橋大学法学部特定研究プロジェクトの主催による。

月号、二六─三○頁、佐野忠克「OECD鉄鋼委員会の設立の経緯と今後の方向」『鉄鋼界』七九年二月号、一四─二三頁、 鋼委員会の設立」『貿易政策』七八年一二月号、二四十二七頁、小沢俊朗「世界鉄鋼問題の現状」『経済と外交』七八年一二 野本佳夫「ODCD鉄鋼アドホック・グループ」『経済と外交』七八年三月号、二五―二八頁、古田聡「OECD鉄

小川邦夫「OECD鉄鋼委員会の動向と今後の世界鉄鋼業」同上、八〇年六月号、一三―二一頁、今井康夫「OECD鉄鋼

Ph. D dissertation, Columbia University, 1979, pp. 360-402; OECD, Steel in the 80s, 1980 九〇—九五頁。Michael Hodin, "A National Policy for Organized Free Trade, or, How to Cope with Protectionism" 委員会の動向」同上、八二年一〇月号、四二―四八頁、同「鉄鋼業をめぐる国際的動向」『通産ジャーナル』八二年六月号、

なお、本章ではOECDでの展開を時間を追って叙述する方法はとらなかった。各会合についての概観は『鉄鋼界』所収の佐

(5) 報告書の要旨は以下のとおり。

野、小川、今井の各論文(前掲)などが行なっているので参照されたい。

〈短期〉経済の長期停滞のため鉄鋼需要は不調であり、そのため各国は低稼動率、供給過剰に悩んでいる。しかるに大型工場 設備、地域経済に占める重要性、高い固定費等により、鉄鋼メーカーは高設備稼動率を維持するようかなりの圧力を受けて で本問題を検討する必要がある。 自己の通常の市場以外の市場に販路を求める。このため国際貿易において種々の問題が生じるに至っており、従って多国間 いる。鉄鋼需要は価格変動に対し非弾力的であるがゆえに、生産水準維持を求める生産者としては、価格引き下げによって

〈長期〉現在の大幅な需給ギャップは今後も継続する可能性があり、その対策を考えるにあたっては、比較優位の変化および 鉄鋼業の世界分布の推移等を含め、一層の分析が必要となろう。〔野本論文、前出、二六頁〕——同報告書に対して は比 較 的バランスがとれているとの評価が与えられた。

- (6) 第三回会合において正式決定。各国より以下のデータを提起的に提出されることとなった。⊖一般的鉄鋼指標 三鉄鋼価格: 産能力、粗鋼生産、新規受注、受注残高、雇用 - 国内価格、輸出価格 |妈長期的構造変化――自国および非OECD加盟国の長期的生産能力等に関する情報 □国際鉄鋼貿易──貿易総量・総額 (輸出入先別)、 特定製品の輸入量・ -粗鋼生 額
- 7 OECD, Press/A (77) 54, 30th November, 1977. 佐野論文、前出、一七頁。
- 通鉄鋼政策については以下を参照。 シモネ・プラン(七七年一月)、ダビニオン・プラン(同年五月)、新ダビニオン・プラン(七八年一月)と続くECの共 島田悦子「欧州鉄鋼業の危機対策と構造改革」『東洋大学経済研究所研究年報』第四号、

九七九年、一八二一二一三頁。

9 MTNの進展状況については以下を参照。東京ラウンド研究会編『東京ラウンドの全貌』一九八〇年、二六―五七頁。

10

佐野論文、前出、一九頁。

- のコンセッションのひとつであったことも重要である。 際競争力をこの時期に持っていたからこそ可能であった。また後述の如く、鉄鋼委員会の設置は、日本にとってMTNのため った。日本としては、米欧に譲歩しながら、貿易秩序をまもるというオプションを選択した。しかしこれは日本が圧倒的な国 すんなり設立されたわけです。』『鉄鋼界』一九八○年六月号所収の産談会「先進国鉄鋼業をめぐって」における発言、六頁。 方、ECもほぼ同じ状態にあることから、日本がこれに協力すれば成立する状態にあったため、OECD鉄鋼委員会はわりと を行っていくとしても、米国単独でやるより、国際的な産業調整を行っていくという看板をかかげた方が進めやすいこと、一 した措置を国際的に認識させる場と考えたことと関連していよう。「米国としては、ソロモン・リポートの産業政策的なこと 日本は七七年始めから前年のような輸出ドライブを抑制していたが、しかし当時は日本を悪者扱いする雰囲気がいまだ強か 同右。天谷はこの会談の雰囲気について次のような表現をしているが、これは、米、ECがOECDの場を自分達が導入
- 12)『東京ラウンドの全貌』前出、五二―五七頁に全文が掲載されている。
- 〔3〕 委員会設立時の加入国はOECD加盟の二四カ国のうち、以下の二○国およびECである(ポルトガルは後日に 加入)。 加盟国のなかで、後日に参加打診が行われたのはインド、メキシコ、ブラジル、韓国の四ヵ国。 ンド、イタリー、日本、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国。なお、非 オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、西ドイツ、ギリシャ、アイルラ
- (14) この点は、たとえば、GATTにおける繊維多国間協議と比較すると一層明らかになる。繊維についての事例研究として System, 1950-1979" Ph. D. dissertation, Stanford University, 1982 以下のものがある。Vinod K. Aggarwal, "Hanging by a Thread: International Regime Change in the Textile/Apparel
- (5) OECDの機能については以下を参照。Miriam Camps "'First World' Relationships: The Role Marsh et al., European Economic Issues, 1975, pp. 211-263. 平原毅「OECDと日本」花見忠編『変貌する国際社会』 of OECD"

一九八二年、一四八頁。

្ធ ល OECD Press/A (78) 43, October 27, 1978° 直面する「問題」、めざすべき「目標」、「委員会の機能」、「イニシャル・コミットメント」、「当初の作業計画」が述べ られて なお鉄鋼委員会に関する公的文書としては「理事会決定」および「同付属文書」が重要である。特に後者には世界鉄鋼業の

## VIII 政治的解の帰結

入鋼材比率を一五%の水準に落ち着かせることにあった。(1) るTPMは、従来の対米貿易パターンに変更を強いるものであった。表向きの説明はともあれ、TPMの狙いは、 TPMと鉄鋼委員会は国際鉄鋼貿易の枠組みにあらたな性格を付与した。アメリカ政府のユニラテラルな措置であ 輸

で、「秩序ある貿易ルール作り」を目指す常設機構である。 他方、鉄鋼委員会は従来のアドホックな二国間協議・アレンジメントとは異なり、マルチラテラルな枠組みのもと

そこでまず問われるべきは、新体制としての両者が「整序機能」をどれほど持ち得たかであろう。以下、この点をさ(2) 要するに、TPMと鉄鋼委員会は、従来の国際鉄鋼貿易体制に、ある一定の変更を加えるべく導入されたのである。

## TPMの実効性

ドルから三八八・五四ドルへ、率にして一八・四%上昇する(高炉ベース、調整後トンあたり総コスト。 TPMの政治的有効性は設定価格の関数であることはすでに述べたが、当の価格は一年間のあいだに三二八・二三 トリガ

価

+

為替レー

ŀ P

などに変動があるため、

内外の

カ Т ì

がともに受け容れ可能な均衡点を常時維持することは容易

このようなT

 $\bar{\mathbf{M}}$ 

批判は基本的

には正

しい

とい

、えた。 メ í

 $\tilde{\mathbf{P}}$ 

M

は

日 本

'n

コ ス ۲

を算出の基礎とし

て

る が

日 米

の

ている、

田七月二三日の会計検査院

G A O

の報告のごとく政府の輸入価格チェッ

ク

は厳密に行なわれず見逃しが

した。 かえる米業界を苦境に追いやる。 た。業界はまたもや反ダンピング提訴戦術を採用する。 このようなト しかしそれ ij 4 ガ つか 1 価格の上昇は生産、 での間、 七八年一二月に発生した第二次石油危機は原燃料価格を上昇させ、 トリガー価格の上昇を上回るコ 出荷とも好調に推移したこととあいまって、 スト アップが進行し、 業界はTPM 鉄鋼問題に 小康状態をもたら 老朽設備 判を強めて

格

の推移につい

ては表11を参照)。

EC七カ国 七九年一一月、USスチール社は一五工場を永久閉鎖し、 は過去五年(七五―七九年)にわたって公正価額以下で対米輸出を行なってきたとして反ダンビ 一万三、〇〇〇人を解雇すると発表、 さらに翌年三月、

メリ

カー

高コ 八%を越えてTPM導入直前の水準に戻ったこと、 を T P てさらに、 年第二・四半期のトリガ グ提訴に踏み切っ 提訴理由のなかでUSスチール社は、 ス ŀ  $\bar{\mathbf{M}}$ は監視できない、 の欧州やその他の国に保護の傘を与える結果となっている、口輸出国側の国内価格を下回るダンピング輸出 T P M の構造的欠陥として以下の点を挙げている。 ー価格が前期比横ばいという実態を無視したものとなっている点などを指摘している。 三日本の コストを過少に見すぎている、 七九年の鋼材輸入は国内消費の一二・五%であったが、 日本側コストが大幅に上昇したとみられる ()TPMは日本 四ドル・円為替レ のコスト ì . ト が のみに準拠しているために、 7 スト E 第四 Ø 計算に歪みを与え か 四 わらず、 半期には そし 八〇

の高炉トリガー価格総コスト

1979 年 第 1 四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	1980 年 第 1 四半期
\$ 399.59	\$ 383.94	\$ 375.97	\$ 378.86	\$ 379.63
-3%	+1.2%	+1.8%	+1.1%	+4%
\$ 388.54	\$ 388.54	\$ 383.10	\$ 383.10	\$ 394.98
+7.0	土0	-1.43	±0	+3.1
1 \$=187 円 (78. 9. 4 ~11. 3)	1 \$= 197円 (78. 12. 11) ~79. 2. 9)	1 \$=212 円 (79. 3. 5 ~5. 4)	1 \$=217 円 (78. 6. 8 ~8. 7)	1 \$=227 円 (79. 9. 3 ~11. 2)

第3四半期	第4四半期	1982 年 第 1 四半期	
\$ 467.81	\$ 467.74	\$ 463.60	Т
_		_	P
\$ 467.81	\$ 467.74	\$ 463.60	$\mathbf{M}$
+0.3*	-0.01*	-0.9*	停
1 \$=216 円	1 \$=217 円	1 \$=221 円	止
$\binom{78.8}{81.7}$	$\binom{78.8}{81.7}$	$\binom{78.11}{81.10}$	(82年 1月11日)

切った。

M維持の根拠は失われたとして即時停止に踏み 回のUSスチール社による提訴によって、TP TPMは民間による提訴の代替措置であり、今 務省(八〇年一月、財務省から移管された)は、

味する。 第二の案は、七四年通商法二〇一条にもとづ

そうすると提訴がさらにふえると考えられた。 ンには、以下の三つがあった。ひとつは反ダン(5) これは、TPM導入直前の状況に戻ることを意 ピング手続きを続行させる方法である。しかし この間題解決に際し政府が取りうるオプショ

る。(4)リガー価格の引き上げを要求せざるを得なくなりガー価格の引き上げを要求せざるを得なくなりがー価格の引き上げを要求せざるを得なくな を値上げせざるを得ないが、それに合わせてト

さて、この提訴に対し、TPMを所管する商

ではない。また、内需の停滞、インフレ等によ ってコストアップが続く場合、業界は国内価格

表 11 財務省(商務省)推定

	期	間	1978年 第1•2四半期	第3四半期	第4四半期
総コスト (M.	T. 当	ib)	\$ 328.23	\$ 346.30	\$ 363.12
Flexibility Ba	and				
調整後総コス	ኑ (M	. T. 当り)	\$ 328.23	\$ 346.30	\$ 363.12
対前期比(%)	)		_	+5.5	+4.86
為替レート(	算定期	間)	\$1=240円	\$1=226 円 (78.3.1 ~4.30)	\$ 1=215 円 (78. 5. 15 ~7. 14)
第2四半期	第	3 四半期	第4四半期	1981 年 第 1 四半期	第2四半期
\$ 379.63		Т	\$ 442.83	\$ 446.63	\$ 466.22
+4%		P	_	_	_
\$ 394.98		M	\$ 442.83	\$ 446.63	\$ 466.22
士0		停	+12.1	+0.9	+4.4
1\$=227円		止	1 \$=223 円	1 \$=221 円	1 \$=218 円

/77.9~

80.8/

(注) \*印は TP 水準据置き

〈第一段階〉

/79.9.3

(出所) 鉄鋼年鑑 昭和54年版,56年版,57年版より作製

(80年3月) ~9月)

を下回 一米国の鋼 ツ・ベース)総輸入量が、 七%を超え口米鉄鋼業 5 同 材 時に写一 ヘス チ ì カ国 N または複数国 米国見掛消費 の ₹ ?操業率 ル プ が ₽ 八 七 ダ の % ・カ

段階方式で実施される。(タ) デリ く mechanism) ځ 発言したことへの解答でもある。 ~八年にわたる数量規制を実施すべきであ は Ť シ · う P の アンチ・ Э ッ M Ŕ 席上、 以下に述べる「輸入急増防止条項」 M ク会長が七月二一 A オプ の線でもたらされたので を の である。 である。 と呼ばれるこの方法は、 サ ショ 現在 部手直しして制度の í これ ンは、 ジ の輸入水準は高すぎる 結局、 • は × 日の政労使 以上二案の カニズ 事 U 態 Š の ス ব (anti-surge ある。 解決 再 チ 開 中 「三者 1 は を 間 ル そ ح は の 社 で ると の の か で つ の あ 中 オ る ま

*(*77. 11**∼** 

80.10

/78.2~

81. 17

14

の 加 一品目または複数品目の輸入についてサージ えてその状況をレビ ュ ー する。 この結果、 TPが守られていないと思われる場合、 (急増) があると思われる時には、 商務省は通常 然るべき措置 の Ť が P とら Μ モ = れ

〈第二段階〉

る 税調査を自ら開始するか、 ょ 該輸出国政府とこの問題に関し協議する国商務省が当該輸入は不公正競争によるものと思われると認定した場合お が 一米国の鋼材総輸入量が米国見掛消費率 か カ が、 (们コストまたは価格ベースでダンピングされているか(()政府補助金によるものか())不公正競争によるも び不公正貿易慣行が 国ないし複数国よりの一品目ないし複数品目の輸入についてサージがあると思われる場合、 めるため、 Т P M その状況を非公式に調査する。 は停止され 速や ない。 関 か に解消 保者に 一同省の調査結果を利用できるようにする。 しない場合、 。 つ 商務省は、 五・二%を超え二米国鉄鋼業の 商務省は特定国、 九〇日以内にこの調査を完了し四この間、 特定品目に対 操業率 利害関係者は、 Ļ が 反ダンピ 八七%を下回 この時 商務省は、 ングあるい U 9 点で提訴でき S T R 同 、は相 ŏ その輪 時 は カン E 殺関 を確 (≡) 当

開 この新TP らに数量規制的性格を帯びることを意味していた。また、一定の条件下では、 始されることとなっ M に 定の輸入比率 たが、 これも業界の不満をなだめるためのものであった。 (一三・七%~一五・二%)、 操業率 (八七%) TPMとダンピング、 が組み込まれたこと は、 相 殺関税調 Т  $\hat{\mathbf{P}}$ M が

か Ø コ 移 ら T P M ス .動平均に変更) ŀ T P M デ はアド タ 「アンチ・サー の精 ホッ 度向 などである。 クな措置であるとされてきたが、 上 為替レ ジ・メカニズム」のほかにもいくつかの運用強化策を採用している。 また、 ート算定期間 T P M の存続期間を最短三年、長くとも五年に限ると明示された。 の変更 行政府としては、 (為替変動の影響を少なくするため直 業界の自助努力をうながす意味で今回 近 カ月 監視体制の強化、 から三六カ月 導入当 l の 期 初

ター

の

打撃は大きか

っ

た。

新TPMによって、

需要が急増していた。

このため、EC、

b

たことも指摘される。

間 「米国鉄鋼業再生策」 .明示をおこなったのである。 このようにして、八〇年三月に停止されたTPMは「強化」されて再開された。 がカーター大統領から発表されたのを受けて、USスチール さきのロデリック発言が示すように、 業界は最低五~八年の規制を要求してい の対ECダンピ 九月三〇日、 T P M ング提訴 復 は 活を含 取 ŋ 下 む

げられたのである。

不満である。 ついてきた。八一年に入ると操業率も一年振りに八○%台を越え、 TPM強化とともに、 しかし、米国市場が安定にむかったその時に、 鉄鋼貿易秩序は再び小康状態を取り戻した。実際、八〇年後半以降、米国内の鋼材需要は上向き、 鉄鋼業再生策により各種国内措置 またもや、TPM秩序を乱す動きが生まれてきた。 (税制上の投資促進措置、 輸入比率も一五%以内にさがってい 環境規制 の緩和 ECメー など) 、った。 輸入も落ち を得 カ 1 の

であり、 C メ 1 としている五大湖地域や東海岸での米国ミルの建値水準を上回っていた。また、米国ミルの値引き販としている五大湖地域や東海岸での米国ミルの建値水準を上回っていた。 再開 カ 後 TPM再開後、これら地域へのEC(および日本) のト 1 はトリ ij がし ガ ー価格を守っていてはこれら地域への輸出が困難になってきた。 価格は停止前の一二・一%アップに設定されたが、この新水準は、 からの輸出は激減した。 この問 E C が 題は特に鋼板 アメリ 売も カ ~ 輸出 加 の 主力市場 に顕 E

Ŕ とも他方では、 八〇年央以後、 米国市場は油田開発ブー ムによって油井管 --1 ム レ ス鋼管、

日本の鋼板輸出の落ち込みはある程度うめ合わされ

たが、

それでもECミ

電

|縫管など)

ECの最重要市場に対する最重要品種の輸出が急減したのである。また

これ iz 加えて、 生産品質 種 の特化が進んだEC業界のなか で、 油井管ブー ムの恩恵を受けたのは一部 の ₹ ル に限られ

227

るという制度である。(タロ)

額以上である」と認定した外国メー 市場 制度」であった。 の実勢とかけはなれたト プリクリアランス制度とは、 リカ 1 価 カ i .格の是正を求めてECがとった手段が**、** 輸出業者は反ダンピ 対米輸出価格がトリ ン グ ,調査発動 ガー の リスクを負うことなく米国に輸出でき 価格以下であっ T P M の 「プリ ても 商務省が アラン 「公正価 事

かくして、ECの対米輸出は八一年当初の二〇万トン台から、 れが多発すればTPMの崩壊につながるとして消極的な対応を示したため、 して商務省にプリクリアランスを申請した。 ンへ急増していった。 Ē -Cミルは、 欧 州 通貨の対ド 市場占有率でいうと二〇%台から三八%台への増加である。 ル大幅安が続いているためト 一方、 商務省は、 ij 四月~七月の五〇万トン台、 プリクリアランス制度はあくまで例外措置であり、 ガ 1 価格以下で輸出してもダンピ ECミルはTP さらに八月には 割れ の ン ッ 輸出に íc は 踏 ならない 八〇万ト み切った。 ٤

打開 殺関税調査を開始し、 否にあう。 この強い不満に対し、 のため、 一方、 ECに自重を求める一方で、「アンチ・サージ・メカニズム」を適用して職権による反ダン 米業界はECの輸出攻勢に強く反発、 国内業界の説得を試みる(八一年一一月一九日)。 アメリカ政府は一部品種、 地域のトリガ 大型提訴に踏み切るとの態度を示す。 1 価格を下げるなどの提案をおこなうが カ国に 対 Ļ アメリカ政府は、 相殺関税 Ľ° E 反 ン グ、 ダ 事 ンピ の 相 態 拒

たのである。 ン 、提訴に踏み切 かし 結 局、 USスチールなど七社は八二年一月一一日、 っ た。 商務省はこれに呼応してTPM の再強化ではなく、 の即時停止を発表、ここに新TPM EC七ヵ国を含む一一 米、 E C 間 のあらたな数量取 は わず 極め か 年 余で崩壊 そ

n に至る経緯は TP 表12 M 停止後 に譲るとして、 に生 一まれた措置 その骨子は、 は T P M 八二年一一月から八五年一二月の期間、 EC側は対米輸出数量を品

クリ

ス

### 保護貿易の政治学(Ⅱ)

### 表 12 米・EC 鉄鋼取極め成立までの経過

### 1982 年

- 1月11日 U. S. スチール社等米ミル7社, EC など11ヵ国に対し, 相殺関税・ 反ダンピング提訴。同日, 商務省は, トリガー価格制度の即時停止を 発表。
- 2月18日 ITC,被害の有無に関する仮決定を発表。
- 6月11日 商務省,相殺関税提訴に関する仮決定を発表。
- 7月22日 EC 委員会、ベルギー・フランス・イタリア・イギリスの4ヵ国を対象とする相殺関税調査の中断を求め、81年比10%カットの対米向数量制限を提案。商務省、この提案を拒否。
- 8月 5日 米・EC 両政府,本年10月から85年末まで11品目の対米輸出を自 主的に米国見掛消費量の5.754%に規制することで暫定的合意。しか し、米業界はこの取決めを不満として拒否する旨表明。
- 8月10日 商務省, 反ダンピング提訴に関する仮決定を発表。
- 8月25日 商務省,相殺関税提訴に関する最終決定を発表。
- 10月11日 EC 委員会,8月5日の暫定的合意のEC シェアを縮小する規制案をEC 10 ヵ国常駐代表委員会に提案。
- 10月15日 ITC, 相殺関税提訴に関する最終決定を発表。同日, 商務省は10月21 日まで EC との交渉継続の意向を表明。
- 10月20日 EC 委員会の鋼管を含めた規制案に強く反対していた西独は、同国閣 議において条件付で同意。
- 10月21日 米・EC 両政府, EC の対米自主規制で最終合意に達した旨声明。同 日, 米ミル各社提訴の撤回を表明。
- 11月20日 取極め発効(85年12月末まで)
  - (出所) 日本鉄鋼輸出組合月報,82年11月号,1頁

管 出 占 目 あ あ 米 1理色の 実績 る。 (1)っ の 别 規則 る輪 た。 規 以下 市 の より輸出枠を設定する。 E 以下 延 制 場の見掛消費量に占める比 の シ C 間 薄 。 の Т 闪 〇品目 約 対 す はその 層 九二 一〇品目 P 象 板 る 鋼 7 濃 の鉄鋼貿易取極め〉 材 Μ 品 1 % を iz 帯 7, 導 目 の 概要で 関 比 米 揩 は 鋼 い に する規 置 後 カ うも |率 Ε 国 つい で あ(1) る。 が バ 五年をへずして C 冷 0 延薄 に 見掛 出現した Ţ の ō 八 7 するも で 応じて自主 ある。 は 板、 消 年 費量 米 の 度 厚 鋼 玉 板

(5)品 目 莂 輸出 枠 の 調

49見掛消費、

輸出

枠

.. の

算定

米国

[はEC

の同意を得て、

独立予測機関を起用

して、

品目別見掛消費の予測値を作成する。

(3)輸出ライセ 米国はライ

九八二年 ェ ス 月 日 カゝ ۔ ا 九八五年一二月三一日まで (2) 期間

EC各国政府 . セ は対 ン ス 象品目 の証明書が 1の輸出 ついていない製品の輸入を禁止する。 E つ いて規制 枠 の範囲 内でライセ ンスを発給 Ļ EC委員会がこれを管理する。

目 規制枠 (%) 品 熱延薄板·帯鋼 6.81 (7.56) 冷 延 薄 板 5.11 ( 5.40) 厚 板 5.36 (5.92) 構 造用形鋼 9.91 (10.97) 線 材 4.29 (4.77) 熱 延 棒 鋼 2.38 ( 2.86) 被 猬 鋼 板 3.27 (3.15) ブ ij キ 2.20 ( 2.16) 軌 条 8.90 (9.89) 錙 板 21.85 (21.85) 矢

加重平均

5.46 (5.93)

(注) ( )内の数字は1981年の実績シエア - であり,参考までに付け加えたもの である。

お

家の事情」

に応じて対応しがちである。

品 目間 0 輸 茁 |枠の振り替えは数量の五%の範囲内で可能とする。

(6) 品 II 目転換 (ダイバ ージョン)

規制対象外の 品目 の輸入が急増した場合ならびに規制品目でも炭素鋼から合金鋼 への品目転換が生じた場合は別

В 鋼管に関する規制

⑴米国向鋼管輸出は一九七八~八一年の米国見掛消費に占める平均シェ 上 記一〇品目の輸出枠により、 ECの対米輸出が鋼管に転換 (ダイバー ジ ョン)することを回避する。 (五九%)を上回らないものとする。

アー

②ECは対米輸出数量をモニターする。 ECは、 米国商務省に対して八二年一〇月までの対米向鋼管受注状況を伝

その後は毎月の輸出数量を報告する。

# 鉄鋼委員会とルール・メーキング

ることができるであろうか。 みられるのだろうか。 全会一致を前提とした調整がOECDの アメリカ鉄鋼業界が要求する「セクター別多国間協議」に、はたしてOECDはどれほど応え 以下、 鉄鋼貿易のルー ハ 1 モ = ル・メー 120 1 シ = キングに関連して、この点をさぐる。(エン) ン機能であるとすれば、そこにはどのような協 議過

鉄鋼委員会の理念を集約すれば、 しかし現実には供給能力過剰問題が長期化の様相を呈し、 国際協調をはかりつつ、 自由貿易と鉄鋼業の構造改善を推進するということであ 鉄鋼が政治商品化してゆくとき、各国はそれぞれ の

そこでは国際比較優位原則よりは国内的価値産業本意の、 整合的な国際ルールよりは各国別裁量中心の政策へ

の傾

そ

Ó

治措置

理念の解釈をめぐって展開されてゆくのである。

かし理念と現実のあいだには常にギャップがあるというべきであろうか。

|が対外的な悪影響を最小限にとどめるように配慮し、

調整の負担を他国に転嫁させるべきでは

鉄鋼委員会の議論

は

まずこのような

科がみられる。 (13)

る考え方がナイ i ばならな 仮に鉄鋼のような基幹産業にとって、 ۴ 才 フが強まることを念頭において政策選択がなされるべきである。 ر را ه 非効率的な産業部門 1 ブすぎるとすれば、次善の策として、 への政府介入は、 自由・ 多角・ 時間が経過するほど短期的利益と長期的 無差別 各国の政策相互間に整合性をできるだけ確保する努力が の原則 が いかなる状況下に また、 貿易制限措置 おい ても確保され コストとのあい がとられるにしても るべ ただに きとす なけ

C は、 直接的な輸入規制に訴えることなく「公正な貿易」を確保するための適切な措置であると主張する。 プラン、ダビニョ 既存の貿易秩序への不満 |要争点のひとつは貿易ルー の争点の構 そのメ アメ カニズムがなんであれ、現実にそれが従来の貿易実績を無視している以上、きわめて不適当な輸 図は米・EC間 ij ン ・ カ政府はTPMはあくまでも反ダンピング手続きの迅速化を意図した措置にすぎず、 プランという危機対策を導入したが、 ――具体的にはアメリカ鉄鋼業界の不満 の対立である。 ルの位置づけに関連している。 すでに述べたように 両者のあいだにはつぎのような認識の対立が このことは、 アメリ に端を発したことからもうなづける。 カはトリガ 鉄鋼多国間協議のフ ー価格制度を、 レ 1 これに対 E C は 4 ヮ あっ したが 1 シ ク た。 入制 Ŧ 作 してE ネ っ り て 限 が

措置との批判を持つ。

の

は保護主義その

Ŕ

o)

っであ

Ď

ア

メリカは、

危機対策の一環としてECが関係輸出国に対し二国間の数量

価格取り決めをおこなって

この いる

このような直接規制は保護主義を助長させてきわめて不適切であると批判する。

232

批 判に対してECは、 この措置は鉄鋼危機のもとでも、 対 EC輸出国のそれまでの実績を尊重してお 9 それ は

の輸入量を保障するとともに、 適正な輸入価格水準を確保する妥当な措置である、 と反論する。

約束)の文言にさかのぼって噴出する。

このような「国際的認知をめぐる政治」

は、

委員会設立に際して確定されたイニ

シャ

ル

•

= ₹

ッ

١

メ

ント

(基本的

定

ているのであり、 ならない」、各国がとる鉄鋼危機対策は のもとで」に力点を置き、 その代表的事例 E C は 「伝統的な貿易の流れを阻害してはならない」という部分を重視する。 調整の負担を他国に転嫁していると主張する。 は 各国 「が導入する措置は ECが域内鉄鋼業向けに補助金を出していること自体がすでに正常な競争状態を破壊 「調整の負担を他国に転嫁させるものであってはならない」という文言 「正常な競争状態のもとで樹立された伝統的 他方アメリカは、「正常 な貿易の 流 れ で阻 な 害しては 競 で 争 状 あ

このような原則をめぐる対立は米欧間に問題が発生するたびにむしかえされたが、 その 例を挙げておこう。

〈ECの主張 ることにしてい 金政策は一般的な社会政策の枠の中で行われているものであり、 米国商務省 政府は仲介者たるべきである。 の る。 相殺関税仮決定 米国 の 対応は、 (八二年六月一〇日) 鉄鋼委員会設立時の精神に戻るべきである。 こうした構造改善努力を阻 は鉄鋼委員会およびGATTの精 害する。 かつ全ての補助措置を一九八五年までに終了す 米国 当業界 の苦境は世界的不況 神に反する。 E が 原因であ C の 補

助

## 〈アメリカ政府の主張

貿易のための国際的 米国 商 務省の仮決定は、 ル 1 手続きを遵守し広く情報を集めた結果である。 ル 作りを目指すとの観点から、 公正に解釈している。 G A T T 輸入国に物的被害があれば、 = ۱ ۲ を 自 旧由で 歪 曲

の 玉

な

況を定期的に報告し、

かつ、

利害関係国間で協議することを定めている。

14

内

補助金でも相殺関税の対象となる。

を持つ。実際、委員会設立に際しての「イニシャ このような貿易措置をめぐる論議は、 K 転嫁しないことである。(15) 各国の鉄鋼政策について「透明性」を高める契機となりうる点で一 ル・コミット メント」には、 貿易措置を導入した国はその根 定の意味 状 味

鉄鋼委員会の精神は貿易の歪曲を正すこと、

貿易措置につい このような機能 しかし協議の実態は釈明と非難の応酬に終りがちである。 が制度化されれば、 ての明示的 なガ イド ラインの設定、 鉄鋼委員会の性格は大きく変化すると考えられるが、 導入に際しての事前 そこでアメリカは、このような閉塞状態を打開すべ 協議 審査基準の設置 はたしてそれは具体化され を主張 している。 もし ۲

るであろうか。

な様式 員はGATT一九条型の行動(セーフガード)について、 独 ル 3白の ール・メーキングを提唱したのはOECDコンサルタント この争点を考える糸口として、八〇年二月に開かれたOECD鉄鋼シンポジ 市場攪乱 (フォ -七 ۵ 作成を目指すべきであると論じた。(3) ーフガード を鉄鋼委員会が検討、 提唱すべきであると論じた。 国際的に明解に了解され、 のエド ・ワー ۲ フ ・ウム Ħ コ またアメリ フ で したがって半自動的に適用 スキーであるが、 の議論が有益であろう。 カのヴァニッ 彼は鉄鋼貿易 ク下院議 可 能 の

実にな 批 終結した時期に行うことは非現実的である、 .判がなされた。また、大手の鉄鋼貿易諸国が共同歩調をとるとき、 しかしその一方で、このような鉄鋼独自の国際ルール設定論議をOECDの場で、 りかねない、 OECDのメンバ ーシップは限定されており、 鉄鋼委員会による ル 1 非 ル それが排他的な性格になるであろうことを中小 加 ・ メ 1 盟 の鉄鋼生産国に不信感を与える、 丰 ングは短期 しかも東京ラウンド の 危機対策 を長期 が とい 化する ひとまず っ  $\Box$ 

一国の構造調整の負担を他国

鉄鋼委員会自身、この問題について当初から取り組んできており、

じている。

また韓国のように、

方が重要であるとの指摘がなされた。 国は強く危惧せざるを得ず、 したがってそのような新しい試みよりも、 GATTの諸規定をお互いに遵守する確約 の

その前段階として、鉄鋼貿易は本来いかにあるべきかについての論義をもう一度根本からやろうではないかと主 に、アメリ 鉄鋼独自のルール・メーキングを提唱したフロコフスキー論文がきわめて不評であったことからも推察され ・カの望む鉄鋼貿易ルール作製の方向に委員会がむかう余地はきわめて少ない。そこでアメリカは、 るよう わば

資・資本参加、 化)を、 各国 以下の七項目について提案している。 .から報告される統計や政策を同一パターンと濃密度で報告するためのインベントリー 、 (七) 貿 (3) (八三年四月の第一七回会合)。 (一)税制、 二 労働、 三 産業政策、 **四研究開発、** (五)国内 の作製 介入措置、 (カタ (六)投 口

た先進国鉄鋼業が文字通りの構造不況産業になったとすれば、 のような機能、 員会が他の追随を許さないほどの情報収集や需給見通しさえなしえない現状からすれば、 このような最近の動向は参加国間の疑心暗鬼を取り除き、 のフレー ムワーク再編問題は、鉄鋼中進諸国との関係においてもすこぶる重要である。 権限を有するためには、根本的なフレームワークの再編が必要である。 政策の透明性に資する点で有益であろう。 鉄鋼をめぐる「南北問題」は先鋭化するに違い 実効性は薄いであろう。 もしかりに、 しかし鉄鋼委 日本を含め

のようななかで唯一具体化されたのはメキシコとの関係であるが、 それとて鉄鋼委員会への正式参加 ではなく、

OECD本体への加盟を望んでいる国もあり、

しかしOECDという場に対する警戒心から、先進国主導に組み込まれる危険をこれら中進鉄鋼国

韓国、インド、ブラジル、メキシコに

参加、

を呼び

一は感

実際には進展していない。

結果以上に

(結果の多くは実体の薄い妥協に終わる)、政策の「すり合わせ」にある。

おき、 国側であろうが、それは利害がするどく対立した交渉の場となる可能性が大である。このような対決の政治を回 情報交換を中心とした「連絡委員会」方式の設置にすぎない(第一回会合は八二年三月に開催された)。(5) るためにも、 た中進国鉄鋼業とのあいだには、するどい利害対立は不可避であろう。その時、 キシコとのリエゾン方式が、はたしてどれだけ有効な対話のチャネルになるか未知数であるが、そのことはさて 力過剰問 鉄鋼委員会が時間をかけた「学習の場」になることは期待できよう。 1題が持続するなかで、成熟産業としての先進国鉄鋼業と、 外貨獲得のための重要産業と位置づ ハーモニゼーション機能は、 政府間調整をまず求めるのは その 先進 一避す つけら

保護貿易をめぐる力学が、 本稿が取り上げた二つの争点は、「政治的解」 経済の論理と政治の論理の狭間にあることを、示している。 が いかに状況的であり、 脆弱であるかを示している。 またそ れ は

のセクターと比較検討すべき点は多い。(20) 国内・国際間 本稿の事例が典型的なものと判断するのは早計である。 [の連動政治化を加速させたことは間違いない。 しかも本稿の事例には、 東京ラウンドという大状況があった。 鉄鋼業の産業組織、 市場構造、 政治力等 それが陰に陽 他

た視座は、比較検証されなければならない、ということである。 要するに、 本稿が取り上げた政治化の過程、 国内 ・国際争点の連動経路、 紛争処理方法、 秩序再編成の力学とい

- î \_ [#] Barnett and Louis Schorsch, Steel. Upheaval in a Basic Industry, 1983, p.
- ルール、規範、慣行のセット、 ここで筆者の念頭にある分析概念は国際関係論でいう「レジーム(regime)」である。レジームとは、 国家間の集団決定についてのアレンジメントなどの総体、と一般に定義される。そこではレジ 国家が従う(べき)

ームの発生、発展、変容についての分析視角が重要である。

際政治の理論と実証』一九八三年。本稿序章の注(1)をも再度参照されたい。 究史的位置づけ、定義などについては以下を参照のこと。山本吉宜「序説・国際政治の理論と実証」日本国際政治学会編『国 稿がしばしば用いた表現である「政治的解」「政治的均衡点」などは、有効性と安定性の複合概念といえる。レジーム 論の す国際ルールや各国の政策」という面を特にとり上げてきた。これは、レジーム概念のなかの「ルール」あるいは「秩序 た目標を達成する能力をどれほど持っているか=有効性)、また、どれほど持続・安定的であるか(=安定性)に関連する。 ーダー)」に最も近いといえる。ここでいう「整序機能」とは、意図的に選択された国際ルールなり各国の政策が、設 定さ このようにレジーム論はきわめて幅広い概念と分析対象を持っているが、本稿では、「諸国家の鉄鋼貿易関係に影響 を及ぼ **(**オ

- 3 Office, Administration of the Steel Trigger Price Mechanism, Government Printing Office, 1980 『鉄鋼年鑑』昭和五五年度、三四八頁。GAOレポートはTPMの問題点を詳しく述べている。Government Accounting
- 4 九六頁 Issues of the Japanese Economy, 1982, pp. 211-216. 公文溥「日米鉄鋼摩擦の現況」『経済評論』 | 九八○年七月号、九三| Hideo Sato, "The Political Economy of United States-Japan Trade in Steel" in Kozo Yamamura ed., Policy and Trade 1980's, Middle Tennessee State University, Business and Economic Research Center, 1980, 112-113; Hugh Patrick and Politics of Surplus Capacity, 1981, pp. 143-146; Kiyoshi Kawahito, Issues of World Steel Production and Trade in "The American Steel Industry and International Competition" Susan Strange and Roger Tooze eds., The International さきのGAOレポート以外にも多くの論者がTPMの欠点を指摘している。たとえば以下 をみよ。Steven Warnecke
- 5 佐野忠克「新トリガー価格制度の特徴とその背景」『日本鉄鋼輸出組合月報』一九八○年一一月号、二頁
- 6 機能等については以下をみよ。「米鉄鋼業再生策をテーマとした三者委員会の開催について」『日本鉄鋼輸出組合月報』一九八 同委員会はソロモン勧告(七七年一二月)に従い、七九年一月、連邦諮問委員会法に基づき設置されたものである。

〇年九月号、二四-二八頁。

『鉄鋼年鑑』前出、による。

- (1)『鉄鋼年鑑』昭和五六年度版、三二五―三二六頁。佐野論文、前出、をも参照のこと。なお、輸入比率、製鋼操業率 市場動向、委節的要因、最近の典型的な貿易パターンに照らしてみた場合の輸入増加量の影響度を考慮する、とされている。 カ月間の移動平均により算出される。また特定品目の急増(サージ)判定に際しては、商務省は⊖輸入増加量□増加の期間⊟ は3
- (8) 正式には「米国鉄鋼業、労働者およびその地域社会のためプログラム」。概要は『鉄鋼年鑑』昭和五六年度版、 三二四頁
- (9) 新TPMのECに対する影響については以下によるところが大きい。今井康夫「鉄鋼業をめぐる国際的動向」『通 ーナル』一九八二年六月号、九○−九一頁。『鉄鋼年鑑』昭和五六年度、三二八頁。
- (10)『鉄鋼年鑑』前出、三二八頁。プリクリアランスを申請したメーカーと申請品種については、たとえば以下を参照。『鉄鋼

年鑑』昭和五七年度版、三二一頁(表19)。

『通商弘報』一九八一年七月二〇日、一三—一四頁 が高まっている点を米国側は考慮していないとする不満を持っている。」「トリガー価格制度の事前申請をめぐる最近の情勢」 メリットを得ようとすべきではないという考え方である。これに対し、欧州側はEC域内の鉄鋼需要は低迷しており、失業率 ピング提訴のおそれなしに公正価額以下で販売できたのであるから、現在の高い価格を我慢すべきであり、一時的なドル高の のこの時期にTPMをテストしようとしているのは不公正であると感じており、TPMのおかげで欧州側は過去アンチ・ダン プリクリアランスについて商務省とECとの立場の違いはつぎのように要約されよう。「商務省は、欧州メー ኑ\*

五頁。「米ミル七社による相殺関税提訴に関する商務省の仮決定について」同上、八二年七月号、三六―四五頁。 頁。「米ミル七社の相殺関税・反ダンピング提訴に関するITCの公聴会・仮決定について」同上、八二年三 月号、二九―三 報』一九八一年一一月号、三一一三五頁。またUSスチール社など七社による八二年一月一一日の提訴については以下をみよ。 -米ミル七社の相殺関税、反ダンピング提訴とTPM停止について」『日本鉄鋼輸出組合月報』 一九八二年二月号、五六--六二 なお、八一年一一月一九日に商務省が開始した相殺関税・反ダンピング調査については以下をみよ。『日本鉄鋼輸出 組合月 年、六三一六七頁。

ı お左の表は「取極め」による対米輸出カバレージ等の数字である(同上、六頁)。 概要は以下による。「米国・EC間の鉄鋼貿易取極めの成立について」日本鉄鋼連盟、昭和五七年 一一 月、二―五頁。な

(K NT)

1	6.23	648 (100.0)	10,401	全品目合計	全品
1	6.86	595 ( 91.9)	8,670	<u> </u>	2011
5.9	10.87	178 ( 27.5)	1,638	御	盤
5.46	5.93	% 417 ( 64.4)	7,032	ш	10 品
規制枠	シェアー (%)	EC からの輸入 (1981年)	米国見掛消費 (1981年)		

November 1982, pp. 259-278 闽° Hans Mueller and Hans Van Der Ven "Perils in the Brussels-Washington Steel Pact of 1982" The World Economy, 出組合資料、一九八二年。「米国・EC鉄鋼貿易取極の成立について」『日本鉄鋼輸出組合月報』一九八二年一一月号、一一八 なお、「取極め」にいたる経緯、米、ECの反応については以下を参照のこと。「最近の米国鉄鋼輸入制限問題」日本鉄鋼輸

(13) たとえば以下を参照。『対外経済政策の基本』(一九八○年)所収の兼光秀郎論文、一一一一一五頁。

以下の拙稿でふれている。「貿易摩擦と多角的調整——鉄鋼の事例」日本国際政治学会編『国際政治の理論と実証』一九八三

本節は以下の拙稿に一部加筆したものである。また「レジーム論」についての理論的インプリケーションについても若干

時期において、鉄鋼企業を支持するための国内諸政策が調整の負担を他国に転嫁させ、その結果、他国で制限的貿易措置(例、 加者は、一九七八年六月の閣僚理事会コミュニケの一部として採択された積極的調整政策に関する一般方針を想起し、危機的 鉄鋼委員会の「機能」について、OECD理事会決定付属文書(七八年一〇月二六日)はつぎのように述べ ている。「参

Positive Adjustment Policies: Managing Structural Change, 1983. (『鉄鋼界』 昭和五四年二月号二三頁の日本語訳による)。積極的産業調整政策 (PAP) については以下を参照のこと。 人為的な輸出促進または人為的な輸入代替)がとられる可能性を増大させるものであるべきではないこ とに つき 合意 する」 鉄鋼委員会でもPAP関連の議論 (生産構造の適合政策 OECD,

- や各種政策の透明性など)がなされているが、具体的な政策的展開は特にないというのが実状である。
- 15 今井康夫「OECD鉄鋼委員会の動向」『鉄鋼界』昭和五七年一○月号、四五頁より引用。
- (17) Ibid., pp. 206-207. 〔カナダ産業貿易商務省のG・エリオットによる批判)(16) OECD, Steet in the 80s, 1980, p. 166, 240.
- 17 について作業を進めてゆくことになった。「OECD鉄鋼委員会最近の動き」日本鉄鋼連盟、 七項目提案のうち、雇用に関するデータが比較的事務局に蓄積されていることから、まずテスト・ケースとして労働分野 昭和五八年五月。
- 20 19 この点については本稿第1章第一節「鉄鋼産業の特色」を再度参照されたい。 今井康夫、前出、四七頁。
- かなりの数にのぼる。これらのセクター比較が、「レジーム論」の理論的発展に必要であるが、そのためには、比較の基準(変 を明確に設定する作業が不可欠である。繊維との比較が今後の主要テーマとなろうが、序章の注(3)および注(1)で 工業製品でいえば繊維の前例があることは周知のとおりである。またこれに加えて、各種一次産品についての国際協定も

述べた研究関心の部分をも再度参照されたい。

韓国、ブラジル、メキシコなどの途上国からの輸入が、八三年九月には六五万三、○○○トンで、日本、ECからの輸入合計 の六四万五、〇〇〇トンを上回っており、ダンピング輸出をしていると非難、政府に強力な対抗措置をとるよう求めている。 が中進鉄鋼諸国に規制の網をかぶせることにあることは明らかである。ロデリックAISI会長(USスチール会長)は、 なお事例叙述をとじるにあたり以下の二点を補足したい。本稿で取上げたアメリカの場合でいえば、米業界の次のターゲッ 八三年一―九月の途上国からの輸入量は四四七万トンにのぼり、前年同期の三〇〇万トンを約五〇%上回っている。日 昭和五八年一一月六日付

### 保護貿易の政治学(Ⅱ)

〔結章に続く〕